

令和5年 9月 1日開会
令和5年10月 3日閉会

令和5年第3回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

9月1日（金曜日）

令和5年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 9月 1日 | 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 1. 開 | 議 令和5年 9月 1日 | 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 散 | 会 令和5年 9月 1日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午後 2時50分 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 1 7 番 | 森 川 一 義 | | |
| 1 8 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 宇 都 宮 明 彦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 一 井 健 二 | | |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 浅 野 幸 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |

議 事 日 程

- | | | | |
|---|--|----------|-----------------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(17番森川一義、18番酒井宇之吉) | 認定第 4号 | 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 2 | 会期の決定
(9月1日～10月3日 33日間) | 認定第 5号 | 令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 3 | 承認第 6号 専決処分第6号の承認を求めることについて | 認定第 6号 | 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 4 | 議案第61号 西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 認定第 7号 | 令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第62号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について | 認定第 8号 | 令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第63号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について | 認定第 9号 | 令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第64号 令和4年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について | 認定第10号 | 令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について |
| | 議案第65号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号) | 認定第11号 | 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| | 議案第66号 令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | 6 報告第 7号 | 令和4年度西予市一般会計継続費精算報告について |
| | 議案第67号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 報告第 8号 | 令和4年度健全化判断比率の報告について |
| | 議案第68号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | 報告第 9号 | 令和4年度資金不足比率の報告について |
| | 議案第69号 令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 報告第10号 | 西予市土地開発公社の経営状況について |
| | 議案第70号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号) | 報告第11号 | 株式会社エフシーの経営状況について |
| 5 | 認定第 1号 令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | 報告第12号 | 株式会社城川ファクトリーの経営状況について |
| | 認定第 2号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について | 報告第13号 | 株式会社どんぶり館の経営状況について |
| | 認定第 3号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 報告第14号 | あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について |
| | | 報告第15号 | 株式会社グリーンヒルの経営状況について |
| | | 報告第16号 | 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について |
| | | 報告第17号 | 西予CATV株式会社の経 |

- 営状況について
- 7 発議第 5号 地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の定数の変更について
- 選任第 4号 地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の選任
- 8 発議第 6号 西予市決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 5号 西予市決算審査特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件		算の認定について	
1	会議録署名議員の指名	認定第 5号	令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
2	会期の決定		
3	承認第 6号 専決処分第6号の承認を求めることについて	認定第 6号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第61号 西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 7号	令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第62号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	認定第 8号	令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
	議案第63号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について	認定第 9号	令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
	議案第64号 令和4年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	認定第10号	令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第65号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)	認定第11号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第66号 令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	6 報告第 7号	令和4年度西予市一般会計継続費精算報告について
	議案第67号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	報告第 8号	令和4年度健全化判断比率の報告について
	議案第68号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	報告第 9号	令和4年度資金不足比率の報告について
	議案第69号 令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	報告第10号	西予市土地開発公社の経営状況について
	議案第70号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)	報告第11号	株式会社エフシーの経営状況について
5	認定第 1号 令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	報告第12号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について
	認定第 2号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第13号	株式会社どんぶり館の経営状況について
	認定第 3号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
	認定第 4号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決	報告第15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
		報告第16号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
		報告第17号	西予CATV株式会社の経営状況について
		7 発議第 5号	地域医療と西予市立病院等

- の在り方調査特別委員会委員の定数の変更について
- 選任第 4号 地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の選任
- 8 発議第 6号 西予市決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 5号 西予市決算審査特別委員会委員の選任

開会 午前10時00分

○河野議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和5年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めまして皆さんおはようございます。

令和5年第3回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日中は相変わらず猛暑が続いておりますが、朝晩は夏の暑さも幾分収まり過ぎやすくなってまいりました。

まだまだ厳しい残暑が続く見込みですので、体調管理、健康管理には十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

明後日、9月3日日曜日は、どんぶり館横に整備を進めておりました西予市児童公園、西予ちぬやパークがオープンをいたします。

当日は、オープン記念イベント西予市子育て応援フェスタを開催します。子どもたちが大喜ぶするステージイベントや西予まるっとマルシェと題し、20を超える市内各種団体が出店し、様々な食材や食品加工品を販売するなど、いろいろなイベントが用意されておりますので、ぜひ多くの皆様方にお越しいただき楽しんでいただきたいと思います。

また、明日の夜には、前夜祭として西予市ランタン祭を開催いたします。お子さんの成長を願い、夜空に浮かぶランタンが、鮮やかに夏の終わりの夜空を彩ります。こちらのイベントでも、キッチンカーやナイトマルシェを催しますので、飲食も楽しみながらランタンで彩られたきれいな夜空を見上げていただき楽しんでいただきたいと思います。

なお、本イベントの実施に際しましては、72もの企業、団体から300万円を超える協賛金をいただきました。御支援、御協力をいただきました皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申

上げます。

西予ちぬやパークをランドマークに、当市の子育て環境の充実及び少子化対策の推進に努めてまいりたいと思います。

去る8月14日に、株式会社大塚商会から、企業版ふるさと納税の申出を受け、これを契機に、愛媛県5市町、高知県7市町村による災害時における相互応援及び支援協力に関する連携協定を締結いたしました。

この協定は、協定を締結する愛媛・高知の12市町村のいずれかの地域において災害が発生し、被害を受けた市町村が、独自では対応し切れない場合に、協定市町村相互の応援措置や株式会社大塚商会による支援協力を迅速かつ円滑に受けられることを目的とするものであります。

南海トラフ巨大地震や近年頻発化・激甚化している豪雨災害等においては、広域的な対応が必要不可欠となっております。

この協定の締結により、関係市町村が、災害発生時はもとより、平素からの防災に関する情報共有や相互連携の推進・強化を図られ、地域の安全・安心に大きく寄与することを期待するものであります。

市民病院、野村病院及びつくし苑の経営形態の見直しにつきましては、議員の皆様、市民の皆様にも高い関心を持たれていることと存じます。

先日、8月20日日曜日に県歴史文化博物館で市立病院などを守る会の主催による講演会が開催され、講師の先生から示唆に富んだ話もあったようですが、その中で、市民病院の病床数を若干減らすことで、現状よりも毎年度3000万円もの金額が特別交付税として多く措置される旨の発言があり、財政担当の不勉強を強く指摘されました。

このことにつきましては、新聞報道もされ、守る会もSNSで糾弾しており、市としましても、早速調査、確認を行いました。

結果としましては、そのような算出方法はなく、何らかの事情で先生の思い違いがあったものと思われ、その後、先生からも当市の算出方法に理解をいただいたところであります。

しかしながら、講演会という場所で誤った情報が発信されますと、参加者やその記事を読まれた方々は惑わされることもあります。

主催者側におかれましては、本件の対応につい

て考えていただきたいと思います。

今回のことを含め、市としましても、正しい情報を的確、適切に発信していくことの大切さを改めて認識したところであります。

ただ、講演会の中で先生からは、市立病院等の経営形態として、地方公営企業法の全部適用による運営の御提案もありました。

西予市の地域医療福祉を守るため、最善の方法は何であるかを議員の皆様、市民の皆様、また、現在、3施設の職員が合同して経営形態等の検討を進めておりますが、そうした関係職員の皆様とともに考えてまいりたいと思います。

さて、本定例会でございますが、11名の議員からの一般質問にお答えするとともに、条例改正2件、補正予算6件のほか、令和4年度各会計決算認定、出資法人等の経営状況報告など、計33件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○河野議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、17番森川一義君、18番酒井宇之吉君の両名を指名いたします。

(日程2)

○河野議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から10月3日までの33日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から10月3日までの33日間と決定いたしました。

(日程3)

○河野議長

次に、日程第3、承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第6号は、令和5年度西予市一般会計補正予算(第5号)について専決処分の承認を求めるものであります。

その内容でございますが、令和5年6月30日から7月1日にかけての梅雨前線豪雨の影響により被災した農地、農業用施設及び林業用施設について、復旧に係る測量設計委託料及び工事請負費、合計700万1000円を計上いたしました。事業の財源につきましては、財政調整基金繰入金を計上し、収支均衡を図っております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万1000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ292億6887万5000円といたしました。

今回、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分をし、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認め、承認第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室確認画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○河野議長

全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたしました。

承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」は賛成全員によって承認となりました。

(日程4)

○河野議長

次に、日程第4、議案第61号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第70号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

(山住総務部長登壇)

○山住総務部長

議案第61号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことによるものでございます。

主な改正内容につきましては、愛媛県知事の承認を受けた企業立地計画に従って施設を設置した者に対して、固定資産税を課税しない特別措置の取得期限を令和7年3月31日まで延長するほか、所要の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第62号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年4月に消費税法等の一部が改正され、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が令和5年10月から導入されます。

今回の改正は、インボイス制度導入に伴い、水道料金を見直す必要があるため、西予市給水条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第63号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」提案理由の御説明を申し上げます。

この公有水面埋立ては、愛媛県が明浜町高山漁港区域内において、地区住民の生活基盤及び産業基盤の整備発展を図るため、一般国道378号道路改良に伴う拡幅工事によるものであります。

このたび、愛媛県が出願した公有水面埋立免許

について、異議のない旨の意見を述べるため、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第64号「令和4年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき、資本金の額を減少することに関し議会の議決を求めるものであります。

西予市病院事業会計では、平成28年度から看護師等の養成と確保を図るため、看護師等奨学資金貸与制度事業に係る財源として、一般会計からの出資金を計上しております。

本件につきましては、令和5年度から当該事業を一般会計（医療介護部医療対策室）へ所管替えしたことに伴い、貸与の財源である出資金相当額につきまして、西予市病院事業会計の資本金の額を減少するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、物価高騰対策に関する国の動向について触れさせていただきます。

令和5年7月の月例経済報告では、経済の先行きについて、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある

あるとしております。

その中で、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策については、令和4年度第2次補正予算、物価・賃金・生活総合対策本部で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していくと示されております。

本市におきましても、コロナ禍や物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済を回復させるべく、生活者及び事業者支援を打ち出し、積極的な措置を講じてきたところであります。

しかしながら、今もなお、電力、ガス、燃料油などの価格や物価の高騰が続いており、市民の生活やなりわいを圧迫している状況であります。

物価高騰による地域経済対策については、全国市長会、全国市議会議長会など地方6団体において国等へ強く働きかけてきており、このような中、先日の首相発言において、9月末まで続くガソリン等燃料油の激変緩和措置の期間延長とともに、今後、物価高に対する経済対策を策定し、実行していくことで国民生活を支えていく考えを示されました。

現在のところ、経済対策の内容及びスケジュールは明らかになっておりませんが、制度が整い次第、速やかに予算化するよう進めてまいります。

次に、令和4年度決算における繰越金の状況と令和5年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の算定結果について御説明いたします。

まず、繰越金は、令和4年度の決算剰余金となりますが、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた金額から翌年度への繰越財源を差し引いた金額となり、実質収支額とも言われております。繰越額は13億2385万8000円でありました。

当年度中の予算については、事業費確定や決算見込み等により、減額の補正予算を編成し調整してまいりましたが、決算において多額の歳出予算の不用額が生じ、今回の繰越額となったものであります。

不用額が生じた要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症及び燃料費等の物価高騰対策に関連する事業、災害復旧事業以外には、執行段階での事業費の精査と入札実績等によるもの、年度末まで決算見込みが立たないもの、事務の改善

や効率化の努力によるもの、不測の事態に備えるためのもの等があります。

不用額の多い事務事業については、不用額の理由、予定した事業は実施できたのか等の調査を行いました。調査の結果、予定しておりました事業は完了しており、市民の皆様への行政サービス提供の影響はなかったと検証しております。

しかし、今回も多額の不用額が生じておりますので、予算の執行管理を厳しく行い、本市の財政規模に応じた行政サービス・歳出水準となるよう、また予算に反映するよう努めてまいります。

続いて、普通交付税及び臨時財政対策債についてであります。本年度の算定が終了し、普通交付税が 113 億 117 万 4000 円、臨時財政対策債発行可能額が 6934 万円、合計 113 億 7051 万 4000 円という結果でありました。当初予算と比較し 1.7%増、1 億 8851 万 4000 円の増額となり、当初予定しておりました一般財源を確保することができました。

令和 6 年度以降の見込みについては、国の地方財政計画が維持されることを前提にしますと、人口減少等の影響はあるものの、地方債の元利償還金（公債費）に係る財政需要額が増加傾向にあることから当面横ばいで推移することを見込んでおります。

しかしながら、今後、歳出面では、地方債の償還や社会保障費の増加など、経常的な経費の増加は継続する見込みですので、実施する事業の選択・縮減の徹底や組織のスリム化による人件費等の抑制を図り、歳入に見合う事業量と財政規模の実現を目指し、持続可能な行財政運営の確立に取り組んでいかなければなりません。

市民の皆様並びに議員の皆様のご理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、令和 4 年度決算に伴う繰越金の調整をはじめ、えひめ人口減少対策総合交付金の関連事業、令和 5 年 6 月 30 日から 7 月 1 日の梅雨前線豪雨に係る復旧事業など、急を要する経費を計上するものがあります。

その主な内容でございますが、予算の款別に御説明を申し上げます。

民生費では、市内の社会福祉法人が実施する施設整備に対する補助、また、えひめ人口減少対策

総合交付金を活用し、愛媛県との連携による出産・子育て世帯への支援に要する経費を、民生費のほか衛生費においても計上いたしております。

土木費では、市民の生命及び財産を保護するため、がけ崩れ防止工事に要する経費を計上し、災害復旧費では、令和 5 年 6 月 30 日から 7 月 1 日の梅雨前線豪雨の影響により被災した農地、農業用地及び林業用施設の復旧に係る経費を計上するものであります。

また、地方財政法に基づき、令和 4 年度決算による剰余金の一部を財政調整基金へ積立てしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳入に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ 16 億 1225 万 5000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 308 億 8113 万円と定めるものであります。

さらに、地方債補正では、緊急防災・減災事業のほか、緊急自然災害防止対策事業、臨時財政対策債等の限度額変更を行っております。

以上が、今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」につきまして、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

14 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、社会福祉施設整備事業 1 億 1000 万円でございますが、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会が運営する障害者支援施設野村育成園の改築に対する補助金を計上するものであります。財源として地方債を充てております。

同じく民生費、1 項 3 目老人福祉費、老人福祉費庶務事業 5760 万円でございますが、社会福祉法

人西予総合福祉会が運営する特別養護老人ホーム松葉寮において、複数人が利用する多床室を間仕切り等により個室化する費用に対しての補助金を計上するものであります。財源として県補助金を充てております。

同じく民生費、2項1目児童福祉総務費、認可保育所等管理支援事業 761万1000円では、子育て世帯の経済的負担や保育士の業務負担等の軽減を目的に、保育所等の施設生活で使用する紙おむつの無料利用サービスを開始するに当たって、紙おむつ購入費用に対する民間保育所等への補助金、公立保育所では購入費を計上するものであります。財源として県補助金を充てております。このほか、公立保育所の給食献立作成を業務委託するため、その準備に係るシステム開発導入等の経費を計上いたしております。

また、子育て応援事業 1390万円では、若年夫婦の出産後の経済的支援として、奨学金の返還に対する補助金 400万円を計上するとともに、多子世帯の子育て住環境整備の支援としまして、住宅リフォームや引っ越しに要する経費に対する補助金 990万円を計上するものであります。奨学金返還支援につきましては、令和5年4月1日以降出産され、出産時に夫婦ともに29歳以下の世帯を対象に、1世帯当たり40万円を補助限度額として支援するものであります。また、住環境整備支援につきましては、令和5年4月1日以降に、第2子以降を出産した世帯を対象に、既存住宅の増改築及び改修、修繕、補修等に要した費用など、子育て環境の整備と認められるもの及び引っ越しに要する経費に対して、第2子出産世帯では20万円を補助上限に、第3子以降出産世帯では30万円を補助上限として支援するものであります。財源として県補助金を充てております。

15ページをお開き願います。

4款衛生費、1項6目母子衛生費、母子保健事業 300万円ではありますが、子どもを産みやすい環境づくりにつなげるため、不妊治療や妊婦健診等における通院に要する交通費等に対しての補助金を計上するものであります。補助上限は1世帯当たり5万円としております。財源として県補助金を充てております。

17ページをお開き願います。

8款土木費、1項2目急傾斜崩壊防災対策事業

費、がけ崩れ防災対策事業 3850万円ではありますが、市民の生命及び財産を保護するため、要望調査を経て、家屋へのがけ崩れ防止工事を実施するための測量設計委託料及び工事請負費等を計上するものであります。財源として県補助金、寄附金及び地方債を充てております。

19ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、こちらにおいては、令和5年6月30日から7月1日にかけての梅雨前線豪雨により被災しました農地、農業用施設及び林業用施設の復旧に要する経費として、崩土除去等の重機借上料、地元施工に対する補助金のほか、林道の地すべりに関する測量設計委託料を計上しております。

梅雨前線豪雨関連として、1目農地災害復旧費、農地災害復旧事業（現年度）では235万3000円を、2目農業用施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業（現年度）では348万円を計上いたしております。3目林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業（現年度）では、梅雨前線豪雨関連としての353万9000円とともに、林道地すべり災害復旧に要する測量設計委託料 1925万2000円を合わせ、合計2279万1000円を計上するものであります。

20ページをお開き願います。

13款諸支出金、2項1目基金費、財政調整基金事業 9億1712万5000円ではありますが、地方財政法第7条に基づき、令和4年度決算による剰余金のうち2分の1以上を積み立てるものであります。

また、前年度繰越金の増額に伴う歳入超過分を財源としまして、後年度の公債費負担軽減のため、減債基金事業に4億円を積立てするよう計上いたしております。

次に、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書は9ページにお戻りください。

10款地方交付税、1項1目1節普通交付税ではありますが、総務省において、7月28日に閣議報告され、本年度の交付額が決定されました。全国の交付状況を見ますと、市町村分においては、前年度再算定後と比較しますと0.6%の減、愛媛県内の市町村分では、対前年度比1.9%の減であった中、本市においては、主に算定に用います需要額について、地方債の算入が減少したことによりま

して、対前年度 0.3%、3512 万 3000 円減額の 113 億 117 万 4000 円の算定結果でございました。当初予算は 111 億円でありましたので、その差額 2 億 117 万 4000 円を増額補正するものであります。

10 ページをお開き願います。

16 款財産収入、2 項 5 目 3 節西予市土地開発公社出資金返還金 1000 万円ではありますが、現在清算手続を進めております同公社からの出資金の返還金を計上するものでございます。

11 ページをお開き願います。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金ではありますが、令和 4 年度決算に伴う繰越金の調整としまして、育英会奨学資金貸付特別会計では 663 万 6000 円を、国民健康保険特別会計では 2184 万円を一般会計へ繰り出し、同額を一般会計において繰り入れるものであります。

12 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項 4 目 2 節総務費雑入では、清算手続を進めております西予市土地開発公社残余財産を受け入れるため 9340 万 5000 円を計上し、3 節民生費雑入では、後期高齢者医療広域連合へ負担しました令和 4 年度療養給付費負担金の確定によりまして返還金として受けるため 6169 万 2000 円を計上するものであります。

21 款市債、1 項 8 目 1 節臨時財政対策債であります。本年度の発行可能額 6934 万円と当初予算との差額 1266 万円を減額するものであります。予算書は 6 ページにお戻りください。

最後に、地方債補正についてであります。新規事業や事業費追加により、緊急防災・減災事業では 1 億 1000 万円を増額し、限度額を 1 億 3620 万円に、緊急自然災害防止対策事業では 610 万円を増額し、限度額を 2220 万円に定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

〔谷口教育部長登壇〕

○谷口教育部長

議案第 66 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度決算による繰越金の確定によるものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ 663 万 6000 円増額し、歳入歳出予算の総額を 2482 万 7000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 67 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算から御説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 4368 万円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を 49 億 9167 万 8000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 68 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 2191 万 9000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 7 億 5605 万 6000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 69 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定による介護給付費準備基金積立及び前年度国・県負担金等の超過交付額の返還等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 5194 万 1000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 63 億 3652 万 1000 円

と定めるものであります。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第70号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、緊急修繕対応に伴う営業費用の増額を行うものであります。

これによりまして、第2条の収益的支出の補正につきましては、営業費用を311万8000円増額し、総額を9億6328万5000円といたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時51分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前11時05分）

（日程5）

○河野議長

次に、日程第5、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

岩本会計管理者。

〔岩本会計管理者登壇〕

○岩本会計管理者

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております地方自治法に基づく令和4年度決算における主要な施策の成果報告書によりまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページをお開きください。

令和4年度は、夢と希望を叶える6つの変革（挑戦）と題して、1. 「豪雨からの復旧・復興、『人の命をまもる』せいよ強靱化への取り組み・・防災、減災」、2. 「仕事づくり・・稼ぐ力増強、地産品を生かした産業振興」、3. 「人づくり・・西予市に誇りと住みたい人を育む」、4. 「まちづくり・・地域の宝を生かし人を呼び込む」、5. 「生活安心のまち・・医療、福祉」、6. 「市役所改革・・西予市の更なる発展のために」の6つの分野で、西予市復興まちづくり計画及び第2次西予市総合計画に基づく事業を展開しました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、長期間にわたり低迷する社会経済活動の回復を図るため、ポストコロナ・ウィズコロナを見据えた対策のほか、電気やガス、食料品などの物価高騰の対策に関し、国及び愛媛県と歩調を合わせて実施しました。

それでは、令和4年度の一般会計決算の状況とあわせまして、普通会計における財政指標等の状況について御説明し、主要な施策の成果につきましてもその概略を御報告いたします。

まず、一般会計決算の規模と決算収支について御説明をいたします。

資料は9ページをお開きください。

令和4年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額は356億156万1000円、歳出決算額は338億7714万7000円、歳入歳出差引額は17億2441万4000円となり、翌年度への繰越財源4億55万6000円を除くと、実質収支は13億2385万8000円となります。前年度の決算規模と比較すると、歳入では3.9%の増、歳出では4.5%の増となっています。

次に、歳入決算の概要について御説明いたします。

令和4年度の決算額は、前年度と比較し13億2789万8000円増加しております。増額の主な要因は、野村支所庁舎等の施設整備に関連する旧合併特例事業債及び過疎対策事業債等の市債の増のほか、ふるさと応援寄附金、前年度繰越金の増等です。一般財源を見ますと、市税は32億4651万5000円で、固定資産税、市町村たばこ税が増となったことにより、前年度と比較して2782万2000円の増となっています。普通交付税

は 113 億 3629 万 7000 円で、前年度と比較して 431 万 7000 円の減、特別交付税は 16 億 4105 万 4000 円となり 373 万 1000 円の増となりました。

本市は、歳入の多くを地方交付税、国・県支出金、市債等に依存しており、特に地方交付税の動向は財政運営に大きく影響することになります。普通交付税の算定に有利な合併算定替制度が終了し、実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債と普通交付税の合算額は、制度終了前に比べ大きく減少しており、持続可能な財政運営に向け、歳入見合いの抜本的な歳出見直しが重要となります。

次に、地方交付税の状況について御説明いたします。

資料は 11 ページをお開きください。

普通交付税につきましては、前年度と比較して、全国総額ベースで 4.9%減、全国市町村分で 2.4%減、愛媛県内市町分で 2.4%減という状況の中で、本市では、公債費に係る算入額の増加、国の補正予算に伴う再算定による追加交付等のほか、算定の基礎となる令和 2 年国勢調査人口への切替え等により 0.04%減の 113 億 3629 万 7000 円となりました。

特別交付税につきましては、前年と比較して、全国総額ベースで 3.6%増、全国市町村分では 3.2%増、愛媛県内市町分では 2.5%増となりましたが、本市においては 0.2%増の 16 億 4105 万 4000 円が交付されました。

臨時財政対策債につきましては、前年度と比較して、全国総額の発行可能額で 67.5%減となりましたが、本市においては 73.2%減の 1 億 5507 万 2000 円、これを含めた交付税総額は、前年度と比較して 4 億 2330 万 4000 円の減となりました。

次に、財政力指数の状況について御説明いたします。

資料は 12 ページをお開きください。

本市の令和 4 年度の財政力指数は 0.24、県市町平均 0.42 と比較すると、本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。

今後の見通しにつきましては、市税等の大きな伸びが見込めない中、この指数は横ばいで推移することが予想されます。

次に、市債の状況について御説明いたします。

資料は 13 ページをお開きください。

市債の発行につきましては、令和 4 年度の決算額は 47 億 257 万 2000 円で、野村支所庁舎建設事業、土居地区地域づくり活動センター整備事業、明浜柑橘加工施設整備事業、消防野村支署庁舎建設事業、溪筋地区体育館建設事業等の大型建設事業に係る借入額増加により、前年度と比較して 21.3%の増、地方債残高は、前年度と比較し 3 億 9101 万 7000 円増の 400 億 1697 万 1000 円となりました。

次に、歳出決算の概要について御説明いたします。

資料は 14 ページをお開きください。

令和 4 年度の決算額は 338 億 7714 万 7000 円で、前年度と比較し 4.5%の増となっています。増額の主な要因は、農林水産業費で明浜柑橘加工施設整備事業の増、土木費で野村地区都市再生整備計画事業の増、教育費で溪筋体育館建設事業の増等でございます。

性質別決算額では、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費は 136 億 6851 万 5000 円、前年度と比較し、住民税非課税世帯及び子育て世帯に対する臨時給付金給付費の支出に伴う扶助費の減などにより 2.1%の減となっています。また、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合わせた投資的経費は 80 億 7502 万 7000 円となり、前年度と比較し 33.9%の増となっています。普通建設事業費の主なものとしては、野村支所庁舎建設事業、土居地区地域づくり活動センター整備事業、明浜柑橘加工施設整備事業、消防野村支署庁舎建設事業等で、災害復旧事業費においては、道路橋梁河川等の復旧事業となっております。

目的別決算額では、増額科目においては、主に、農林水産業費が 35 億 7837 万 7000 円となり、明浜柑橘加工施設整備事業、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業等により 39.5%の増、土木費が 24 億 4114 万 7000 円となり、野村地区都市再生整備計画事業等により 14.4%の増、教育費が 29 億 5054 万 4000 円となり、溪筋体育館建設事業等により 22.4%の増となっています。

減額科目においては、主に民生費が 78 億 3047 万 7000 円となり、臨時給付金給付事業等により 4.7%の減、商工費が 7 億 8505 万 4000 円となり、新型コロナウイルス感染症対策中小企業安

定支援事業等により 30.1%の減、諸支出金が 14 億 7138 万 8000 円となり 21.7%の減となっています。

資料は 30 ページをお開きください。

令和 4 年度においても、平成 30 年 7 月豪雨からの復旧・復興事業に引き続き取り組みました。令和 4 年度の復旧・復興予算は、当初予算及び補正予算により 6 億 869 万 1000 円を計上し、令和 3 年度からの繰越予算を含めると合計 20 億 2216 万円となっています。

復旧・復興予算の主なものは、総務費において、市有財産維持管理事業 9419 万 7000 円、民生費において、災害援護資金貸付事業 432 万 4000 円、商工費において、災害関連融資利子補給事業 304 万 6000 円、土木費において、野村地区都市再生整備計画事業 3 億 4314 万円、小規模住宅地区等改良事業 3 億 719 万 6000 円、教育費において、野村運動公園管理運営事業 4935 万 8000 円、災害復旧費において 11 億 332 万 1000 円等となっております。

令和 4 年度の歳出決算額は 14 億 745 万 8000 円ですが、市有財産維持管理事業 3329 万 1000 円、小規模住宅地区等改良事業 2 億 1258 万 3000 円等を翌年度に繰越しています。なお、繰越事業の財源としては、国庫補助金、市債等を充てております。

資料は 80 ページをお開きください。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、ウクライナ情勢によって世界情勢が不安定化し、燃料や原材料、食料品などの高騰が進む中、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者や特に影響を受ける業種の中小・小規模事業者等に対して、物価高騰等による影響を緩和するため数次の補正予算を編成しました。

感染症対策予算の主なものは、民生費において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 3 億 1479 万 3000 円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 1 億 759 万 6000 円、商工費において、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業 2 億 6236 万 4000 円、教育費において、新型コロナウイルス感染症対策事業（社会教育費）9111 万円等となっています。

令和 4 年度の歳出決算額は 16 億 3796 万

6000 円となり 625 万円を翌年度に繰越しています。なお、繰越事業の財源としては一般財源となります。

次に、実質公債費比率の状況について御説明いたします。

資料は 17 ページをお開きください。

令和 4 年度の実質公債費比率は 12.3%で、前年度と比較して 0.9%上昇しております。元利償還金が大幅な増となったことが比率上昇の主な要因であります。

次に、健全化判断比率の状況について御説明いたします。

資料は 17 ページから 18 ページを御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当はございません。実質公債比率は、先ほど申し上げましたとおり、前年度と比較して 0.9%上昇の 12.3%、将来負担比率は、前年度と比較して 9.6%上昇の 73.7%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、市税、普通交付税等の大きな伸びが見込めない中、今後、実質公債費比率については、元利償還金の増加等により上昇し、将来負担比率についても、一般会計の地方債残高及び特別会計に対する繰出見込額の高止まり、充当可能基金の減少等により上昇することが見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められます。

特に、多額の市債発行が続きますと、地方債残高も増加の一途となり、将来に大きな負担を残すこととなります。財政上有利な市債を活用しつつも、後年度の財政運営にできるだけ影響が出ないよう一定の枠の中で計画的な市債発行に向けた取組が重要となります。

次に、主要な施策の成果についてその概略を御報告いたします。

資料は 2 ページを御覧ください。

政策別の施策としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業はあったものの、「しごとづくり」では、事業所の経営支援、企業誘致と創業支援、空き店舗・空き地活用の推進等の商工業の振興事業、持続的な農業経営への基盤づくり、地産・地消の推進、畜産・酪農の推進、林業環境の基盤整備、漁港整備及び維持管理等の農林水産業の振興事業、イベントによる観光促進

等の観光の振興事業、ジオパークの普及推進等を実施しました。

「ひとつづくり」では、子育て支援の推進、学校教育の充実、健康づくりの推進、継続的な医療体制づくりの推進、火災・救急体制の整備、高齢者福祉の推進、障がい者福祉の推進、セーフティネットの確保と地域福祉の推進、生涯学習及び人権教育の推進、スポーツ及び文化振興事業等を実施しました。

「まちづくり」では、市街地整備等の持続的な市域へのデザイン、市民協働の推進、防災・減災対策、交通安全・防犯対策の推進、道路・橋梁の整備及び維持管理、汚水処理の推進、自然環境・生活環境の保全、地域情報化と情報発信力の向上を図るための事業等を実施しました。

「行財政」では、移住・定住の促進、公共施設マネジメントの推進、オフィス改革による効率的な仕事の推進等、持続的な行政経営の取組を実施しました。

なお、主要な施策の成果に係る事業の概要につきましては、成果報告書の38ページから79ページに記載しておりますので、お目通しいたさますようお願いいたします。

以上、主要な部分のみを御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各委員会におきまして、施策の成果報告書に基づき、各担当部課長が説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、令和4年度西予市特別会計決算について御説明申し上げます。

資料は8ページになります。

公営企業会計を除く特別会計の総額では、歳入決算額は123億6862万3000円、歳出決算額は120億1168万8000円、歳入歳出差引額は3億5693万5000円、実質収支も同額となります。

それでは、会計別に御説明を申し上げます。

まず、認定第2号「令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は83ページになります。

令和4年度決算額は、歳入総額は2663万1000円で、前年度と比較しまして1964万5000円の減、歳出総額は1196万6000円で、前年度との比較では2270万8000円の減となり、形

式収支、実質収支ともに1466万5000円となっております。

なお、令和4年度貸付人数は17人で、貸付総額は666万円、償還人数は延べ843人で、償還総額は1502万9200円であります。

続きまして、認定第3号「令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は84ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が48億2812万円、歳出総額は47億8444万1000円となり、形式収支、実質収支ともに4367万9000円の黒字となっております。この繰越額につきましては、その一部を財政調整基金積立金に充てることとしております。

当会計におきましては、被保険者の減少や高齢化、医療技術の高度化などに伴い、今後も厳しい財政運営となることが予想されます。

将来にわたって、国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保健事業の効率的な実施により重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定について御説明いたします。

資料は89ページからになりますが、90ページをお開きください。

市内3診療所の歳入歳出総額は同額の1億3783万3000円となっております。

診療所勘定におきましては、一般会計から5620万9000円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き医薬材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第4号「令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。

資料は93ページをお開きください。

まず、歳入総額は7億1299万4000円で、前年度と比較いたしまして2527万円の増、歳出総額が6億9107万5000円で、前年度と比較して2616万7000円の増となりまして、形式収支、実

質収支ともに2191万9000円の黒字額を計上しております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が4億2734万6000円、繰入金2億5247万7000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入など諸収入1030万3000円が主なものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が6億5763万5000円となり、歳出全体の95.1%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第5号「令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。

資料は96ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が63億6979万円で、前年度と比較しまして6674万1000円の増、歳出総額は61億1784万9000円で、前年度と比較しまして1413万1000円の減となりまして、形式収支2億5194万1000円の黒字額を計上しております。

今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者、または施設等から、適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第6号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は102ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は2億9325万5000円で、前年度と比較いたしまして3214万4000円、9.88%の減、歳出総額が2億6852万4000円で、前年度と比較いたしまして5633万8000円、17.34%の減となりまして、実質収支が2473万1000円となっております。

本事業につきましては、農業集落における農業用排水の水質汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図るため、現在10処理場が稼働しておりますが、機能診断調査の評価結果に基づき、適時・適切な施設の維持管理に努めているところであります。

なお、令和5年度より地方公営企業法の財務規程等を適用することに伴い、農業集落排水事業特

別会計は令和5年3月31日をもって打切決算となります。

以上、令和4年度西予市特別会計歳入歳出決算につきまして御説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

認定第7号「令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、令和4年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、給水収益を含む営業収益につきましては、給水人口の減少と市民節水型生活環境への移行により、前年度比3.0%の減となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から441人減少し2万8403人、年間総有収水量は、前年度比3.0%減の317万4061立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益6億8615万1402円に対しまして、水道事業費用は7億2216万4423円となり、前年度と比較しまして、収益は4.9%の減、費用につきましては6.4%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

8ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益5億5327万1482円に対しまして、営業費用は6億6314万7345円となり、差引き1億987万5863円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、水道加入金など7206万901円となっており、営業外費用は企業債の支払利息2341万2296円を支出しております。

以上によりまして、経常損失6122万7258円、当年度純損失6115万5723円となり、当年度未処分利益剰余金が3104万7570円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は4億175万153円であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額9138万808円となっております。その内訳は、負担金73万7000円、企業債7000万円、補助金1908万4808円、出資金155万9000円でありませぬ。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額2億9334万6202円で、建設改良費として1億8501万8690円、企業債償還金として1億832万7512円を支出しております。

建設改良の主な工事は、三瓶給水区域において、津布理浄水場整備事業にかかります構内配管工事等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億196万5394円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第8号「令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の56ページをお開きください。

まず、令和4年度の西予市簡易水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、営業収益のうち給水収益につきましては、給水人口及び給水戸数の減少等により、前年度比0.7%の減となった一方で、その他営業収益の増加により、営業収益につきましては、前年度比0.8%の増となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から134人減少し4,488人、年間総有収水量は前年度比1.4%減の54万304立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

42ページをお開きください。

簡易水道事業収益1億4456万1879円に対しまして、簡易水道事業費用は1億4139万5293円となり、前年度と比較いたしまして、収益は6.3%

の増、費用についても5.3%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

46ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益5453万9372円に対しまして、営業費用が1億3085万9770円となり、差引き7632万398円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、市からの補助金など8401万8503円となっております、営業外費用は、企業債の支払利息など162万8755円を支出しております。

以上によりまして、経常利益606万9350円、当年度純利益430万9397円となったことにより、当年度未処理欠損金は88万5351円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

44ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額922万5629円となっております、その内訳は、補助金922万5629円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額1516万4550円で、建設改良費として93万5000円、企業債償還金として1422万9550円を支出しております。なお、建設改良工事については、中筋簡易水道における舟原取水口舗装工事であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する593万8921円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第9号「令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の90ページをお開きください。

令和4年度西予市公共下水道事業の概要を報告いたします。

当事業は、野村処理区と宇和处理区の計2処理区で下水道整備を実施しており、宇和处理区における管路整備工事を行っております。

業務量につきましては、接続人口が前年度から329人増加し6,342人、年間総有収水量は前年度

比 1.0%減の 80 万 1825 立方メートル、水洗化率は、前年度より 1.5 ポイント増の 60.0%となりました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

76 ページをお開きください。

下水道事業収益 4 億 5889 万 4699 円に對しまして、下水道事業費用は 4 億 6473 万 9343 円となりました。前年度と比較しまして、収益は 2.5%の減、費用は 3.1%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

80 ページをお開きください。

損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 1 億 388 万 2520 円に對しまして、営業費用が 4 億 1562 万 1037 円となり、差引き 3 億 1173 万 8517 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、他会計負担金など 3 億 3905 万 8401 円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など 3564 万 4860 円を支出しております。

以上によりまして、経常損失 832 万 4976 円となり、特別利益と特別損失を合わせまして、当年度純損失 1026 万 9319 円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は 3919 万 2258 円であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

78 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 2 億 5350 万 1953 円となっております。その内訳は、企業債 3860 万円、出資金 1 億 2715 万 2102 円、補助金 5653 万 3493 円、分担金及び負担金 2663 万 5000 円、固定資産売却代金 458 万 1358 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 3 億 3376 万 8269 円で、建設改良費として 1 億 3184 万 33 円、企業債償還金として 2 億 74 万 3192 円、返還金 118 万 5044 円を支出しております。建設改良費については、宇和处理区の管路整備に係る費用であり、主な整備地区は伊賀上地区であります。

また、翌年度以降の建設改良費充当額を除いた資本的収入額が資本的支出額に對して不足する 9340 万 776 円につきましては、繰越工事資金及

び過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

以上、よろしく御審議を賜り、御認定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

認定第 10 号「令和 4 年度西予市病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の 124 ページをお開きください。

全国的な医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。また、当年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた経営となっております。

そのような中、西予市民病院におきましては、内科、外科、泌尿器科及び整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、また、野村病院におきましても、内科、整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、両病院とも年間を通して入院・外来診療等を行うことができました。

これらによりまして、両病院が連携して、公立病院としての診療機能や市内の二次救急体制の維持に努めてきたところであります。

今後におきましても、医師及び看護師等の確保に努め、医師会や関連機関とも連携し、西予市内の地域医療を維持していく所存でございます。

次に、125 ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院延患者数 2 万 4133 人、外来延患者数 4 万 3562 人、野村病院では、年間入院延患者数 1 万 5506 人、外来延患者数 3 万 8411 人となっております。

次に、112 ページの収益的収入及び支出について御説明いたします。

病院事業収益 39 億 8401 万 3434 円に對しまして、病院事業費用は 41 億 8728 万 5616 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

その詳細につきましては、116 ページの損益計

算書で御説明いたします。

医業収益 27 億 64 万 2204 円に対し、医業費用は 39 億 3973 万 4134 円で、差引き 12 億 3909 万 1930 円の営業損失となりました。

その主な要因といたしましては、患者数の減少に伴う診療収益の減、燃料費高騰による光熱水費の増、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修に係る減価償却費などでございます。

次に、医業外収益は 11 億 8829 万 4194 円で、うち 5 億 9213 万 5724 円が一般会計からの負担金及び補助金、2 億 4403 万 1000 円が国・県からの補助金でございます。

医業外費用は 2 億 2859 万 2979 円で、主に企業債の利息、控除対象外消費税として計上される雑支出及びスマイル保育園の運営費でございます。

以上によりまして、経常損失 2 億 7939 万 715 円、当年度純損失 2 億 562 万 3564 円となり、当年度未処理欠損金は 9 億 298 万 9652 円となっております。

続いて、114 ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入の総額は 5 億 2687 万 9416 円で、内訳は、一般会計出資金 400 万円、一般会計負担金 3 億 4473 万 9416 円、企業債 1 億 7790 万円、奨学貸付返還金 24 万円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は 7 億 1692 万 1983 円で、これは医療機器の更新などの建設改良費 2 億 320 万 4925 円、企業債償還金 5 億 1047 万 7058 円、奨学資金制度に係る投資 324 万円となっております。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 9004 万 2567 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

151 ページから西予市民病院及び野村病院の決算資料を掲載しておりますので御参照願います。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と経費節減に努めるとともに、引き続き安全・安心な医療を提供してまいります。

続きまして、認定第 11 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由の御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の 198 ページをお開きください。

令和 4 年度も利用者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、手厚いケアの提供とともに、在宅復帰・在宅療養支援に力を入れました。具体的には、令和 3 年 12 月から施設基準を在宅強化型から超強化型に変更し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化しているところでございます。

1 年間の入所延総利用者は、令和 4 年 12 月に施設内で発生したクラスターの影響により、対前年度より 1,102 人の減、3.5%の減となりました。

今後も感染予防に配慮しながら、利用者には選ばれる施設となれるよう職員が一丸となって努力をしているところでございます。

業務量でございますが、年間施設（一般）入所延利用者数は 3 万 37 人、短期入所延利用者数は 1,909 人、入所・短期を合わせた入所延利用者数は 3 万 1946 人、1 日平均利用者数は 87.5 人、通所利用者数は、年間利用者数 6,306 人、1 日平均利用者 22.0 人となりました。

次に、184 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出について決算報告書で御説明いたします。

施設事業収益 6 億 1816 万 3689 円に対しまして、施設事業費用は 6 億 765 万 9972 円となっております。これらは消費税込みの金額であります。

このことを 188 ページの損益計算書で御説明いたしますと、施設運営事業収益は 5 億 1405 万 6257 円に対しまして、施設運営事業費用は 5 億 9164 万 9777 円となり、差引き 7759 万 3520 円の営業損失となりました。

令和 4 年度は、施設内クラスターの発生に伴う利用者減により、営業損失を計上することとなり、施設運営事業収益は前年度比 611 万 3863 円の減収となりました。費用においては、常勤医師の配置や介護職員の増員、施設内クラスター対応のため、給与費が増額となりました。また、新型コロナウイルス感染防止に必要となる経費も高騰が続き増加しております。

次に、施設運営事業外収益は、市からの補助金、クラスターに係る国・県補助金などにより 7115 万 5 円となっております。施設運営事業外費用は企業債の支払利息などで 1567 万 4283 円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は 2211 万 7798 円、特別利益と特別損失を合わせますと、当年度純利

益は1050万3717円となり、当年度未処理欠損金は573万5179円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

186ページをお開きください。

資本的収入につきましては7717万151円となっており、市からの繰入金を計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては7989万2523円となっており、建設改良費及び企業債償還元金を支出しております。

事業の概要につきましては、193ページの貸借対照表及び197ページからの事業報告書等を御参照願います。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と経費節減に努め、新型コロナウイルス感染対策を行いながら、さらなるサービスの向上と利用者やその家族の生活支援をしまいに考えております。

以上、よろしく御審議を賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

○河野議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時05分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午後1時30分）

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までの監査報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

正司代表監査委員。

〔正司代表監査委員登壇〕

○正司代表監査委員

決算審査意見について御報告を申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付されました令和4年度西予市一般会計・特別会計の決算及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました西予市公営企業会計の決算について、慎重に審査を行い、去る8月17日に決算審査意見書を市長へ提出したところでございます。

以下、その内容について御報告させていただきます。

お手元の令和4年度西予市一般会計及び特別会

計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1 審査の対象は、令和4年度一般会計及び令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計ほか4特別会計の歳入歳出決算です。

第2 審査の概要であります。

まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の確認を行うとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果を参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和5年6月28日から8月8日までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。

計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。

2ページの（1）決算規模を御覧ください。

アの総計決算額は、歳入が479億7018万円、歳出が458億8883万円となっています。ウの総計決算額の比較を見ていただきますと、前年度に比べて、歳入が11億5457万円、歳出が11億9236万円、それぞれ増加しています。

続いて、3ページの（2）決算収支状況を御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、合計欄に記載のとおり、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支が20億8135万円で、翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は16億8079万円となっています。

一般会計と特別会計に分けてみますと、まず、一般会計の形式収支は17億2441万円で、実質収支は13億2386万円の黒字ですが、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2億1304万円の赤字となっています。

次に、特別会計では、形式収支・実質収支ともに3億5694万円の黒字で、単年度収支も8809万円の黒字となっています。

なお、各会計決算収支の状況につきましては、6ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき詳細な説明は省略させていただきます。

次に、49ページを御覧ください。

まとめでございます。中ほど 14 行目からを見ていただきますと、財政指数の結果では、公債費負担比率が 18.9%に上昇し、危険ラインに近づきつつあり、経常収支比率も 97.5%と財政構造の硬直化が見られます。また、財政力指数においても 0.24 と低く、依然として厳しい財政状況が続いています。

このような状況を踏まえ、今後の行財政運営に当たり御配慮いただきたい 4 点について要望させていただきます。

まず 1 点目は、財政運営であります。

本市がこれまでに実施してきた大型事業に係る公債費が、財政運営をより圧迫していると考えられます。起債額の抑制、将来の公債費負担を軽減するための方策を考え、現状の収支バランスに見合った予算規模の実現を目指し、さらなる行財政改革に取り組んでいただきたいと考えます。

2 点目は、不納欠損額と収入未済額であります。

一般会計の不納欠損額は 648 万円、収入未済額は 1 億 9163 万円で、特別会計の不納欠損額は 745 万円、収入未済額は 5773 万円で、不納欠損額と収入未済額の合計額は 2 億 6328 万円に及んでおります。

西予市債権管理条例が令和 5 年度からスタートしていますが、市税をはじめとする自主財源の確保や市民負担の公平性の観点から、債権管理の一層の適正化に努めていただくよう期待するものであります。

3 点目は、不用額であります。

一般会計の不用額は年々改善されてきていますが、約 15 億円の不用額が生じています。その中でも、土木費と災害復旧費の予算現額に対する執行率が低く、多額の不用額を生じています。予算管理に当たっては、最善の注意を払っていただくようお願いいたします。

4 点目は、市民への情報提供についてであります。

本市の財政状況は年々厳しさを増してきており、今後、様々な面で市民の関心は高まってくるものと考えられます。財政状況につきましては、市民に分かりやすく丁寧に説明ができる体制に心がけていただくよう望むものであります。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

なお、50 ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので報告させていただきます。

続きまして、令和 4 年度西予市公営企業会計決算審査意見書を御覧ください。

1 ページの第 1 審査の対象は、令和 4 年度水道事業会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計の各事業会計の決算です。

第 2 審査の概要であります。

審査の方法につきましては、市長から提出されました各事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定められた書類について、これらの計数、経営成績、財政状態が適正に表示されているか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果も参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和 5 年 6 月 22 日から 8 月 8 日までの間実施をいたしました。

第 3 審査の結果であります。

いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

次に、決算概要及び総合意見について説明させていただきます。

2 ページの (1) 決算概要を御覧ください。

経営成績総括表のとおり、各事業会計の事業損益は費用が収益を上回り、公営企業会計全体の事業損失は 18 億 1462 万円となっており、事業外損益と特別損益を含めた純損失は、前年度の 1 億 633 万円から 2 億 6224 万円に増加しております。

なお、純損失の増加要因は、主に病院事業会計の医業損失の増加によるものです。

6 ページの (2) 総合意見の 7 行目からを御覧ください。

各事業会計の経営分析結果ですが、財務比率の流動・当座・現金預金の各比率はおおむね良好に推移していますが、損益その他の比率の事業収支比率は、各事業会計ともに 100%未満で事業損失が生じており、仮に黒字決算で純利益が生じたとしても、負担金や補助金がなければ経営は成り立たない状況にあります。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉増進を

果たすことを目的としております。特に、経営の安定と市民生活に対するサービスの維持が求められていますが、光熱水費をはじめとした物価高騰が直撃し、経営を圧迫してきています。人口減少の影響や5類に移行した新型コロナウイルス感染症にも配慮しつつ、現状を見つめた経営戦略やプランを策定し、中長期的な視点に立って持続可能な経営に努めていただくよう望むものであります。

当面、各事業会計において留意して取り組んでいただきたいことを挙げさせていただきました。

まず、水道事業です。

給水人口が減少する中で、厳しい経営が続いております。老朽化した水道管の計画的な更新、運営に必要な財源の確保を念頭に適切な水道料金などの設定に取り組んでいただきたいと考えます。

次に、簡易水道事業です。

少子高齢化や過疎化によって給水人口が減少し、経営が困難になってきている事業体もあります。これから先の経営の在り方や水道料金の設定について早急に検討され、事業の方向性を導き出していただくよう望むものであります。

次に、公共下水道事業です。

公共下水道事業の経営は、一般会計からの繰入金があって成り立っている状況にあります。引き続き、接続推進による水洗化率の向上と料金収入の増収に努めていただくとともに、下水道料金については、一般会計からの繰入金も含めてどうあるべきか検討を行っていただくようお願いいたします。

続いて、病院事業です。

人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響によって病院離れが続き、患者数が減少し、医業収益に大きな影響を及ぼしており、厳しい経営状態が続いています。公立病院として、病院離れした患者数の回復、病床利用率の向上など、将来を見据えた健全で安定した運営に取り組まれるよう望むものであります。

最後に、野村介護老人保健施設事業です。

野村介護老人保健施設では、前年度から施設基準を超強化型の運営に改善して成果を上げてきております。施設内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことにより、一時的に運営に大きな影響を与えましたが、その期間を除けば収益は向上してきています。引き続き、利用者数

の維持・向上に努め、病院と連携しながら経営の安定化をさらに進めていただくようお願いいたします。

なお、各事業会計の決算審査の状況は7ページ以降に記載しておりますのでお目通しいたご説明は省略させていただきます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○河野議長

以上で監査報告は終わりました。

(日程6)

○河野議長

次に、日程第6、報告第7号「令和4年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第17号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの11件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

○酒井副市長

報告第7号「令和4年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度において、野村支所庁舎建設事業における庁舎建設工事及び監理委託、CATV整備事業における野村サブセンター整備工事及び監理委託、土居地区地域づくり活動センター整備事業における旧土居保育所等解体・造成工事及び危機管理業務事業における事前復興計画策定支援業務委託について、継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を添えて御報告を申し上げます。

続きまして、報告第8号「令和4年度健全化判断比率の報告について」提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1

項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、今どういう状態であるかを見るためのものがございます。その比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものがございます。いずれの比率につきましても早期健全化の基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることを御報告いたします。

続きまして、報告第9号「令和4年度資金不足比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

水道事業会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計及び農業集落排水事業特別会計につきまして、令和4年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものですが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状態であることを御報告申し上げます。

続きまして、報告第10号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第11号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第12号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第13号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第14号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第15号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第16号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第17号「西予CATV株式会社の経営状況について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法

人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に8法人の令和4年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第10号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

議案書は20ページからになります。22ページをお開き願います。

令和4年度西予市土地開発公社の実績につきましては、完成土地売却として、さくら団地5区画を販売し3509万4250円、みどり団地で市への売却による7203万8550円、合計で1億713万2800円の収入がありました。

令和5年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地22区画、城川町高野子団地6区画、三瓶町いぶき団地10区画、宇和町みどり団地6区画、残り合計44区画の販売促進を行うことといたしておりましたが、当公社は7月18日に知事の認可をいただき解散し、現在、清算手続を行っているところであります。

次に、令和4年度の収支報告をいたします。

損益計算書を御覧ください。

収入の部では、事業収益1億713万2800円、事業外収益7万5608円の合計1億720万8408円でございます。歳出では、事業原価2709万7754円、販売費及び一般管理費699万6636円、事業外費用9万3569円の合計3418万7959円でございます。当期純利益は7302万449円となりました。繰越金といたしましては、金融機関からの短期借入金の返済4500万円によりまして8399万5672円でございます。

詳細につきましては、お配りをいたしておりませぬ資料をお目通し願います。

なお、先ほど申し上げましたが、西予市土地開発公社は既に解散をいたしており、現在、その清算手続を進めているところであります。年内には

関係諸手続も完了する予定でございます。公社の保有いたしております財産は市が引継ぎをいたしますので、市に移管された残りの分譲宅地につきましては、市の普通財産として販売促進に努めてまいります。

以上で、西予市土地開発公社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

報告第 11 号「株式会社エフシーの経営状況について」補足説明を申し上げます。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成等を主な目的に、林産物の生産、加工、販売及び農林業基盤整備にかかる伐出、除伐、作業道開設と木質ペレット製造施設の指定管理者として、素材生産・森林整備事業に取り組んでおります。

令和 4 年度の搬出材積は 8,380 立方メートルとなっており、前年度と比較し 1.24 倍の増加となっております。一方、作業面積においては、前年度の 85 ヘクタールから 46.8 ヘクタールとなっており、作業効率の向上を図っております。

木質ペレット等木材加工品の販売実績は、ペレットが 276 トンとなっており、前年度から 22 トンの減、おが粉は 422 立方メートルで横ばいの状態となっております。

これらを合わせた売上げ総額は約 1 億 1600 万円と昨年に比べ約 500 万円の増額となっております。売上げの増に伴い、株式会社エフシーの当期純利益は約 460 万円となり、前年度比約 360 万円の増益となりました。

また、職員数は 16 名となっており、令和 5 年度についても、人材の雇用と育成、機械化による作業の効率化及び林家向上等を目指すとともに、計画的な森林管理を行い、安定的な木材の生産と供給が可能となるよう地域の森林整備に取り組みます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 12 号「株式会社城川ファクトリー」の経営状況について御説明を申し上げます。

同社は、市内農林業の活性化のため、地元産品

を使用した特産品の開発、生産、加工、販売を主な業務としており、西予市指定管理者として、特産品センター、農産物加工センター、食肉加工センター、産地形成等促進施設の運営を行っております。

令和 4 年度の売上高は、和栗ブームの流れを受け、栗製品の売上げを大きく伸ばすことができたため、昨年度に比べ約 5680 万円増の約 6 億 840 万円となりました。当期純利益については、原料栗の不足と高値基調が要因で利益率を上げることができず、また、宝泉坊事業の特別損失を一括計上したため、約 1290 万円の損失となっておりますが、経営の収益性、安全性に問題はないと考えております。

令和 5 年度につきましては、製品や業務の見直し、外販部門の強化、栗確保のための農業法人の設立等を行い、城川ファクトリーとしてのブランド力を高め、引き続き、お客様の視点に立った商品・サービスの開発を行ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 13 号「株式会社どんぶり館」の経営状況について御説明を申し上げます。

同社は、観光物産事業の振興による市内事業者の所得の向上、地元雇用の創出による若者の定住、高齢者の生きがいづくり及び都市と農村の交流を目的に、西予市指定管理者として、どんぶり館のふれあい市場、レストラン、駅前店あおぞらなどの運営を行っております。

令和 4 年度につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、来館者は約 49 万人にとどまったものの、売上高は昨年度に比べて約 2210 万円増の約 1 億 9560 万円となりました。今年度は、役員の退任等による退職金があり、当期純利益は約 24 万円となっております。

令和 5 年度は、どんぶり館 2 号店のあおぞらと団体専用レストランジオ・キッチンをたくさんの方が御利用いただけるよう PR していくとともに、物価上昇に伴う手数料の見直しを行い、地元産品の販売促進に力を入れ、健全な運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 14 号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」御説明いたします。

同社は西予市指定管理者として、明浜ふるさと創生館、明浜観光交流拠点施設、あけはまオートキャンプ場の 3 施設で、明浜地区の基幹産業である農林水産物を用いた地域特産品の開発、製造販売のほか、市民の健康増進、漁村と都市間の観光交流の推進、雇用確保を含めた地域振興を担う経営管理を行っております。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる第 7 波の影響により、かっぱ MATURI が中止となるなど、依然として、市内はもとより社会全体が新型コロナに翻弄された 1 年であったものの、施設利用者数は約 5 万 7000 人と前年と比べて約 7,000 人増加いたしました。あわせて、売上高は前年度比 110% の約 1 億 7100 万円となりましたが、明浜柑橘加工施設新築に備えた投資のほか、水道光熱費、燃料費、資材価格等、一般的な価格高騰のあおりを受け、当期純利益は約 42 万円の赤字となりました。

今後につきましては、これまで約 4 年半、経営再建、経営改革を最重要課題としながら人材の確保、育成に取り組んできたところでございますが、新たな事業展開も実施し、地域に貢献できる会社となるよう取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 15 号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」御説明を申し上げます。

同社は、農産物の生産、加工、販売を主な業務とし、西予市指定管理者として野村青汁工場の経営管理を行っております。

市況としまして、食品業界を取り巻く環境は、人口・働き手の減少、それに伴う消費量の減少など、ライフスタイルの変化・多様化による構造的な課題が山積していますが、2023 年はコスト高・商品の値上げなども重なり、厳しい状況でありました。

青汁市場も飽和感は否めず、本当に必要なもの、魅力的なものしか選ばれないため、真に購買力のある商品力が必要であります。

そのような中、昨年度の売上は約 7 億 1218 万 5000 円と対前年度比で 7.3% 減少しまし

たが、損益面での経常利益は 4704 万 4000 円と前年度比 1.3% 増で平年並みとなりました。

その原因として、3 月のケール消費量が計画より大量であったことから、同じ労務費で生産量を増やすことができたことが考えられます。

なお、当期純利益は 3165 万 2000 円と前期比 1.2% 減となっております。

期末における従業員の状況については、35 人のうちパートが 12 名で、平均年齢 51.7 歳となっており、年々高齢化が進んでおります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

以上で補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

○宇都宮政策企画部長

報告第 16 号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明を申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年 4 月から引き続き指定管理者として、芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

令和 4 年度は、宇和文化会館長寿命化計画に基づき、工期を令和 4 年 12 月 21 日から令和 5 年 8 月 15 日までの継続事業として設定を行い、舞台吊物機構設備の改修工事に着手をいたしました。

その他の会館施設につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、来館者及び定期利用者の皆様に利用をしていただきました。

芸術文化事業につきましては、自主事業公演を 4 公演、内訳といたしましては、宇和文化会館 3 公演、三瓶文化会館 1 公演、また共催事業として 9 つの公演を実施いたしました。

まず、宇和文化会館の自主事業といたしましては、和太鼓アーティスト集団 DRUM TAO による新作舞台やガールズロックバンド SHI SHAMO コンサート、きかんしゃトーマスクリスマスコンサートなど、多岐にわたるジャンルの催物を実施し、幅広い年齢層から安定した集客を得ることができました。

次に、三瓶文化会館では、4 年ぶりに自主事業を実施することができ、クイズプレーヤーとして活躍をされています伊沢拓司氏の講演会を開催し、

大変好評でございました。

次に、共催事業においては、市民劇団もんたかなの結成 10 周年記念事業やフォークシンガーの松山千春コンサート等を実施するなど、市民の皆様の要望に応じた事業の実施に努めました。

続きまして、令和 4 年度の貸館業務につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、年間利用件数 505 件、利用人数 1 万 7099 人となり、前年度と比較いたしますと、件数では 45 件の減、利用者数では 3,850 人の増となりました。

次に、収支の状況について御説明いたします。

まず、事業活動収入につきましては、合計 5272 万 5511 円、事業活動支出につきましては、合計 5803 万 3125 円、収入合計から支出合計を差引き、さらに投資活動の収支差額のマイナス 148 万 303 円を合わせた当期収支差額はマイナス 678 万 7917 円となっております。前期繰越収支差額が 439 万 4989 円でしたので、次期繰越収支差額はマイナス 239 万 2928 円となっております。

今後とも施設の適切な管理運営を行いながら、地域住民の皆様を巻き込んだ自主事業の展開や市民の皆様のニーズに合った取組を行い、さらに利便性を高めることにより、経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第 17 号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、きらりニュース、行政情報番組等の自主放送番組の制作と放送、エリアの天気予報や定点カメラの映像、緊急情報の発信などを行っております。

令和 4 年度におきましては、昨年度に引き続き、訪問による営業活動に力を注ぎ、新規加入者を増やしつつ、キャンペーンの実施による加入促進を図った結果、令和 5 年 3 月末の西予CATVが提供するテレビ加入率は 59.2%、インターネット加入率は 43.3%となり、ともに前年度と比較して増加をしております。

その結果、令和 4 年度の売上高につきましては 4 億 7890 万 8914 円、経常利益 1 億 686 万

9904 円、当期純利益 7246 万 2304 円となっております。

現在、営業活動により加入者は増えておりますが、今後、人口減少、転出などによる解約・休止の件数が増加傾向にあることから、今後、事業の多角化により新たな事業の柱を構築するため、新規事業についての調査と研究を行っているところであります。

情報通信技術の技術革新は目まぐるしいものがあり、業界を取り巻く環境だけでなく、業界そのものの環境が大きく変わろうとしています。

今後も変化を見極め、的確に対応し、市民の皆様に必要な情報やサービスを提供することで、明るく安心安全なまちづくりに貢献し、企業としてさらに成長していけるよう努めてまいります。

詳細につきましては、お配りをいたしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○河野議長

理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 11 分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午後 2 時 36 分）

（日程 7）

○河野議長

次に、日程第 7、発議第 5 号「地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の定数の変更について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、調査研究に当たって増員が必要となったため、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の定数を 9 名から 16 名に変更し、引き続き調査研究を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認めます。よって、本案については、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の定数を 16 名に変更し調査研究することに決定いたしました。

次に、選任第 4 号「地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の選任」を議題といたします。

本案につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員に、4番宇都宮俊文君、10番竹崎幸仁君、11番小玉忠重君、12番源正樹君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、17番森川一義君を追加して指名いたします。

(日程8)

○河野議長

次に、日程第8、発議第6号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。
お諮りいたします。

本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認めます。よって、本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

次に、選任第5号「西予市決算審査特別委員会委員の選任」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に、1番和気数男君、2番宇都宮久見子君、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君、5番加藤美香君、6番中村一雅君、8番佐藤恒夫君、9番山本英明君、10番竹崎幸仁君、11番小玉忠重君、12番源正樹君、13番井関陽一君、14番中村敬治君、16番兵頭学君、17番森川一義君、18番酒井宇之吉君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告を願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時41分)

○河野議長

再開いたします。(再開 午後2時49分)

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に宇都宮久見子君、副委員長に源正樹君、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月7日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時50分

第 2 日

9月7日（木曜日）

令和5年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 9月 7日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年 9月 7日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和5年 9月 7日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 1時43分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 和 氣 敦 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

(午前11時55分退出)

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
 - 事 務 局 長 片 山 勇 一
 - 議 事 係 長 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政 策 企 画 部 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医 療 介 護 部 長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 宇 都 宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○河野議長

おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、4番宇都宮俊文君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

改めましておはようございます。

議席番号4番宇都宮俊文です。よろしくお願ひします。

今日は早朝より大勢の方傍聴にお越しいただきありがとうございます。それから新規採用の職員さんも皆さん来られておるようでございます。質問順番間違わないようにしっかりと質問していきたいと思ひます。

昨日、9月3日日曜日ですが、管家市長念願の西予児童公園、通称ちぬやパークですが、本当に暑い中、大勢の家族連れの方が来ていただいております。本当に久しぶりにいいニュースだったかなと思っております。また、これから西予市内だけではなく、県内から大勢の方が、家族連れの方が来てもらうだろうと思っております。おめでとうございます。

今回の質問ですが、大きく分けて2点質問させていただきますと思ひます。

まず、行政業務について、その中で、一例として今回有害鳥獣の対策について質問させていただきたいと思ひます。

この件については、去る6月の定例会でも佐藤議員から質問があったと思うんですが、もう少しその対応について、今回私から意見を出したいと

いうことでございます。

まず、この現状ですが、私ミカン作りしておりますんで、思った通り言いたいんですが、本当にこの特別イノシシという被害は大変です。1年中毎日毎日畑の中入って荒らします。最初はミカンの時期はミカンを食べる、それ以外の時期は畑を混ぜて石垣を崩したり、また木を折ったりします。私らも最初は、電気柵やって、6基、7基電気柵据えてやったんですが、そのうちそれもくぐって入ると。次の対策として、鉄筋柵、大体畳1枚ぐらいの大きさのメッシュですが、それをずっと畑の周りへ張り巡らします。段々畑ではこんなふうに交互にやってやるんですが、多分うちでも1,500枚から2,000枚ぐらいやりました。でもこれも何日かです。イノシシは利口なもので畑の周りぐるっと回って、入りやすいところから入ります。それで入れなかったら下を掘って、競り上げて入りますんで、80キロぐらいのイノシシが本気で入ろうとすれば、それも何もならないということで、もう本当に対策のしようがありません。

やっぱりこれは農家にとったら自然災害より本当に怖い、年中来ますんで、というところで、今までその事業に対しても県、市のほうから半額ぐらい補助をもらってやってきたわけですが、最終的には、もう捕るより仕方がないというところなんです。ただ、箱罾だったり括り罾だったり捕ってもらっておるんですが、その方たちも高齢化したり大変です。括り罾なんかは10カ所ぐらいやって毎日見回りして、それでおったら捕って帰るということやってもらっておりますが、私たちのところでも、それでも追いつかないので、もう若い人ら、ミカン作りしている生産者にある程度少しばかり賃金出して捕ってくれということやっております。

だからこういう現状があることをやっぱり頭の中に入れてもらってお聞きしていただいたらと思うんですが、これに対して年間どれぐらい取引量と申しますか、特にイノシシですが、どれぐらい数が上がっているのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めましておはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、早朝より多くの皆さんがお越しいただきまして心から感謝を申し上げます。

さて、本日から土日を挟みまして、3日間にわたりまして、11名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの質問に対しましては真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、市政運営の根幹に関わる質問につきましては私が回答し、専門的な分野におきましては、担当の各部長を中心として回答をさせていただきますので、どうか御理解をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

捕獲数についてお答えさせていただきます。

令和4年度の市内の有害鳥獣捕獲数は、イノシシが3,860頭、ニホンジカが344頭、カラスが498羽など、合計6,529件と年々増加傾向にあります。

これら有害鳥獣の捕獲は、西予市有害鳥獣捕獲隊の皆様のご協力により、捕獲した有害鳥獣は、本庁、それからまた各支所、惣川地域づくり活動センター及びししの里せいよで確認作業を行っております。

令和4年度の捕獲実績は6,529件となっておりますが、一度に複数体を持ち込むケースもあり、市職員による確認作業の実績は4,136件、箇所別では、本庁828件、明浜支所251件、野村支所1,121件、城川支所1,194件、三瓶支所550件、惣川地域づくり活動センター192件となっており、処理加工施設による確認は163件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

この件につきましては、先ほど言ったように佐藤議員の質問でもお聞きしておりました。本当

にすごい数だなと思っております。まだまだイノシシに限っては増えるのではないかなと思っております。

そしたら続きまして、現在の捕獲の確認方法はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

捕獲確認方法についてお答えさせていただきます。

現在の捕獲確認方法は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアルに基づき、西予市版有害鳥獣捕獲現物確認手順書を策定し、捕獲個体の現物確認を行っております。

具体的な確認方法ですが、市職員もしくは処理加工施設の職員による捕獲個体の現物確認を行っております。

捕獲個体の受入れは、本庁、各支所、惣川地域づくり活動センター及びししの里せいよとなっており、個体を持ち込んだ際、捕獲日、捕獲者の氏名等を職員が確認した上で写真撮影を行い、加えて、捕獲個体の再利用防止の観点から、捕獲個体の尻尾または鳥などの場合は両足を回収しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

これからが本題に入るわけですが、特に現物を確認するということにかなり時間は要すると思えます。それについて確認作業にかかる労働時間についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

確認作業にかかる労働時間についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁をいたしましたとおり、捕獲個体の受入れは、本庁、各支所、惣川地域づくり活動センター及びししの里せいよとなっており、ししの

里せいよを除く市施設への捕獲個体の持込みがあった場合は、在籍しております市職員が1名で確認作業をしており、1件当たりの確認時間は約10分程度となります。

令和4年度実績における市職員による確認作業は4,136件で、確認に要した時間は約689時間となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

約700時間かかるということでした。私の感覚では、少し少なめで言われてるんじゃないかなと思います。外から見た感じももっともっと労力かかってるんじゃないかなと、本当にこれ確認作業というのは大変なことだろうと思います。半分腐りかかったような現物を見たり、本当に職員の方御苦労されていると思います。また、逆に持って行く人も、例えば、土日を挟むと、3日、4日尻尾を保存してそのまま持っていかないといけない。そして遠いところまで持って行かなければならないということで、その現場を常々見て感じたこととございます。

例えば、700時間、これが仮に1,000時間かかったとして職員1時間大体2,000円前後の時間給になると思うんですが、給与から計算して、私の概算ですが、それであれば、大体200万円年間処理料がかかっているということとございますが、また、その尻尾を今、国・県に報告するために冷凍保存するというようになっておりますが、それに関わる備品、それから経費はどれぐらいかかるのかお知らせ願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

冷凍保存に係る経費についてお答えさせていただきます。

回収いたしました捕獲個体の尻尾及び鳥などの足は、本庁、各支所、惣川地域づくり活動センターにおいて、約2カ月ごとに実施される課長検査まで冷凍保存しております。

冷凍庫は、本庁、各支所、惣川地域づくり活動

センターの6カ所に設置しており、1台当たりの価格は約3万3000円、年間の電気代は約8,300円となっております。6台分の冷凍庫購入費は約19万8000円で、年間の電気代は約4万9800円となります。なお、耐用年数は8年から12年であることから、8年を経過すると故障等により順次買換えが必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

この確認方法ですが、私もあちこち支所へ行ったり担当の職員と話をしました。本当に特にイノシシの尻尾を出す必要があるのかというところで聞きましたが、やはりこれは国から言われたことで仕方ありませんという職員の話が多かったです。ただ私のほうから、今の時代、特にスマホ普及してますし、スマホ、あるいはタブレットできっちり、一つが個体の写真、もう一つが尻尾を切って、2つ3つに切ってその写真を並べて撮れば、現物の確認なんか必要ないと思います。ただこれ以前に不正があったということで、確認のために現物を持って来いというこれ国の指導であります。これはやっぱりやめるべきではないか、何も意味がないと思います。それだけの200万、300万円の年間の経費、それから職員が苦労して、また、捕った人たちもわざわざそれを持っていくために時間を割いて仕事の合間に持って行く、これだけ無意味な作業はないと思います。無意味と言ったらしかられるかもしれませんが、やはりこういう改善すべき点は多いと思います。

これについて、何度も言いますが、確認する方法はないのか。また、それについてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

現在の確認方法の見直しについてお答えさせていただきます。

先ほどの答弁のとおり、現在の捕獲確認方法は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確

認マニュアルに基づき、西予市版有害鳥獣捕獲現物確認手順書を策定し、捕獲個体の現物確認を行っているところでございます。

6月の定例会の一般質問において、地域づくり活動センターでの捕獲個体の確認作業ができないかとの御質問いただきました。

現在、捕獲隊の役員会議で協議をしながら、地域づくり活動センターで確認できるように、確認方法の見直しについて検討し、現物確認から書類確認への変更について協議を進めております。

現在の確認方法と大きく異なるところは、捕獲個体を持ち込まない点となり、捕獲隊の皆様の負担軽減にもつながります。

具体的な確認方法は、捕獲した方は、捕獲場所において、捕獲者、捕獲個体及び必要書類を自身で作成した上で写真に収め、その写真データ並びに尻尾または鳥の両足等の証拠物を地域づくり活動センター等に提出する方法となります。

これらの確認方法の見直しは、令和6年4月から運用を開始する予定で、地域づくり活動センターを含め、確認作業の受入れができるように関係各所と調整を図っております。

ただし、獣肉加工処理施設でありますししの里せいよの受入れは、これまでどおり現物確認を継続することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

何度も繰り返しのようになるんですが、この件、私も捕獲隊の人に別に頼まれたわけでもないです。私が勝手に思ってこういうやり方はどうかと思ったことで、ただ、このことを地域づくり活動センターの受入れができるのであればどうですかと聞いてみました。そうしたらそれやったらみんな助かるからやってくれたら助からいという返事を皆さんからもらっております。特に、本庁、または野村支所、このまちなかではイノシシはおりません。大体周辺から来ます。例えば野村支所であれば、溪筋とか中筋とかずっと遠いところから、多分往復1時間かかろうかと思いますが、それで土日挟んだりするとかなり無駄な労力がかかりますので、ぜひこの確認作業は方法を変

えて対応していただきたいと思いますが、この活動センターの受入れについてどのように思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

各地域づくり活動センターでの受入れについてお答えをいたします。

先ほど和氣産業部長が答弁いたしましたように、確認方法を見直すことによって、令和6年4月から本庁と支所に隣接する地域づくり活動センター及び下泊地域づくり活動センターを除いた各地域づくり活動センターで確認作業ができるように、今調整を図っております。

新しい確認方法が開始された場合は、捕獲者から提出される写真データと捕獲個体の尻尾、または鳥の両足等の証拠物、確認書を地域づくり活動センターで確認することになります。

地域づくり活動センターに持ち込まれた写真データについては、SDカードでの持込みもしくはメールでの受入れを行うこととしており、データは各地域づくり活動センターに配布をしておりますタブレットを介して担当課に集約されることとなります。

データでのやりとりを行うことで、捕獲個体を運搬する必要がなくなり、捕獲隊の負担軽減につながるものと考えております。

今回の確認方法の見直しにより、本庁や支所だけでなく地域づくり活動センターで有害鳥獣の確認作業が可能となることで、地域づくり活動センターがより身近な公共施設、行政窓口の場として、住民の方のさらなる利活用につながるものと考えられます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ぜひそうしていただきたいと思います。

これは余計なことですが、どうせデータを取るんであれば、デジカメとかではなしにスマートフォンで撮ってそれで送信してもらおう。今LINEとかいろいろ方法あります。それでやってもら

ことを徹底したら、また、余分な作業、仮にデータでもらえばまた編集してつくりたくないということになりますのでやっていただきたい。その際、それを捕獲隊の人に言えば、大体の人は、それは、わしはスマホ持ってないとか、写真はよう撮らんとか言われる方おろうかと思うんですが、それはもうやってもらうように仕向ける。いけなかったら人に撮ってもらう。携帯はみんな持ってますんで、カメラも今どんな携帯でもついてます。ただそれをやってみようという意識がないのが大体普通の当たり前の方です。はっきり言いますが、その方にぜひやってください、その代わり近くで荷受けしますというふうなやり方をしたら協力してもらうのではないかなと思います。少しの人ができないからそれに合わせて進めないというのはおかしいと思うんで、できるだけ協力してもらって、うまくいくようなやり方をしていただきたいと思います。

ただ一つ心配されるのが、これやはり例えば県内も一斉にやってもらわないといけないと思います。今日大洲市の副議長見えられておりますんで、こういう言い方は悪いかもしれませんが、西予市で確認した尻尾を仮にその尻尾を大洲市へ持っていったらそこから補助金を取れるかもしれない。こういうところまで行政の方も考えられと思うんですが、やっぱそこら辺もありますんで、できることなら西予市がやって近隣の市町も一緒にやってもらうことが、国に対して要望も含めてやっていただいたらいいのではないかなと思います。

それから行政業務における管理体制について、一般の企業ではP D C Aを回すということはこれ当たり前のことになっております。P l a n、D o（実行）、それからC h e c k（評価）、A c t i o n（改善）ということですが、今の一例ですが、やはり国から言われ、県から言われ、そのままにやらなければいけない。職員については、これはおかしいと思ってもそれは遂行していけないというのが、これ役所の仕事の常識であろうと思いますが、やはりそういうことがあっても、できる限り対策ができるところはそういう意見も上げてもらうことが大事ではないかなと思いますが、それについてどう思われているかお知らせ願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

P D C Aサイクルについてお答えをいたします。本市におきましては、第2次西予市総合計画に基づく事業の推進及び地方創生と行財政改革の実行、ヒト・モノ・カネの経営資源配分の最適化を図る目的で、行政経営システムを活用した管理体制に取り組んでいます。

行政経営システムの活用の全体像といたしましては、行政成果の設定と成果の見える化を図ること。また、議員が言われました、P l a n（企画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（見直し）のマネジメントサイクルによる改善と改革の仕組み化を図ることです。

今回の議員の質問の趣旨を鑑みますと、P D C Aの中でも、特にC h e c k（評価）とA c t i o n（見直し）の要素が大きいのではないかと考えております。事業を遂行する上で、評価や見直しを行い、矛盾や非効率と感じた事項について改善する能力は、無駄を省くためにも大変重要ですので、職員の分析や行動力を促す評価体制を引き続き強化してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

何度も繰り返しのよう質問になっておりますが、ぜひ今回の例挙げていただいて、尻尾を出すためにどれぐらいの時間、経費、それから捕獲隊の件費がかかっているのか、それをしっかりと国に上げていただいて、ぜひ是正していただきたいと思います。

こういう例は多いと思います。例えば、国から出た事業でも東京と愛媛でも全く事情違います。また、県から出された例でも、松山市とこの田舎の西予市では全く違います。それにそぐわない政策はかなりあるかと思います。やはりそれを黙って仕方なくやるのではなく、改善すべき点は、この田舎に合ったやり方、そういう政策にできるように市長のほうから国・県に対して提言をしてもらうことが大事ではないかなと思います。

これについてお考えをお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

まず私から国・県に対する要望についてお答えをいたします。

現在、コロナ前の日常に戻りつつある一方で、国際情勢の不安定化や物価の高騰、急速に進む少子高齢化、人口減少等、複数の大きな変動容認に直面をしております。それらが複雑に絡み合った社会では、国や県の示す方針等が、全国全ての市町村の実情に沿うことはなかなか困難であると思っております。

そのような案件については、改善・見直し等に向けまして、引き続き粘り強く要望活動を行い、また、県と県内市町で広く連携した取組が必要である場合は、県知事をトップとする愛媛県・市町連携推進本部において、施策化に向けた提案を行っております。複数の自治体における広域的な取組が効率的となる施策については、関係自治体で組織された協議会等での要望活動も行っているところでございます。

また、議員から御指摘いただきました職員全員からの意見や提案につきましても、職場の管理職による部下へのマネジメント力、具体的な課題や提案事項を引き出すことも重要と考えます。

一方、通常では、若手職員が市長へ直接物申す機会は多くはございません。そこで現在、提案を受ける場の一つとして、市長と若手・中堅職員が直接意見交換できる機会をつくり、職員からの業務改善のアイデアの提案などを受け付けています。仕事に対するモチベーションの向上や組織の一体感の醸成を図ることを目的としたものですが、中には鋭い意見や提案があり、その内容は職員間で共有もしているところです。

今後も創意工夫をしながら、各部門、各階層の職員の意見、アイデアを取り入れ、国・県に対する要望や改善につながる職場環境づくりに努めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

私通告どおりに質問していなかったかもしれませんが、お答え慌てたのではないかなと思います。失礼しました。

そしたら再質問でございます。

私たち議員になったばかりのとき、三好前市長のときで、市からの要望で准救急隊員制度が創設され、簡単に言えば、救急車3人乗るうちの1人が准救急隊員という制度をつくられ、明浜それから三瓶の出張所に配備されました。これによって、私たちの地域も24時間救急車が待機してもらうということで非常に住民も喜んでおります。本当にこのような改革ができるのであるかと私議員になったばかりで驚いておりましたが、やはりこういう事例も聞いておったんで、今回たかがイノシシの尻尾ですが、これぐらいのことは国に言って改善するべきではないかなという提案をさせていただきました。

これについて、市の業務全般に関わって市長の御意見をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

宇都宮議員から今ずっと国・県に対して、地域の状況等で定められているものにあっても改善の提案をするような、そういうことができないかということで、また、特に、鳥獣害の確認事項のことについて、そして鳥類の足のことについて言っていました。

捕獲隊の皆さん及び職員の負担軽減も含めて、このことについては、市としましても御提案いただいた内容に沿って合理的、そして、一番はやっぱり再利用をされないようなことが合理的にできるかどうかという確認方法が大切であると思っております。そういうものを研究いたしまして国・県をはじめ関係機関に対して要望することを検討していきたいと、そのように思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

なるべく大きい数字を出していただいて、経費がかかっているから変えてくださいというふうに

国に要望していただけたらと思います。時間がかかり過ぎました。

次に、明浜柑橘加工施設について御質問いたします。

これにつきましては、今年11月より稼働予定となっておりますが、そのことについて、まず1番目搾汁ラインの種類及び特性・能力についてですが、これについて説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気産業部長。

○和気産業部長

搾汁ラインの種類及び特性・能力についてお答えさせていただきます。

これまでの施設は、柑橘の生果をベルトで挟み、丸ごと絞るベルト式のみでございましたが、新施設ではベルト方式に加え、主力機として、生果にストロー状の吸引器を差し込み、果汁のみを吸い取るインライン方式の機器を導入いたします。これまではベルトでそのまま絞って、圧縮して絞ってそのまま絞ると。今回の場合は、インラインと言って、1個ずつ下からストローのようなものを入れて絞り込むと、そういう方式に変わります。このインライン方式は大手飲料メーカーでも主力として採用されておりまして、また、インライン方式で絞った果汁は、従来のベルト方式に比べ、歩留りがよく、特に晩柑類、伊予柑とかポンカンがございますが、においては、皮を絞らないことで、苦味の少ない万人受けする味になります。

また、これまでの施設の処理能力は1日8トンで、温州ミカンの出荷が集中いたします11月から12月には搾汁作業が追いつかず、利用者の期待に十分に答えることができない状況でありました。新施設においては、1日24トンの原料を処理することができ、これまでの施設以上に果汁を絞ることが可能となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

この件について、私も中身はまあまあ分かっているつもりですが、ベルト式であれば大体搾汁率30パーそこそこでございますんで、1リットルの

ジュースを絞るのに大体3キロぐらいの原料が要ります。インラインにすれば40%そこそこ上がりますんで、大体2.5キロぐらいあれば1リットル絞れるんじゃないかなと思っております。

続きまして、年間の稼働時間、それから計画搾汁量及び売上げ目標はどれぐらいでありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気産業部長。

○和気産業部長

年間の稼働時間と計画搾汁量及び売上げ目標についてお答えさせていただきます。

インライン搾汁機の導入による搾汁量や種類の増加、晩柑類の搾汁により、令和5年度は、原料換算で約880トン搾汁する計画で、これまでの約3倍以上の搾汁量の予定となっております。

稼働期間は、10月から翌年の5月までの搾汁期間以外にも冷凍庫を併設することにより、充填作業が可能となったことで、1年間を通して稼働いたします。

また、令和5年度以降の売上げ目標は、これまでの約2倍となる1億2000万円を掲げております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

今少しお聞きしたんですが、これジュース工場というのは大体11月から4月、5月ぐらいまでの期間です。この間は仕事があるんですが夏場が仕事がない。ただ昔のように季節従業員のようない人はいりませんので、それがやっぱり特に柑橘に関わる仕事というのは、仕事の組立てが大変でございますが、それについてどのように雇用体制及び条件を考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気産業部長。

○和気産業部長

雇用体制及び条件についてお答えさせていただきます。

柑橘加工施設の職員については、加工原料の搬入があり、繁忙期となります温州ミカンが最盛期

の10月から翌年5月までは、主に加工の作業を中心に従事いたしますが、その他の期間につきましては、搬入が少ないため作業量は減少することになります。

そのため、指定管理者のあけはまシーサイドサンパーク株式会社が管理し、その期間繁忙期となるあけはま一れやオートキャンプ場に人員を配置するよう計画しており、管理施設が隣接しておりますことで、効率的に人員配置をすることができ、適切な労働力の配分が可能になるとともに、一連の作業として雇用することが経費の削減につながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

続きまして、併設する冷凍冷蔵施設についてです。

ミカンジュースというのは、採った時期、大体11月、12月に搾汁します。個人的に絞る場合は、その場で瓶に充填して、冬場から夏場そのまま瓶で貯蔵して、それで夏場に売れるわけなんですけど、やはりこれ量販店とかその辺に売らなくなったら、賞味期限が大体1年ですんで、12月で絞ったものは翌年の12月までしか賞味期限がない。仮に冷凍貯蔵すればこれ一斗缶だったりドラム缶で貯蔵するわけなんですけど、例えば5月頃に冷凍から出して、それから充填して、であれば、5月から来年の5月までという賞味期限になるんですけど、これ結構皆さん知らないんで私説明するんですけど、そういう場合を考えると、量販店に置いたら、賞味期限が短いジュース、例えば12月に絞ったジュースを販売するときに、仮に簡単な例で例えますと、食パンの場合、1週間期限がある場合、あと3日しか賞味期限がないですよというものを売る場合は安売りをしなければならない、これが現実です。だからジュースもできるだけ新鮮な時期に、賞味期限を長く売ることが大事なんで、これは冷凍冷蔵施設といえればそういう理由があって必要なものだと思うんですけど、それについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

冷凍施設は、主に冬場に搾汁したジュースを冷凍保存するために使用し、180キロのドラム缶を約1,400本貯蔵することが可能でございます。冷凍保存し、需要が高まる夏場に解凍、瓶詰したジュースは、冬場に瓶詰めした常温保存期間が長いジュースよりも品質がよく、先ほど議員もおっしゃられたとおりでございますが、これまで以上に販売量が増加するものと見込んでおります。収益も向上すると考えております。

また、これまでの施設には、冷凍施設が併設していなかったため、市内の冷凍冷蔵業者においてジュースを保管しており、輸送時間や輸送運賃、保管料等の経費が必要となっておりますが、冷凍施設を併設したことで、それらの経費、輸送時間を削減することができ、施設の運営がより効率的になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

少し時間あるようなのでちょっとしゃべりたいんですが、大体ジュース1本絞るのに300円ぐらい1瓶かかります。これ絞り賃と瓶代でかかります。これにもし冷凍すればまだプラス多分50円ぐらいかかるかと思うんですが、それでミカンの原価含めると大体1リットル絞るのに3キロ要すれば、50円掛けても150円ということで、農家にキロ50円払っても、最低500円でジュースを売らなければ採算が合わないというのが現状でございます。それだけストレート果汁というのは経費がかかる。ストレートでも100%ジュースでも2種類あります。濃縮還元、これは分離機にかけて濃縮して冷凍して経費を抑えて、それをまた水で薄めてつくったもの、これも100%ジュースですが、ストレートジュースとの違いがそこにありまして、ストレートはそのまま絞ったものもそのまま冷凍するわけでやっぱり高くなります。そういう事情がありますんで、やっぱりこの冷凍施設は本当に必要ではないかなと思っております。

話しそれでしたが、最後に再質問でございます。

これをやることによって加工施設の効果をお尋ねしたいと思います。

また、この近くになって、周りの加工場の経費がかなり高くなっていると聞きます。多分搬入料もそれによってまた増えるのではないかなと予想されますので、その辺お伝え願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

搾汁能力の高い施設を整備したことで、先ほど宇都宮議員も言われておりましたように、やっぱストレートジュースの関係などもありまして、価値の高いものを生産をする。そして、賞味期限が今までより長くなるとか、いろんないいこともあると思います。そのことによりまして、施設の収益が増加をするというふうには私は見込んでいます。新施設の収益で、今、あけはまシーサイドサンパーク全体やはり経営苦しい状況でございますので、その中で赤字幅というものを縮小できるのではなからうかなと思ってますし、市から将来的には財政支援が仮になくてもできるような、そういう第三セクターとして収益を上げられるような施設になることを期待しております。

また、明浜地区におきましては、柑橘農家数や農業生産額が最近減少傾向にありますけれども、この明浜柑橘加工施設が起爆剤となりまして、柑橘農家の販売額の増加による所得向上や新たな雇用が地域に創出されることなどで、明浜地区全体の活性化につながるということを私は期待しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

今市長も言われましたが、ぜひこの第三セクター、業務委託した施設で利益をしっかりと上げてもらって、その分で赤字のあけはま一れ補填してもらおう。いずれは委託料も要らないぐらいに経営してもらおうようにしっかりと行政からも指導してもらって、本当に前向きな企業、事業になっていた

だきたいと思います。

それから先ほど市長もおっしゃれましたが、そこで働く人が増えて移住者も増え、また地元に残る人も増え、そして農家が所得が上がるような前向きな事業にしっかりとしていただきたいと思っています。

いつも原稿なしで適当にしゃべって職員サイド困っておろうかと思いますが、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時50分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

私先ほどの発言の中で消防出張所について「明浜、三瓶」と申しましたが、「明浜、城川」の間違いでございました。

訂正させていただきます。

○河野議長

次に、5番加藤美香君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

おはようございます。議席番号5番加藤美香です。

本日は議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従いまして、3点一問一答で質問させていただきます。

1点目は、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護の取組についてお伺いいたします。

2005年の介護保険法の見直しにより、65歳以上の高齢者や高齢者の活動に関わっている家族などの暮らしを地域でサポートするための総合機関として地域包括支援センターが設置されております。西予市が設置し、西予市社会福祉協議会が受託しております。

事業内容は、総合相談、介護予防ケアプラン策定、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っております。

今回は、その中の高齢者の権利擁護の取組につ

いてお伺いさせていただきます。

まず初めに、高齢者の権利擁護事業の目的と実施内容についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

高齢者の権利擁護事業の目的と実施内容につきましてお答えさせていただきます。

権利擁護事業でございますが、地域の住民、民生児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的・継続的な視点で行うことを目的として、西予市社会福祉協議会に委託をしております。

実施内容としましては、高齢者虐待防止に関する広報及び相談支援、困難事例への対応や成年後見制度の啓発と活用支援の強化、消費者被害の防止活動、社会的弱者の支援体制の構築と事業関係者のスキルアップを目的とした地域ケア会議の実施などとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

この権利擁護事業は、困難な状況にある高齢者の権利擁護でございます。困難な状況にある高齢者とは、権利擁護事業における困難とは具体的にどのような事例なのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

権利擁護事業におけます困難事例についてお答えさせていただきます。

独居高齢者が認知症により金銭管理が困難となり、親族に関わりを求めたが拒否された事例、高齢者が認知症により金銭管理が困難となり、同居家族に管理能力がなかった事例、独居高齢者が精神疾患により支援を拒否した事例、家庭内での高

齢者虐待事例などの困難案件が発生いたしております。

いずれも包括支援センターが中心となり、警察や保健所、行政などの関係機関と連携し対策を講じております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

次に、65歳以上の高齢化率と高齢者世帯の推移をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

65歳以上の高齢化率と高齢者世帯の推移についてお答えさせていただきます。

住民基本台帳によりますと、65歳以上の高齢化率の推移は、平成22年度が36.1%、平成27年度が39.4%、令和2年度が42.9%、直近の令和5年4月1日現在では44.1%となっており年々増加しております。

続きまして、国勢調査によりますと、男性65歳以上、女性60歳以上の夫婦を高齢夫婦世帯として定義されており、平成22年度が18.6%、平成27年度が19.4%、令和2年度が20.1%と年々増加しており、約5件に1件が高齢夫婦世帯となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

認知症高齢者の推移もお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

認知症高齢者の推移についてお答えさせていただきます。

認知症高齢者の数値につきましては、65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けられた日常生活自立度Ⅱ以上の方を対象として推計しておりま

す。

認知症高齢者の推移は、平成25年度が12.6%、平成30年度が13%、令和5年度が13.2%となっており、多少の増減はございますが、おおむね13%前後を推移しており、65歳以上の高齢者の約8人に1人が認知症高齢者となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

地域包括支援センターへの高齢者権利擁護に関する相談件数、内容、対応などをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

地域包括支援センターへの高齢者権利擁護事業に関する相談件数、内容、対応につきましてお答えをさせていただきます。

令和4年度の相談件数につきましては、虐待案件が22件、成年後見制度利用支援を含む権利擁護相談件数が47件、成年後見制度市長申立要請件数が5件となっております。

対応方法につきましては、包括支援センターに相談があったものを行政や関係機関と連携協働し対応を進めていくこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

相談の中に成年後見制度市長申立要請が5件ありましたが、どういった事案で市長申立要請に至ったのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市長申立要請件数の事案についてお答えさせていただきます。

親族のいない方が3件、親族はいらっしゃってても関わりを拒否されている方が2件の計5件とな

っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

市長申立ては、親族がいても頼ることができない方、また身寄りがいない方に市長申立てが行われておりますが、そういう方々に成年後見人がつけば、本人が亡くなるまで見守っていただけるという理解でいいのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

成年後見人の任期につきましてお答えをさせていただきます。

成年後見人の任期は、原則本人が亡くなるまでとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

全国的に身寄りのない高齢者や親族がいても頼ることができない高齢者が増えております。こういった制度があることを広く周知していただきたいと思います。

次に、成年後見制度支援状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

親族申立て、または市長申立てなども含めてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

成年後見支援制度の状況についてお答えをさせていただきます。

平成29年から令和3年の5年間で、松山家庭裁判所宇和島支部及び大洲支部へ申立てし、成年後見制度が認められた案件は54件ございます。内訳として、明浜町2件、宇和町26件、野村町14件、城川町6件、三瓶町6件となっております。区分としては、後見が48件、保佐が4件、補助が2件

でございます。

また、申立人といたしましては、親族が48件、市長は6件となっております、親族申立てのほうが多い状況となっております。

しかしながら、令和4年度から市長申立件数は増加しております、7件の審査が認められた状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

市長申立ても進んでおりますが、報酬が見込めない方の成年後見人の報酬を行政で助成する制度がございますが、以前質問したときには利用はないということでしたが、現在はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

成年後見人の報酬助成の利用状況についてお答えさせていただきます。

西予市におきましては、西予市成年後見制度利用支援事業実施要綱を定め、成年後見人の業務に対する報酬を助成することとしており、利用状況につきましては、令和4年度に1件、10万2000円の実績となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

成年後見制度の取組も進んでおりますが、令和5年に成年後見支援センターせいよという名称で中核機関が設置されましたが、その中核機関と包括支援センターとの連携をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

成年後見支援センターせいよと包括支援センターとの連携についてお答えさせていただきます。

西予市では、令和4年度に西予市中核機関検討

委員会を立ち上げ、弁護士、司法書士等の有識者や市内3法人にも委員として協力いただき、設置運営について議論を重ね、今年度4月から中核機関である成年後見支援センターせいよを設置いたしました。

これにより、成年後見制度利用促進事業を推進するため、成年後見支援センターせいよと法律や福祉の専門職団体や関係機関が連携する中核機関連絡協議会を設置し、権利を尊重し擁護するとともに、地域で安心して暮らせることを目的として事業を進めているところでございます。

今年度の目標としましては、成年後見制度や成年後見支援センターせいよの広報と相談活動に注力することといたしております。

今後は、地域包括支援センターや市内の福祉法人等と連携し、中核機関連絡協議会の機能の充実を図るとともに、愛媛県成年後見制度利用促進協議会の指導・助言を受けながら、市民後見人の養成や後見人の支援まで段階的に活動を充実させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

包括支援センターは、65歳以上の高齢者の権利擁護、中核機関は、全ての方の権利擁護に取り組んでおりますが、別々という考えではなく、情報を共有していただき、市民によりよい福祉サービスを提供していただきたいと思います。

最後の質問になります。

今後、どのような形で市民の方へ権利擁護に対する知識理解の普及啓発を行い、また、相談窓口の周知を行っていくのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

地域包括支援センターにおける市民への普及啓発、周知方法についてお答えをさせていただきます。

西予市地域包括支援センターでは、市民への普及啓発事業として、権利擁護研修会の開催や市内で開催されるふれあい生き生きサロン、民生委員

定例会等でエンディングノートを配布いたしております。

相談窓口の周知につきましては、西予市社会福祉協議会が年5回全戸配布いたします社協広報おあしす、社協が各支所ごとに年数回発行いたします社協だより、そのほか、ホームページや各研修会等において周知いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

いろいろな支援をしていただいておりますが、私といたしましては、ケーブルテレビなども利用していただいて、分かりやすく市民の方へ普及啓発、周知を行っていただき、高齢者の方が困難な状況になる前に解決ができるようになれば、高齢者の権利擁護の取組が進むのではないかと考えております。

2点目の質問に移ります。

2点目は、西予市民病院、野村病院、つくし苑の経営改革について伺います。

西予市は、経営改革のため、西予市民病院、野村病院、つくし苑の3施設を一括運営する指定管理者制度の導入の可否を検討するため、総務省で創設された公立病院医療体制確保支援事業を申請し、令和5年6月1日、地域医療振興協会と公立病院の支援事業に関する協定を結んだと議会で説明がありました。

説明資料によりますと、西予市の公立病院指定管理者制度導入については、総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業の中の専門的支援を選択して応募し、地域医療振興協会と6月1日支援の協定を結び、今後、西予市と地域医療振興協会とで協力の話がまとまり、西予市が実施計画の執行も希望する場合は、地域医療振興協会に公立病院の指定管理をお願いするという内容でありました。

また、8月7日、8日には、議会が設置した地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会で、地域医療振興協会が指定管理者として運営を行っている有田市立病院及び介護老人保健施設あやがわの視察を行いました。

有田市立病院の指定管理は、令和5年4月から開始したばかりのため、指定管理者制度のよしあ

しの評価はまだできない。また、移行に当たり、医療従事者の身分が公務員でなくなるので、医療従事者の待遇や組合交渉をしっかりと行って移行したとのでありました。

そこでお伺いいたします。

6月1日に地域医療振興協会と専門的支援の協定を結ばれておりますが、専門的支援とはどういう支援なのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

専門的支援の内容につきましてお答えさせていただきます。

1つ目として、病床機能の転換等、経営の効率化、機能分化・連携強化及び指定管理者制度の導入等の経営形態の見直しに関する助言及び実施計画の策定。2つ目としましては、代診医の派遣、医師の研修等の医療に関する人材の確保又は育成及び遠隔画像診断の導入等の診療機能の強化に関する助言及び実施計画の策定。3つ目としまして、1つ目と2つ目の内容により策定された実施計画に基づく指定管理者制度の導入等の経営形態の見直し、代診医の派遣、医師の研修等、遠隔画像診断の導入等の実施に関する支援という3つの内容を支援いただく内容となっております。

支援期間としましては、最長3年間となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

難しい内容ですので、もう少し具体的にどのような支援をしていただくのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。主に4つの内容について御支援いただくこととしております。

まず1つ目としまして、3施設の診療・経営改革。2つ目としまして、国から令和5年度中に策

定が求められている西予市民病院及び野村病院の病院経営強化プランの策定。3つ目としまして、西予市民病院への二次救急集約に向けた体制の構築。4つ目としまして、指定管理者制度の導入を含めた3施設の安定的な経営方法及びその実施に向けた支援でございます。加えて、医療従事者の確保による診療体制の確立に対する支援を行っていただくよう依頼しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

西予市は令和6年3月に指定管理の導入の可否の決定を行うスケジュール案になっておりますが、検討状況によっては、指定管理者導入の可否の判断は延長されるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

お答えさせていただきます。

指定管理者制度の導入の判断につきましては、現在、地域医療振興協会が3施設の経営等の分析を行い、病床機能の転換等、経営の効率化、機能分化・連携強化及び経営形態の見直しに関する実施計画の策定を行っており、その計画内容と現在行っている3施設の職員で構成する3施設合同検討会で、西予市民病院への二次救急の集約と経営形態について協議し、その内容を踏まえて、市民の声、西予市地域医療対策検討委員会、市議会の地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会の意見を聞きながら判断し、最終的に議会の判断を仰ぐようにしております。

その実施計画、3施設合同検討会の検討状況、地域医療対策検討委員会、議会の特別委員会の意見を踏まえた上で、最短で令和6年3月に指定管理の導入の可否の決定を延長する可能性もあります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

6月1日に支援協定を結んで3カ月余りが経過いたしました。職員への待遇説明、組合交渉、地域医療振興協会との協議等、現在の進捗状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

現在の進捗状況についてお答えさせていただきます。

病院職員の待遇につきましては、現時点では給与や手当に関する処遇は決まっていないため、職員への説明は行えておりません。

また、組合交渉につきましては、これまで2回開催し、公立病院医療提供体制確保支援事業の申請経緯の説明や協議を行っております。

地域医療振興協会との協議につきましては、6月1日の協定締結後から、これまで対面やWebで合計9回の協議を実施いたしております。また、各施設の職員に対する経営状況や職員体制に関するヒアリングを行い、3施設それぞれの分析を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

職員の方の給料や手当に関する処遇は、いつ頃決まり、また説明できるようになるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

職員の給与や手当につきましては、職員の給与や手当に関する個人情報を地域医療振興協会に提供することに同意していただいた職員につきましては、協会に情報を現在提供し、できるだけ早く情報をいただくよう協会と交渉しております。引き続き、できるだけ早く情報を提示していただくよう交渉を行ってまいります。現時点におきましては、給与や手当に関する説明時期は未定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

私といたしましては、職員の方が一番問題とされているのは処遇だと思いますので、早い時期に明確にさせていただきたいと思っております。

次に、今後の具体的なスケジュールをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

今後の具体的なスケジュールについてお答えさせていただきます。

先ほども答弁いたしましたとおり、現在、3施設合同検討会で西予市民病院への二次救急の集約について協議しておりますが、その集約方法について、両病院の意見調整に時間がかかっている状況でございます。3施設の経営形態につきましては、その後協議を行うところしております。

そのため、今後の具体的なスケジュールにつきましては、3施設の合同検討会、市民の声、西予市地域医療対策検討委員会、市議会の特別委員会の御意見、また、地域医療振興協会からの提案を踏まえて、慎重にかつ丁寧に議論を重ねていきながら、当初に示させていただきましたスケジュールありきではなく、今後の事業進捗に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

最後の質問になりますが、地域医療振興協会と協力の話がまとまらない場合、指定管理者制度導入以外のお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

指定管理制度の導入につきましては、これまで

も申し上げさせていただきましたとおり、地域医療振興協会による指定管理というものが最善という考えであります。

議員の御質問の地域医療振興協会との協力がまとまらない場合というのは、向こうが提示される内容、そしてまた、協会自身ができないというようなことがあった場合というふうに解釈をするわけですが、そういう場合においても、この広大な面積を有する西予市において3施設を何らかの形で存続させて市民に医療福祉サービスを提供するためには、やはり経営改革と医療従事者の確保というものが最重要であると考えております。そういう部分を改革することがなければ存続することはできないと考えておりますので、西予市の地域医療福祉の維持確保のため、大きな改革に取り組まないといけないというふうに考えております。

今具体的に指定管理制度以外の考えはという御質問ですが、いろいろな選択肢を今考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今日の答弁をお聞きすると進捗が遅いようですが、今後いろんなことが明確になれば、指定管理の導入の可否の判断が行えますが、今のところは可否の判断はできません。引き続き、病院職員の方、組合の方、地域医療振興協会の方と協議を進めていただき、進捗があればその都度情報公開をしていただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。

3点目は带状疱疹ワクチンについてお伺いいたします。

長引くコロナ禍にストレスなどで带状疱疹を発症する人が増えております。带状疱疹は、皮膚症状に先行して傷みが生じ、そのあと皮膚症状が現れるとぴりぴりと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほどの激痛になることもございます。带状疱疹は幼少期に感染した水ぼうそうウイルスが活性化し発症すると言われております。また、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

50 歳以上の人は、带状疱疹ワクチン予防接種が可能ですが、任意接種のため、全額自己負担であり、2 種類のワクチンがありますが、どちらも高額であります。最近是全国的に带状疱疹ワクチン予防接種の費用助成を行っている自治体も増えております。

そこでお伺いいたします。

市といたしましては、带状疱疹ワクチン予防接種の効果についてどのように考えられているのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

带状疱疹ワクチンの効果についてお答えさせていただきます。

带状疱疹ワクチンとしては、乾燥弱毒性水痘ワクチン、いわゆる生ワクチンと乾燥組換え带状疱疹ワクチン、いわゆる不活化ワクチンの2 種類あり、50 歳以上の方が接種対象とされております。

不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れていますが、費用は生ワクチンに比べ高額で2 回接種する必要がございます。

50 歳を境に带状疱疹の発症率は急上昇し、高齢になるにつれ発症率は上がると言われています。

ワクチンを接種することによって、带状疱疹の発症予防、重症化予防の効果が得られることと認識いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5 番加藤美香君

全国的に带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行っている市町村が増えておりますが、西予市は助成についてどのように考えられているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチン予防接種費用の助成の考えについてお

答えをさせていただきます。

先ほど議員の御質問の中にもございましたが、予防接種は、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種と本人の希望と医師の判断によって行う任意接種に分類をされます。

予防接種の目的は、病気にかかることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気が蔓延することを防ぐこととございます。

感染症対策上、重要度が高いと考えられる予防接種については、定期接種として予防接種を受けることを進めております。そのため、定期接種は行政の費用負担により行われるほか、健康被害の救済の仕組みがございます。

一方、任意接種のワクチンは、国において使用が認められているものの、予防接種法では規定されておらず、個人の判断において接種を行うワクチンでございます。原則として全額自己負担となります。

带状疱疹の予防接種については、任意接種に分類をされております。

国では、带状疱疹ワクチンを定期接種とするかどうかについて、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で審議、検討されておりますが、期待される効果や導入年齢に関して検討が必要とされております。

令和4年8月4日に開かれた同分科会の小委員会においても、引き続き、定期接種化に向けて検討をされております。

本市としましては、現在、任意接種による予防接種の助成は行っておらず、带状疱疹ワクチンについての助成についても予定はいたしていません。予防接種の公的な推進については、国の議論を踏まえて検討すべきと考えております。

接種対象年齢やその効果について、科学的な知見が得られた段階で検討をするべきものとして、今後の国の動向を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5 番加藤美香君

今の答弁に対して再質問させていただきます。

愛媛県で助成を行っているところは、現在久万高原町だけだと思いますが、愛媛県以外の市町村

では助成をするところが増えております。コロナがなければ助成はなかったのではないかと思います。コロナ禍になりコロナによる心身のストレスから免疫が低下し、発症する人が増えている状況から、発症を予防するため市民の負担を軽減する助成が行われているのだと思いますが、そういうことを踏まえて、もう一度お考えをお聞きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

コロナ禍によりまして発症率が増えている状況を踏まえての考えについてお答えをさせていただきます。

コロナ以前から高齢化社会の進行や2014年水痘ワクチン定期予防接種化により、水痘罹患者減少のため、今後、带状疱疹罹患者は増加すると予測されておりました。

しかしながら、带状疱疹は加齢やストレスなどによる免疫力の低下が要因となっているため、議員がおっしゃるように、コロナ禍による心身ストレスや運動不足による免疫低下により、免疫のバランスが崩れやすくなっていることが带状疱疹の増加の一因になっていると考えられます。

予防接種の助成については、近隣市町の動向を注視しつつ、繰り返しになりますが、国での定期接種化の議論を踏まえ、科学的な知見が得られた段階で検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

近く愛南町でも带状疱疹ワクチン接種費用の助成が始まるようですけれども、西予市においても、他の市町村から聞き取りをしていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時46分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前11時00分）

次に、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、午前中最後の登壇をさせていただきます。

今回は大きく4つの項目に対して質問をさせていただきます。

まず最初、脱炭素化のまちづくりについて、この項目につきましては過去2回質問をさせていただいておりますけれども、今回は、今年3月に市で作成をされました西予市エネルギービジョンについてからの質問をさせていただきます。

策定されました西予市エネルギービジョンの今後の展開についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

エネルギービジョンからの今後の展開についてお答えさせていただきます。

エネルギービジョンの策定においては、地区ごとに異なる特性に応じた取組とするため、沿岸部、盆地、山地の3つのゾーンに分けて現状を整理し、今後の取組について検討、検証を行いました。

今後の展開といたしましては、山地ゾーンでの小水力発電や盆地ゾーンでの地中熱システム等、検証結果において一定の費用効果が見込める取組もございましたが、設備投資費用が高額となることから、民間企業との共同開発の可能性や国庫補助金をはじめとする各種財源の活用について検討を進めてまいります。

なお、本ビジョンにおいて示された事業に係る着手の判断につきましては、事業化の可能性調査等、詳細な分析を実施した上で、今後予定されております大型公共事業の時期、財政状況、費用対効果等を勘案して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ちょっと改めてになりますけれども、エネルギービジョンを策定した目的についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

目的といたしましては、本市における地域特性や政策上の課題を踏まえて、エネルギー構造の高度化・転換に向けた再生可能エネルギーの活用についての取組を推進することを目的として策定いたしました。

また、ビジョン策定に当たり、エネルギー構造高度化・転換に向けた取組において、現状での取組方法の検討、検証を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

この策定されたエネルギービジョンは、計画期間が10年、2033年が期間終了というふうになっておりますけれども、2033年時点で、この西予市の脱炭素化についてどういうイメージを持たれているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

ビジョン策定に当たり効果検証を行った事業においては、CO₂の削減量についても予測しておりますが、ビジョン内の全ての事業について検証はできておりませんので、2033年時点でどこまで削減が可能か検証できておりません。また、脱炭素化を目的としたビジョンではありませんので、CO₂削減目標等の目標も定めておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

その計画というかビジョンの中にもありますけ

れども、費用対効果とか採算とか、国の助成がないとなかなか進まないというふうなことがありましたけれども、そういうことでしか進まないのかお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

事業を実施するに当たり費用対効果は重要と考えております。効果については、費用面だけではなく、様々な方面での効果を検証した上で、費用について、民間企業からの支援や国庫補助等を活用しながら事業を進めていきたい考えでございます。

また、ハード整備については、整備時の経費のみならず、人件費等のランニングコストも十分に考慮して慎重に実施を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

この西予市エネルギービジョンが、脱炭素化を目指したものではないというふうな答弁があったんで、ちょっと私の考えと違うなというふうなことで、今回質問させていただいたのは、脱炭素化のまちづくりについてということであって、過去の質問で、このエネルギービジョンを作成した後にまた次に進むというような答弁をいただいておりますので、今回これをトップとして質問をさせていただきました。

余り細かくいくと後の時間がないので、取りあえず次へ進ませていただきたいと思います。

市民への協力についてなんですけれども、この脱炭素化のまちづくりを進めるに当たって、市民の皆さんにどのような協力をお願いしたいのか、お考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市民の皆様への協力についてお答えをさせてい

たきます。

脱炭素化のまちづくりの実現には、行政のみならず市民の皆様の理解と実践が必要となります。市民の皆様には、日常生活の中で行える節電、節水やごみの削減・分別の徹底など、日頃できることから取り組んでいただくとともに、何かの更新の際にはエネルギー効率の高い設備や機器を選択いただけると幸いです。また、自動車のお買換えの際には、環境負荷が少ないハイブリッド車、低燃費車、または電気自動車をお選びいただくことが脱炭素社会の実現につながろうかと思えます。

先日、経済産業省が電気自動車、EVでございますけれども、充電インフラ整備に向けた整備指針案が公表されました。現在、国内で約3万の充電設備がございますが、2030年までに全国で30万口設置する目標を示されました。市といたしましても、公共施設での充電インフラ整備について情報収集を進めており、国の指針に沿った対応ができるよう検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

そのようなお考えをどのような方法で市民の方にお伝えするのか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市民の皆様への協力について、お答えをいたします。

協力依頼につきましては、市のホームページ、広報せいよ等での周知や西予ケーブルテレビの行政情報番組での配信、また、出前講座や各地区の環境委員を通じ、広く市民の皆様へ協力を呼びかけたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

次に、ゼロカーボンの補助金、どのようなもの

があるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ゼロカーボンの補助金についてお答えをさせていただきます。

現在当市では、地球温暖化を防止し、環境に優しいまちづくりを推進するため、新エネルギー設備等導入費用の一部補助を実施しております。補助対象は、家庭用燃料電池エネファームと家庭用リチウムイオン蓄電池でございますが、家庭用リチウムイオン蓄電池は、既に予定件数に達し受付を終了しております。家庭用燃料電池エネファームにつきましては、現在も応募をお待ちしている状況でございます。

この補助事業は、愛媛県新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費補助金の手続きを行い、事業費の一部について県補助金の交付を受け実施しております。今後も県の支援を受けながら、引き続き取り組めるよう検討を進めてまいります。

そのほか、国土交通省、経済産業省、環境省連携の住宅の省エネ化支援制度など、国、県が実施する各種補助事業につきましては、市のホームページ、広報せいよにて、市民の皆さんへ周知をさせていただいているところでございます。

このように、低炭素・脱炭素社会の実現に向け、市民の皆様や事業者の皆様の御協力を得ながら進めてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

企業の皆さんに対してのゼロカーボンに対する補助金というのはあるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

企業に対しての補助金についてお答えいたしません。

西予市においては、現在企業に対してのゼロカーボンに関する補助金はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

この補助金について、市民の皆様への周知の仕方はどういうふうになってますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

周知方法についてお答えをさせていただきます。
市民の皆様に対しては市のホームページ、広報せいよにて周知をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

先ほどの協力もそうなんですけれども、この補助金、私もホームページで見てみたら、なかなか分かりにくいですよ。本当に文字ばかり書いてあって、この脱炭素に対して興味があって、自分で何とか自分の家で利用しようと思う人なら調べて多分分かると思うんですけれども、あまりでもない人に、脱炭素のこととか、ゼロカーボンのことを認識していただくには、なかなか先ほどの方法だけでは難しいんじゃないかなと。

私先日、松山のイオンに行ったときに、松山市環境モデル都市推進課が出されている令和5年度松山市ゼロカーボン推進補助金というチラシが、求人とかあるような棚にいっぱいあるんですけども、そこをちょっと歩きよったら目につきまして、ちょっと貰うて帰ったんですけども、議運に出してないんで皆さんに見せれないんですが、これ見たら本当にこういうものが、個人の人が、ゼロカーボンの推進補助金がどんなもんがあるのかというのがもう一目瞭然で、太陽光、エコキュート、エネファーム、蓄電池、電気自動車云々等々ね、もう一遍に分かるような、目につくんですよ。ぱっと見たらね、そういうものが。これをせよというんじゃないくて、こういうふうにやっぱ市民の皆さんに目につくことをもっと何か工夫していただきたいというのが今回お願いでございます。

次の質問ですけども、ゼロカーボンシティ宣言、これも以前質問をさせていただいて、先ほど冒頭にあった、そのときには西予市エネルギービジョン策定後に市民や事業者、行政が連携して取り組める体制構築の段階になったら宣言しますよというふうな答弁をいただいております。この件について質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ゼロカーボンシティ表明の現在の検討状況についてお答えをいたします。

当市としましては、令和4年度に地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）及び西予市エネルギービジョンを策定いたしました。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画には、事務事業編のほか、一つの地域の温室効果ガスの排出量削減を定める総合的な計画であります。区域施策編がございます。県内でのゼロカーボンシティ表明の宣言市町は、この区域施策編を策定後、宣言表明いたしております。

当市においても、地球温暖化実行計画（区域施策編）を策定し、市民や事業者、行政が連携して取り組める体制の動向を見定め、ゼロカーボンシティ表明の時期について検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今の御答弁ありました区域施策編ですけども、今回つくった事務事業編と同時に作成しなかったのはなぜでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

区域施策編と事務事業編を同時作成しなかった理由についてお答えをさせていただきます。

区域施策編では、西予市全体を対象としたCO₂削減の計画を立てることとなっております。そのためには、市民、事業者、行政の3者が、そ

れぞれ目標を定めて連携し、対策を実行する必要があります。

まずは、行政自らのCO₂排出の現状と課題の把握、抑制対策に関する取組を明らかにし、市民や事業者へ情報提供することで、省エネルギー行動や再生可能エネルギー利用の意識向上を図り、区域施策編策定への参画について理解・協力を求めるため、事務事業編の策定を先行したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

宣言されとる中には、この区域施策編ができてないところも何かあるように見受けるんですけども、それが必ずしもできてなくてもいいんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問のありました区域施策編ができてからでなくてもいいのではないかということについてお答えをいたします。

脱炭素化のまちづくりの実現のためには、先ほどお答えいたしましたとおり、市民、事業者、行政の3者がそれぞれの役割を認識するとともに、一体となって取り組む体制の確立が必要になってまいります。

区域施策編においては、西予市全体のCO₂削減目標と目標達成に向けたロードマップ、温暖化対策への取組、また、事業の推進体制と進行管理などの計画を策定することで、3者が取り組むべき内容を明らかにすることにより実効性を高めるためのものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

それではこの項目の最後ですけども、この脱炭素先行地域というのがありますけれども、これが今第4回の申込みが終わったところやと思います

が、1年前に質問したときがちょうどこれの2回目の取組のときやったんですが、今回の4回目の脱炭素先行地域、これに当たり、アプローチがあったというか、西予市の中で検討はしたのかどうかというのをちょっとお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

脱炭素先行地域（第4回）の取組についてお答えをさせていただきます。

脱炭素先行地域に選定されるためには、まず、脱炭素先行地域計画提案書を策定して、国、環境省でございますけれども、そこに提出をする必要がございます。計画提案書には、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出を2030年までに実質ゼロにする目標と、日本の2030年度目標と整合する運輸部門などの温室効果ガス排出削減目標とが設定され、それらの達成に向けた具体的なプランとタイムスケジュールを示すこととなります。それらを国が書面及びヒアリングなどの審査を行い、選ばれる形となります。

選定に係る要件も、第3回の募集からは民間事業者などとの共同提案が必須化され、より事業性の熟度が高いものを求められております。

また、第4回の募集においても、生物多様性の保全、資源循環との統合的な枠組みが新設され、それに該当する提案を優先的に選定する方針となり、回を増すごとにハードルが上がっている状況でございます。

環境省では2025年度までに、少なくとも100カ所の脱炭素先行地域で先行的な取組実施の後押しがなされますが、当市においては現段階で事業性の高い提案は難しいことから計画検討は見合せている状況でございます。

しかしながら、脱炭素社会の実現のためには様々な手法がございますので、国・県などの支援を受けながら、当市なりの取組を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

過去3回の選定で62の地域が先行的な取組を現在されていて、今回4回目の申込みが終わったところということで、今、多分審査をされております。多分3回目が16ぐらいだったですから、同じぐらいとすれば、今回の4回目と5回目、次の5回目ぐらいで目標の100の先行地域になるんじゃないかなと想像はしております。

この2025年までに先行地域を決めて、2030年までにゼロカーボンを目指すという今回の取組ですけれども、これをタイムスケジュールを逆算したら、と今の答弁を考えたら、ちょっともう西予市が先行地域として取り組めるにはハードルがかなり高過ぎるということで、私も、当時の菅総理が2050年ゼロカーボンというふうに、時の総理が言われているような事業が進んで、その中で少しでも早く西予市が取り組んでいただきたいなという思いで、今まで、これ3回目の質問になったわけですけれども、この2050年のカーボンニュートラルにつきましても、地球温暖化や異常気象による災害発生が地球規模で起こっている。特に今年なんかは、本当に国内・国外見ても、気温もそうですし、災害もそうです。

今住んでいるところで住んでいる人間が本気で取り組まなければ、世界が変わるということは到底できないというふうに私は考えます。小さい自治体の取組がこの未来の地球、そして次世代の西予の市民を守るという、そのことをやっば念頭に置きながら、今後取組をしていただきたいなど、そういう思いで質問をさせていただきました。

この脱炭素に関しては、脱炭素とかゼロカーボンとかいろいろ言い方も違いますし、国も環境省、経済産業省、総務省、資源エネルギー庁といろんなところが似たような施策を出しております。私はそれも問題だと思っております。どっかを一本化して、こういう財政力が余りない自治体に取り組みやすいような施策を出してほしいと思っておりますけれども、うちの党では、この脱炭素のまち拡大ということで、いろいろ政府に要望をして、22年度の予算では約200億円、今年度23年度では約400億円というのを計上するように、しっかり後押しをさせていただいておりますので、ぜひそういう、さっき言った思いで取り組んでいただきたいなと思いますのでよろしくお願ひします。

次に、2番目です。

西予市オフセット・クレジットについてですけれども、このクレジットの販売状況について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

クレジットの販売状況についてお答えさせていただきます。

平成25年度から販売を始めまして、令和5年8月末現在で1,013トン、1013万円分を販売しております。

なお、売上金は夢資源活用基金として、令和4年3月末現在で1013万4862円を基金に積立しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

この売上げの活用状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

活用状況についてお答えさせていただきます。

クレジットの活用実績といたしましては、西予市10周年記念式典で排出されたCO₂、5トン分、オフセット・クレジットPRグッズ作成にかかったCO₂、1トン分をクレジットにてオフセットしております。

また、夢資源活用基金として積立てた資金は森林管理や環境保護などのまちづくりに活用することとしておりますが、現在まで活用実績はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今の売上げをより上げるために何かできることがあれば教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

売上げを上げるためには、企業向けに当市のクレジットの露出を上げていく必要があると考えており、J-クレジットをはじめとする非化石証書等を取り扱う新たな排出権取引所の開設を予定している企業と当市のクレジットの掲出について協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

このオフセット・クレジットは全部の自治体に取り組めるわけでもありませんし、この西予市ならではのということで、今後、先ほどの脱炭素の一助となるような、やっぱこのクレジットに取り組んでいただきたいなと思います。

次に、2番目の市民の健康について質問させていただきます。

最初に带状疱疹ワクチンについてですが、この件につきましては、今ほど加藤美香議員の質問と全くのかぶりでございますので、多分答弁も同じだと思いますので割愛させていただきます。思いは加藤美香議員と一緒にございます。

8月9日の読売新聞の解説に、带状疱疹ワクチンの定期接種化の検討が急務であるという記事が載っておりました。その中に、厚労省は、带状疱疹を防ぐワクチンを無料または低額で受けられる定期接種とする検討を進めている。16年6月厚労省の専門家委員会は議論が始まったが、新型コロナウイルスの拡大があり、18年6月以降は審議されていない。審議が停滞する中で、高齢者に予防接種の費用を独自に助成する自治体が増えている。今月1日現在で、名古屋市など272市区町村が、今ワクチンの助成に取り組まれていると。272ということは、1700分の272ということで約17、8%が今取り組んでいると。先ほどの答弁で、国・県の動向をとということですが、この2割近い今の自治体が多いのか少ないのかということですが、ぜひ積極的にとらえていただ

いて、この後も午後から佐藤議員が同じ質問どうもあるようですので、昼を置いて、ちょっと相談していただいて、その時にはちょっといい答弁ができるようなことをぜひお願いしたいなと思っております。

私のほうは次の2番に行きます。

子宮頸がん・肺炎球菌ワクチンについてですが、この両ワクチンの接種状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチンの接種状況についてお答えをさせていただきます。

子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に定期接種が行われており、自己負担金は無料でございます。

国の方針として、平成25年6月から積極的な勧奨を一時的に差し控えておりましたが、令和4年4月から勧奨再開となりました。

また、積極的な勧奨が控えられていた期間に接種機会を逃した方のため、平成9年度から平成18年度生まれの女性で、過去に接種を合計3回受けていない方を対象に、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、公費で接種可能となるキャッチアップ制度がございます。

接種状況については、HPVワクチンは、合計3回接種する必要がありますが、1回目の接種者数ですと、令和2年度で20人、令和3年度53人、令和4年度46人、令和4年度キャッチアップ89人となっております。令和4年度の対象者は前年に比べ大きく増加はしていませんが、勧奨を再開して間もないことと、令和5年度からこれまでの2価ワクチン、4価ワクチンに加え、新たに9価ワクチンが公費対象となるための接種控えが影響していると推測されます。

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月から定期接種となりました。対象者は、該当する年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になれる方と、60歳から64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障

いやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方で、これまでに肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方でございます。なお、自己負担金は、県内統一で4,000円でございます。

肺炎球菌ワクチンの接種状況は、令和2年度481人、令和3年度331人、令和4年度247人となっております。

公費負担は1回のみのため、2回目の接種勧奨となる令和元年度以降、接種者数が大きく減少している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

子宮頸がんにつきましては、公明党が推進して始まったんですけれども、一時推奨を停止した時期がありまして、また今再開されてるといような状況で、どうなってるのかなと思って質問させていただきました。

また、肺炎球菌は、今テレビでもコマーシャルしてますよね、肺炎球菌。元気な高齢者をということでね。本当に今回質問させていただいたのも、名前は知っとるけどどんなやろうかと、打ったほうがいいんやろかな、そうでもないかなというふうに、私もそうなんですけど、思ってる人がやっぱり多いんじゃないかなと。やっぱり打ったほうがいいというのであれば、なぜ打ったほうがいいのかとか、病名の紹介とかも含めながら市民の人にお知らせする必要があると思うんですけれども、その啓蒙の方法についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチンのお知らせについてお答えをいたします。

子宮頸がん及び肺炎球菌感染症の概要、ワクチンの効果については、個別通知のほか、市ホームページでお知らせを行っております。個別通知については、HPVワクチンの勧奨通知を本年6月下旬に対象となる小学校6年生から高校1年生相

当の女子と平成9年度から平成18年度生まれの女子で合計3回接種していない方に、国のチラシとリーフレット、問診票を送付いたしております。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの勧奨通知は、本年3月下旬に今年度の対象者に対して、説明書と高齢者定期予防接種記録カードを送付いたしております。

今後ワクチン接種を受けることで、感染や重症化を予防する効果などよりきめ細やかな情報について、市ホームページや広報紙等で周知を行い、ワクチン接種の啓発につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひよろしくお願いします。

この項目の最後ですけれども、ピロリ菌の検査の助成についてですが、この質問は平成30年6月にも私させていただきまして、そのときは、自分が病院にかかったときに、先生からピロリ菌があるよというふうに言われまして、ついでにのけとくかなということでも1週間やったですかね、薬いただいて、一発で除去できたんですけれども。そういうことがあって、やっぱりそのときは全く私自身がピロリ菌の知識がなかったもんですから、今、それから数年たって、市町村の助成はなかなか増えてないようなんですけれども、やっぱり先ほど肺炎球菌じゃないですけども、この人口減少が進む中、今いる人がやっぱ元気で、少しでもね、長い間、生産人口として残ってもらうためのいろんな施策の一つとしては、このピロリ菌、胃がんの原因とされているピロリ菌をまず自分で自覚してもらうということでこの検査が必要じゃないかと思うんですけれども、その助成についてお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ピロリ菌の検査費用助成についてお答えをさせていただきます。

市が行っております胃がん検診は、国が策定したがん予防重点健康教育及びがん検診実施のため

の指針に基づき、バリウムを用いた胃部エックス線検査を実施しているところでございます。

ピロリ菌検査につきましては、国のがん検診の在り方に関する検討会におきまして、その有効性、安全性、コストなどの面から今後の胃がん検診への導入の可能性について検討されているところでございます。

現時点ではピロリ菌検査による死亡率減少効果を示す科学的根拠や確証が不十分で、今後も検証が必要であることから、現在、市の実施するがん検診においては、検査項目につけ加えておりません。

市といたしましては、まずは本検査の有効性など、国や県の動向を十分に見極めて対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今の御答弁の中でも、現時点ではということと科学的根拠や確証が不十分と、今後も確証が必要であるという御答弁だったと思いますけれども、別に部長にもがうつもりはございませんが、世界保健機構（WHO）では、今から20年以上前の1994年には、ピロリ菌は胃がんの原因であるというふうに確定をされておりますし、2014年には胃がん対策としては、ピロリ菌除去に重点を置くべきであるというふうにも発表を世界的にされているわけですよね。ですから、これは、部長に言うよりもやっぱり国に言わないかんとは思いますが、ぜひそういうことも踏まえて、前向きな検討をぜひお願いしたいなと思っております。

それでは次に、大きな項目の3番目運動部の地域移行について質問させていただきます。

この件につきましては、来年度から3年かけて部活動の地域移行ということが始まるわけですが、今年中学総体とかの新聞を見ておまして、クラブチームは意外に多いなあと、何とか中学校とかいうんじゃないかと、何とかクラブチームというのが結構出ておりました、特に県総体等でもね。ですから、来年からなんですけど、西予市がこういうふうに地域移行をするのにはどうなるとんかなと今の時点でちょっと質問させてもらおうか

なあとということで、今の現状についてお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

地域移行の現状についてお答えさせていただきます。

スポーツ庁、文化庁では、令和4年12月に出された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにより、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、休日の部活動の地域移行を可能な限り早期の実現を目指すとしております。そのことを踏まえて、県は、休日の部活動地域移行等については、国が推進期間と位置づけている令和5年度から7年度末までに全市町で実施していることを目指すことを方針としております。

本市では、令和4年度から部活動の地域移行に向けて準備委員会を立ち上げ準備を進めてまいりました。今年度、推進協議会を立ち上げるにあたり、国の地域スポーツクラブ活動体制整備事業を活用し、その補助金を協議会の実施や関係者への説明会などの運営補助に利用しております。

今年度6月には、県保健体育課をアドバイザーとして迎え、第1回西予市中学校部活動地域移行推進協議会を開催いたしました。委員である市内学校関係者、スポーツ・文化活動関係者、PTA等と今年度及び次年度以降の西予市の中学校部活動の地域移行の在り方について協議を行いました。会では、令和6年度の方針として、国の実証事業を利用し、幾つかの部活動を対象とし、休日の地域移行を行っていくということを確認いたしました。

推進協議会後の7月に、市内小学校5、6年生児童とその保護者、市内中学校1、2年生生徒とその保護者、市内小中学校教職員を対象にアンケートを実施し、意見を集約したところでございます。その結果をもとに、9月27日に第2回西予市中学校部活動地域移行推進協議会を開催し、令和6年度の西予市の地域移行方針について、より具体的な提案をする予定としております。

また、今年度9月末には、県が部活動の地域移行に係る推進計画を作成する予定としております

ので、それを受けて、西予市の推進計画を作成し、その後の推進協議会で協議していく予定としております。これらの結果をもとにして、地域移行の在り方を検証し、令和7年度以降の地域移行につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今の御答弁の中ですけれども、県保健体育課をアドバイザーとして迎えというふうにありますけれども、どういうふうな関わり方をさせていただくようになるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

県保健体育課のアドバイザーについてお答えさせていただきます。

県保健体育課のアドバイザーにつきましては、協議会の委員と同様にまず1年間御協力いただくようになっております。その役割といたしましては、国や県の方針を協議会で説明・周知していただいたり、地域移行に関わる課題、例えば、部活動が地域移行になった場合の保険の適用や補助金の活用方法について御助言いただいたり、他市町村や他県の進捗状況を含めた地域移行の様々な情報を提供していただいたりしております。

先ほど説明申し上げましたように、9月末に策定予定の県の部活動の地域移行にかかる推進計画につきましても、協議会でアドバイザーの方に説明していただく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

この地域移行を進めていく上で、現時点ですけれども、現時点での課題とか問題点とか、何かありましたら教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

現時点の課題や問題点についてお答えさせていただきます。

6月に行われた協議会や7月に実施いたしましたアンケートにおきまして、部活動の地域移行を進める上での懸念事項や課題についての意見を多くいただきました。また、準備委員会においても課題を抽出し、その対応策について検討しているところでございます。

具体的な課題としましては、休日に部活動が移行された場合の送迎負担への対応、困窮世帯をはじめとする費用面の負担増への対策、教員ではなく地域の指導者が指導にあたることについての不安の解消、現在既に地域で活動を行っているスポーツ・文化活動の今後の体制をどうしていくか、地域指導者や受入団体をどう確保していくかなどです。

このように、部活動を地域に移行するに当たって課題が山積しておりますが、まずは地域の理解・協力を得た上で、地域と一体となって諸課題を解決しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ちょっとかぶるかもしれませんが、やっぱりこの地域、西予市ならではのこの地域、広い中でなかなかそういう少年スポーツ団とかも少ないという状況もあると思うんですけれども、やっぱり地域の皆様の協力が不可欠と思うんですが、その体制について、要望というか、もしそういうのがありましたらお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

その体制について、現在、スポーツクラブ、スポーツ推進協議会と現在ある協力団体と協議を進めているところでございますが、先ほども申し上げましたように、まずは地域の理解・御協力がないと、なかなかこの部活動の地域移行は現実化しないと思いますので、今後さらに検討を進めて、

また、保護者とか地域の方の御意見を傾聴しながら諸課題を解決しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

この間、愛媛新聞が、9月3日ですけれども、見ておりましたら、ドイツの件ですけれども、部活のないドイツということで、総合型クラブという記事が載っておりました。ドイツは部活がないのかなというふうにちょっと思ったんですけれども、西予市でも総合型クラブというスポーツクラブは何カ所もあるし、体協も存在しますよね。ですから、この部活移行については、本当に教育部だけの問題ではなくて、やっぱり西予市全体で考えていってもらわんといけないのかなと、そうしていかないと、この少子化の中の少ない児童生徒を、健全育成という面においてやっぱりなかなか難しいのかなと思いますんで、大変だと思えますけれども、来年からの3年間の中で、しっかり協力体制を仰ぎながら前に向けて進めていっていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

それでは最後の質問ですけれども、れんげまつり前夜祭の花火について御質問をさせていただきます。

今年4月、5月やったですかね、地域の振興協議会の会議に4年ぶりに参加しましたら、いきなりれんげまつりの花火が難しいという話題が議題が出まして、えーと思ったんですけれども、以前は、本当に熱心な中心者がおられまして、地域全体で、各地域も協力しながら、各家庭も協力しながら何とか運営をしてきたというものがありませんでした。それがその方がいなくなったのが原因かどうかはちょっと分かりませんが、なかなか厳しいということで、収束の方向で今から進めさせていただきたいというような話がありまして、一部にはちょっと残念やなと言う人もたくさんおられましたので、今回は一般質問の場で、市にお願いという形になるかもしれませんが、ぜひちょっと考えていただきたいなと思います。

れんげまつり自体が、もうこれ市の中の本当に

メイン行事になってますよね。今年のあの雨の中でもあれだけ大勢市内外から来ていただいたと、もう本当に外せない行事の一つです。ただ、この花火は、事の起こりが地域から、地域で勝手に言うたら変ですけども、地域の人らで何とか盛り上げようじゃないかということで始めた花火です。それが結構私は家から見る人が多いんですけど、田んぼの中本当に車の数が、終わったら出るのが大変なぐらい来ていただきます。それがなくなるというのは、ちょっと私自身は残念でありますし、三瓶とか、野村とかも花火もされておりますけども、宇和町は残念ながらもうこれしかないですよ、本当に。ですから何とかこれを補助していただきたいなということでちょっと質問させていただきましたので、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

れんげまつり前夜祭花火につきましては、今年で13年、開催10回目を迎えられる今まで開催に向け尽力し続けてこられた地域の皆様に敬意を表したいと思っております。

花火につきましては、先ほど議員からもありましたように、今から13年前、故井上晋作氏が発起人となり、石城公民館を中心に、区長さんが企業や地域から寄附金を集め、地域を挙げて交通整理などを自主的に行われてきたものと認識しております。

行政に頼らず、地域が自ら力を合わせて動くことは、地域づくり組織に代表されるように、まさに西予市が目指す姿そのものであり、地域に活力を生み出し、ひいては市全体を元気にするものと確信しております。

現在、れんげまつり、かつばMATURI、奥地の海のカーニバル、乙亥大相撲の市内4大イベントに対し、西予市交流イベント開催補助金交付要綱に基づき、市からはイベント補助金を支出しております。そのうち、イベント内に花火大会があるのは、奥地の海のカーニバルとかつばMATURIの2つとなっておりますが、いずれの実行委員会につきましても自主努力で寄附金や協賛金を獲得し、花火を含めたイベントを実施しており

ます。打ち上げ個数等にもよりますが、打ち上げ花火を実施するには 300 万から 400 万円程度かかると伺っております。既にイベント実施に係る補助金は支出している状況であることから、花火単体に係る補助金の支出は考えていないというのが現状であります。

いずれにせよ、地域から人が減り、行政職員も減り、反対に物価は上がる中、例年どおりのイベント開催は困難となっているのが正直なところあります。ただ、イベントには、地域を元気にするカンフル剤的な力があるため、困難な中でも取捨選択や工夫をして実施しようと試みております。ほかのイベント同様、市からの補助金のみを収入とするのではなく、地域や実行委員会が一丸となって寄附金や協賛金を集めるのは今後も重要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今、部長の答弁はもっともやと思っております。ただ、今回ですね、地域づくり活動センター元年ですよね。今からこの地域をもう 1 回見直して、何とか元気にしようというこのときのスタートにこれかというのが私の正直な思いでありまして、もちろん補助金はいただければありがたいんですけども、それよりも何よりもやっぱり市が何とか残すような努力をしてくれんかみたいな周りのサポート、また私はちょっと思うのは、クラウドファンディングとかね、最近はやりじゃないですけど、そういうもののいろんな手法をアドバイスいただいて、何とかこう簡単に諦めるなよという姿勢を市が後押ししていただければ、もちろん我々地元は寄附金集めに回らせていただきますんで、ここにおられる皆さんは当然協力していただけたらと思いますけれども、ぜひそういうふうな取組を市としてお願いしたいなと思っておりますんで、それをお願いしまして私の質問を終わります。以上です。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 55 分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 00 分）

次に、8 番佐藤恒夫君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8 番佐藤恒夫君

議席番号 8 番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問を行います。

何か久しぶりに昼からの質問でございます。午後からの一般質問というのは非常に睡魔との闘いもあるようでございますので気合を入れて質問をしたいと思います。

今回は、高齢者福祉計画についてと指定管理者制度についての 2 件の質問をいたします。

まず、高齢者福祉計画についてお伺いをいたします。

第 8 期高齢者福祉計画が令和 3 年 3 月に策定をされております。

本市においても高齢化は進行し、県内でも高齢化地域となっております。平成 28 年に高齢化率が 40% を超えております。現在、令和 5 年 8 月末時点、ホームページで今朝ちょっと調べたら 9 月 4 日に人口と世帯数というのが更新をされておまして、見てみますと 43.9% となっております。旧町別では、明浜町が 53.9%、宇和町が 35.8%、野村町が 47.4%、城川町は 56.9%、三瓶町 51.3% となっております。

全国的に、2025 年には 4 人に 1 人が後期高齢者となります。3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となるようでございます。

地域においても高齢化が進み、高齢者夫婦世帯や高齢者のひとり暮らし世帯が増加をして生活上の何らかの支援が必要となります。高齢者問題が深刻化をしています。

市での相談窓口での状況と包括支援センターの利用状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

高齢者支援に関わります相談窓口の状況につきましてお答えをさせていただきます。

高齢者の相談窓口は、地域包括支援センターがその役割を担っております。センターは市が設置

し、西予市社会福祉協議会に委託しており、野村に本所を置き西予市全域を担当、宇和には支所を置き明浜、宇和、三瓶を担当いたしております。

現在、総合相談窓口として、地域で暮らす高齢者や高齢者を支える方の介護、福祉、健康、医療など様々な相談を受け総合的に支援しております。

令和4年度の実績としましては、延べ1,088件の相談を行い、必要な場合は関係機関と連携をとって支援をしており、相談内容としましては、介護保険サービスに関するものが最も多く、介護予防や権利擁護関係などの相談もございます。

相談者は、本人の家族や親族が最も多く、そのほか福祉関係者や医療機関、本人、民生委員、地域住民などとなっております。

相談方法としましては、電話での相談が多くなっておりますが、来所相談や訪問による相談対応も行っております。

また、健康づくり推進課や長寿介護課、各支所地域生活課に保健師がおり、地域の活動の中で相談を受けることもございます。必要な場合は、地域包括支援センターと連携し対応することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

高齢者の相談窓口というのは、包括支援センターが役割を担っており、西予市社会福祉協議会に委託をしているということでもあります。また、健康づくり推進課や長寿介護課、各支所地域生活課の活動の中で相談を受けることがあるとの答弁でございました。

包括支援センターとの連携というのはどのような方法で行っているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

地域包括支援センターとの連携の方法についてお答えをさせていただきます。

地域包括支援センターとの連携につきましては、毎月開催をいたします長寿・包括連絡会のほか、介護予防対策・在宅医療介護対策・認知症対策な

ど、それぞれの分野において作業部会を設置いたしまして、より専門的な立場で課題解決に向けた協議、検討を行っております。また、直接相談があった場合には、その状況に応じて随時連絡調整を図るなどの連携を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

高齢者への呼びかけを強化していくということであったと思います。しっかり対応をしていただきますようお願いをいたします。

続いて、生きがいつくりと社会参加の促進についてお伺いをいたします。

高齢化の進行により、地区によっては、住民の半分以上が高齢者となることもあります。そのため、高齢者自身が年齢に関係なく、自分の責任において能力が発揮できるような取組が必要であります。

そういった高齢者の社会参加を促進するための支援はしているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

高齢者の生きがいと社会参加の促進についてお答えをさせていただきます。

高齢者福祉計画では、高齢者が元気なまちの基本目標の一つとして、生きがいつくりと社会参加の促進を掲げ、就労やボランティア活動など高齢者の主体的な社会参加活動を支援することとしております。

就労支援につきましては、現在、西予市三瓶支所内に、一般社団法人西予市シルバー人材センターが設立されており、高齢者の長年培った知識と経験を生かし、相互に協力しつつ、働くことを通じて自らの生きがいを高め、福祉の増進と活力ある社会づくりを目指すことを目的とし活動いただいております。

市におきましては、シルバー人材センターを育成支援するため、要綱を定めて補助金を交付しているところですが、一般社団法人化により、

国からも市補助金と同額程度の高年齢就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金の交付を受けられるようになっており、令和5年度の補助予定額は、市 300 万円、国 295 万円となっております。

ボランティア活動などへの支援につきましては、老人クラブ等が実施いただいているひとり暮らし高齢者の見守り活動等に対して補助金を交付いたしております。

また、介護予防サポーター養成講座を開催し、高齢者を地域で支える人材の育成を行っております。

この講座の受講修了者は、西予市社会福祉協議会が実施している生き生きせいのポイントボランティア事業に登録できる資格を持ち、ふれあい生き生きサロンや介護予防教室、福祉施設等でのボランティアを行うことでポイントが付与され、商品券等と交換できる仕組みづくりを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

本市においては、シルバー人材センターの育成支援、ボランティア活動の支援、介護予防サポーター養成講座を開催して、高齢者を地域で支える人材の育成などいろいろな支援をしているというふうなことでございましたが、そのことが高齢者の方に伝わっていないのではないかと思います。

この情報の発信というのはどのような方法で行っているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

情報発信の方法についてお答えをさせていただきます。

シルバー人材センターにつきましては、一般社団法人西予市シルバー人材センターにおいて情報発信を行っていただいております。現在ですが、テレビのコマーシャルや広報せいの紙面によるPRが行われているところでございます。

介護予防サポーター養成講座につきましては、毎年地域を指定して開催をいたしております。今年度については三瓶地区にて開催をいたします。

市民の皆様への周知方法につきましては、市では広報と同時に配布される回覧版にて募集の周知を行っております。あわせて、西予市社会福祉協議会が発行する社協だよりにおいては、介護予防サポーターの活動紹介などを行っていただいているところでございます。

今後、高齢者等への呼びかけをさらに強化していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

高齢化の進行というのは、地域コミュニティの衰退にもつながる社会問題であります。就労支援は、生活の安定だけではなく、健康維持や社会からの孤立防止、生きがづくりなど、本人にとっても社会にとっても課題解決につながるよい取組になると思います。今後とも高齢者支援をよろしくお願いをいたします。

続いて、带状疱疹ワクチン接種の助成についてお伺いをいたします。

带状疱疹は、ほとんどの人が持つ水疱、带状疱疹ウイルスによって起こります。50歳代から発症をし、80歳までに3人に1人がかかるとされております。

带状疱疹というのは、激痛を伴い、かかった人の20%の人が、带状疱疹後に神経痛となり、その痛みというのは10年以上続くことがあるそうであります。実際私も50歳ぐらいのときに带状疱疹にかかりました。私はこの顔の左半分が発症して1週間ぐらい寝込んだ記憶があります。もうとにかく痛いですね、どこが痛いというのが分からないんですね、中が痛いというのは分かるんですけど、どこが痛いというのがもう全く分からないようなことを思い出しております。

もうこの带状疱疹を未然に防ぐというには、ワクチンの接種というのが有効とされております。2018年4月に北海道の幌延町が全国で初めてワクチン接種の助成をして、今では多くの自治体が公費助成をしております。

かかってから治療するのではなくて、病というのを未然に防ぐためにちょっと質問をさせていただきますが、西予市における罹患者数やワクチン接種者数は把握をされているのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内におけます罹患者数、ワクチン接種者数についてお答えをいたします。

感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律におきまして、感染力や罹患した場合の重篤性に基つき、第1類から第5類に分類をされております。

第1類から第5類感染症については、法律に基づき、全数把握または定点把握により医療機関から保健所に届出がされ、各保健所でおおよその発生数や感染拡大傾向を把握することが可能です。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などは、第5類定点把握感染症として、医療機関からの届出により、県が情報の収集・分析を行っております。

带状疱疹については、届出疾患には定められておらず、ワクチン接種は任意接種であるため、市内における罹患者数及びワクチン接種者数については市では把握を行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

届出疾患ではないために罹患者数は把握をしてないというふうな答弁でありました。

私の知り合いでも3人の方が発症をされております。市内でもかなりの方がかかっているのではないかと思います。市民病院、野村病院だけでも調べてみるとよいのではないかと提案をしておきます。

現在、带状疱疹のワクチンというのは任意接種なんです、ワクチンの有効性とデメリットはどういうふうに考えられているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチンの有効性とデメリットについてお答えをいたします。

ワクチンの有効性につきましては、先ほどの加藤議員への答弁のとおり、ワクチンを接種することにより、带状疱疹の発症予防、重症化予防の効果が得られることと認識いたしております。

一方で、デメリットとしましては、ワクチン接種に伴う副反応により、注射部位の赤身、腫れ、かゆみ、痛み、硬くなるなどの症状や発疹、筋肉痛、倦怠感が生じることがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

デメリットとして、ワクチンには副反応があるとのことでありました。発症率を少なくすることと免疫をつけること、重症化にならないようにすること、どちらを選ぶかではないかと思っております。

続いてですが、ワクチン接種費用の助成についてであります、これは、加藤議員と二宮議員、続いての私の質問であります。答弁を聞いていると、予防接種の推進については、国の議論を踏まえて検討するとのことでありました。県議会でも7月7日に带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書というのを国に提出をされております。西予市でも、本会議の中でも私を入れて3人が一般質問をいたしております。昔から三度目の正直ということわざがあるんですね。ことわざどおりであれば、私が3人目で一般質問をしております。ワクチンの接種費用の助成は行えるのではないかなあと思ったりもしておるんですが、再度ワクチン接種費用の助成ができるかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチン接種費用の助成の考えについてお答えをさせていただきます。

接種費用の助成につきましては、先ほど加藤議員への答弁のとおり、助成は行っておりません。

今ほど加藤議員、二宮議員、それと佐藤議員、それぞれ御質問、御要望をいただいたところで、皆様の関心が高いことは重々承知をいたしましたけれども、带状疱疹ワクチンに限らず、全ての予防接種におきまして、接種後に副反応による健康被害が生じるおそれがございます。

そのため、予防接種の公的な推進については、国の議論を踏まえて慎重に検討すべきと考えており、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

なかなかことわざどおりにはいかないようであります。この9月の議会が終わりますと、来年度の予算の査定も始まります。前向きに検討していただきまして、ワクチン接種費用の助成ができるようお願いをしたいなと思っております。

続いて、指定管理者制度についてお伺いをいたします。

西予市の直営事業であれば、事業内容や事業費について、予算とか決算など細かく質問をできるのですが、指定管理者の主催事業になると、事業費や事業内容について議会で細かく質問することができません。議会で質問しても、事業者がいなため細かいことは答えられないとかというふうな形ではないかと思えます。指定管理者制度を採用している施設については、議会の権限があるのは、指定管理者を指定する時のみとなっております。

今回は、運営している施設の経営管理について質問をさせていただきます。

まず初めに、指定管理者制度を導入している施設の数と施設は有効に機能しているかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは、指定管理者制度を導入しております

施設の数、そして施設が有効に機能しているか、その現状についてお答えをさせていただきます。

市内におきまして、指定管理者制度を導入しております施設は、令和5年4月1日時点で33施設ございます。施設を担当する各部署の内訳で申し上げますと、どんぶり館をはじめとした産業部所管が28施設、卯之町駅前複合施設をはじめとした政策企画部所管が3施設、高齢者生活福祉センターをはじめとした福祉事務所所管が2施設ございます。

各施設の現状といたしましては、それぞれの施設で指定管理者の経験やその経営手法を生かしながら、社会情勢をはじめ地域の実情や施設利用者の需要の変化にも対応しながら運営をいただいております。しかしながらここ数年、特に集客施設におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施設もございます。おおむねの施設が市からの管理委託料及び指定管理者によります事業収入により運営がされておりますけれども、市からの指定管理委託料を必要とせず運営ができています施設もございます。

現状といたしましては、それぞれ施設の性質、そこで取り扱っている事務事業によって経営状況については様々異なっているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

指定管理者制度を導入している数というのが33施設で、市の指定管理料を必要としない施設もあるそうでありまして、運営状況というのは様々であるということでありました。

指定管理者制度というのは、住民サービスを提供するための施設を民間の法人や団体に管理運営してもらう制度であります。本市における導入によるメリットは何かお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

指定管理者制度を導入するメリットについてお答えをいたします。

まず、施設の管理運営を委ねます自治体側のメリットといたしましては、官と民の互いのノウハウや経営資源を最適な形で組み合わせることにより、効率のかつ効果的な施設運営を行うことができ、これを通じまして、地域の活性化を図ることができる点にあると考えております。

運営の中に民間の発想を取り入れることで、利用者に対しますサービスの向上も期待できる場所であり、また、指定管理者は施設の使用許可を行う、こういった権限も持っておりますから、施設の稼働率の向上や管理業務の効率化・迅速化にもつながるものと考えております。

一方、自治体から運営を委任されます法人や民間企業にとってのメリットといたしましては、指定管理者制度によりまして、受託者側は公共施設の運営を任されるということで、施設に係る初期投資のリスクがない状態で一定期間安定した収入源を得ることとなり、経営の安定化につながると考えております。また、公共施設は地域社会にとりまして重要なサービスを提供する施設であります。指定管理者として公共施設を運営することは、受託者側の信頼性と認知度を高めることにもつながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

答弁を聞いていると双方にメリットがあるというふうなお答えだったと思います。

基本的に、この指定管理者制度というのは、委託事業と違って、利用料金については、指定管理を受けたところが収益としてよいことになっております。そういった意味で、努力した分は自分たちの待遇改善にも使っていただきたい。それから、利用者、市民へのサービス向上にも使っていただかなくてはいけないと思います。そういった意味で、更新時に指定管理料を一律に下げるというふうなことは、私は望ましくないのではないかと思います。

今までの経緯を見ると、指定管理料をどういうふうな削減していくかというふうなことばかり注視をしておりましたが、指定管理料の費用対効果はどのように考えられているのかお伺いをいたし

ます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほどの御質問とも関連いたしますけれども、指定管理者制度の導入におきましては、民間のノウハウや経営資源の活用によりまして、効率のかつ効果的な施設運営による費用対効果を期待するものであるということでございます。具体的な数字は持ち合わせておりませんが、市の直営と比較した場合におきましては、相応の費用削減があるということは認識をいたしております。

それと指定管理料の取扱いでございますが、議員が述べられるように指定管理者のインセンティブを高めるということとそれが利用者への還元にもつながるといったことが期待されます。そういった意味では、そういった管理運営が実現できるような指定管理委託料の設定が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

多くの施設では、指定管理が終了したときに新たな指定管理者を公募したとしても、現行の指定管理者しか手が挙がらず運営に新しい提案ができていく問題があるのではないかと思います。

管理を受ける団体さん、業者さんの声をしっかりと聞いて、必要なお金は指定管理料として出し、そういった見直しを今後やっていくべきではないかと思います。単に管理料金を削減するのではなくて、市民のサービス向上も重要ではないかと思うのですがよろしくお伺いをいたします。

今後の方向性についてお伺いをいたします。

指定管理による運営に対して、市の意向とずれはないのかをまず初めにお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

指定管理者による運営と市の意向にずれはないのかという御質問ですが、市と指定管理者との間

で協定を締結する際、業務仕様書におきまして、運営に対する市の意向や基本的な業務内容を示し協定を結んでおります。

業務仕様書の具体的な内容といたしましては、施設の管理運営に関する基本的な考え方、指定管理の期間や遵守すべき法令等をはじめ、指定管理者が行う業務、管理の基準、経費に関する事項や市と指定管理者におけるリスク分担など細部にわたり業務内容とその履行方法が定められております。

この業務仕様書をもとに施設の管理運営を行うことから、市の意向と指定管理者の運営にずれはないものと認識をいたしております。

なお、万一そこに矛盾や齟齬が生じた場合でございますが、法令への適合性や指定手続の公平性などを勘案いたしまして、指定管理者と市とで協議の上解決するよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

業務仕様書をもとに管理運営をしているということではずれはないというふうな答弁だったと思います。

施設運営の方向性が市とずれた場合、指定管理者を変更できるのか。できるのであれば、指定期間の中で、今までに指定管理者の取消し、変更を行ったことがあるのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

指定管理者の変更についてお答えさせていただきます。

指定管理者の指定の取消しにつきましては、市と指定管理者との間で締結をいたします協定書及び、先ほどからあります、業務仕様書において明文化をいたしております。

指定管理者の責めに帰すべき事由によりまして業務の継続が困難になった場合、またはそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対しまして改善の勧告等の指示を行い、期間を定めまして改善策の提出及び実施を求めることができること

となります。指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合などにおきましては、市は指定管理者の指定の取消し、または業務の全部または一部の停止を命じることができます。

なお、これまで当市におきましては、指定期間中におけます指定の取消し、指定管理者の変更を行った事例はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

指定管理者に払う指定管理料というのは市の税金であります。無駄遣いをなくすためにも、指定管理者の審査というのは、管理者審査委員会が審査をしているということではありますが、市民の声をしっかり聞いていただき、市民のチェック制度の評価をもとに行うべきではないかと思いますが、市民の意見を反映できる仕組みができていのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

指定管理施設の管理運営に対する市民の皆様からの御意見につきましては、市へ直接いただいた場合におきましては所管の部署より指摘内容の確認を行い、場合によっては指定管理者へ是正の勧告指導を行うことといたしております。指定管理者へ直接意見を伝えるケースがほとんどであろうかと思われますから、市で把握できていない部分も実際は多いのではないかとというふうに認識をいたしております。

議員御指摘の市民の意見を反映させるためには、指定管理者に直接寄せられる意見が市で十分把握できるような仕組みづくりをつくっていく必要があると考えております。具体的な措置、方法につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

しっかりと検討していただきたいと思います。

もう一つ、指定管理事業について、市及び第三者機関の監査はあるのかどうかというのを伺いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○8番佐藤恒夫君

指定管理事業についての監査ということでございますけども、市は令和4年度に西予市指定管理者運用指針を見直しいたしております。その中で施設所管課によるモニタリングを実施するとともに、外部人材によります指定管理者等選定評価委員会を設置いたしまして、指定管理者による健全な施設運営の審査、そして公平・公正な指定管理者の選定に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

もう一つ、今後も指定管理者というのを増やしていくかどうかというところをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におきましては、西予市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づきまして、必要な公共サービスを維持しながら将来にわたり持続可能な行政運営を実現するために公共施設等のマネジメントに取り組んでいるところでございます。

施設の指定管理におきましても、この計画を基本に、施設の性質に応じて、必要によって指定管理者制度の導入を検討し、費用対効果を検証する方針でございます。

また、一方では、指定管理者制度で運営している施設で、安定した運営ができている施設や採算性のある施設につきましては、行政の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡を含めて協議をする考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

民間に譲渡をして経営していただくほうがよい施設になるようなところもあるのではないかと私も思っております。

次に、本市において今一番の話題というのは、市民病院、野村病院、つくし苑の公立病院医療提供体制確保支援事業であります。この事業についても指定管理者制度を適用したいとの報告がありました。

急速な人口減少や二次救急の集約を含めて、両病院の連携による運営体制が構築できないことから指定管理が最善と考えられたようでございます。

西予市の将来を考えたとき、この病院問題は避けては通れない問題であります。様々な手法がある中で指定管理者制度を選択された理由をお伺いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの様々な手法がある中で指定管理者制度を選択されたのはなぜかの質問に対しまして、私からお答えさせていただきます。

その考えに至った背景としまして、両病院の連携や医療従事者の確保、公立施設の経営専門性を確保し、経営の安定化、公立としての使命を果たすため、質の高い地域医療確保と向上、急速に進む人口減少に対応するための医療体制の構築、これらの課題に長年行政で取り組んでまいりましたが課題解消には至っておりません。さらに、数年で異動する行政職員では、目まぐるしく変わる医療制度に対し迅速に対応することが困難な状況となってきております。

これらの課題を解消し、安定的な病院施設等の経営を実現させ、将来にわたり地域医療福祉を守るため、3施設を一体的に運営できる経営形態としましては、公設民営として運営管理ができる指定管理者制度が最善ではないかと判断し選択に至っております。

市といたしましては、指定管理者制度という経営形態を提案させていただいておりますが、現在、3施設の職員で構成する合同検討会の中で、指定管理者制度に代わる経営形態が提案されれば検討

していきたいと考えておりますので、指定管理者制度の導入が決定したものではありません。

しかしながら、西予市の医療福祉を取り巻く環境は今後より一層厳しくなることが想定され、どのような経営形態が西予市の医療福祉にとって一番望ましいかを常に考えておく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

今回、指定管理者制度について質問をいたしました。

おさらいにはなりますが、指定管理を適正に行うためには、自治体には、報告、調査、指示、指定の取消し、停止などの監督責任が明確になっていること。指定管理を締結する場合は、協定書、事業仕様書で明文化していること。指定管理の指定は首長が行うものであり、我々議会は首長の指定の提案に対する賛否を議決することになります。指定管理者制度がどのようなものかというのも市民の皆様にも少しだけ分かっていたのではないかと思います。

以上で、一般質問を、時間ちょっと残っておりますが、これで一般質問を終わりたいと思います。

○河野議長

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9月8日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時43分

第 3 日

9月8日（金曜日）

令和5年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 9月 8日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年 9月 8日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和5年 9月 8日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 2時33分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | | | |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○河野議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、2番宇都宮久見子君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

おはようございます。

議席番号2番宇都宮久見子です。

2日目トップバッターということでよろしくお願いたします。

まずもって、令和4年第2回定例会におきまして、市内の公園についての一般質問をさせていただきました。待望の西予ちぬやパークが完成し、9月3日に西予ちぬやパークの落成式、子育て応援フェスタが行われ、市内外からたくさんの方が来場され盛大に執り行われました。これから子どもたちの遊び場としてはもちろんのこと、たくさんの方に愛される場所となることを祈念いたします。

本日、1つ目の質問項目であります地域づくり活動センターについては、前回の第2回定例会におきましても質問がありましたが、最近、市民の方から活動センターについての話をいろいろと耳にすることがありますので、それも踏まえた上で質問させていただきます。

まず初めに、本年4月よりスタートいたしました活動センターではありますが、活動センターの業務には、地域づくりの場、支えあい・つなぎの場、人づくり学びの場、行政窓口の場と4つの柱があります。その中で、行政業務の場としての利用が

どのくらいあるのか、実績とどのような業務が必要とされているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

行政業務の実績と内容についてお答えをいたします。

全センターにおけます8月末時点での行政窓口業務の4月からの延べ利用実績件数を申し上げます。

タブレットを用いた相談業務が25件、受付業務が277件、公金収納業務436件、証明書等の発行業務1,208件、その他の業務1,629件、合計3,575件となっております。

まず、その利用実績を月別で見ると、4月から5月にかけては、年度初めの各種申請の受け付けや書類の預かり業務等が多くありましたが、その後は減少傾向が見られます。

次に、業務別に見ると、公金収納業務と諸証明の発行業務の割合が月平均で46.0%を占めていることから、この業務への必要性が高いと分析をしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

少し減少傾向ということですが、また、年度の変わり目あたりには増加してくるのかなと思います。今後もますますスムーズな対応をお願いしたいと思います。

次に、地域、住民活動などの実績と内容についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域、住民活動等の実績と内容についてお答えをいたします。

センターでの行政サービスの拡充や地域任用職員がセンター内に配置されたことによって、これまでとは違ったセンターの利用が見え始めています。

まず、行政サービスを拡充したことにより、これまで公民館に足を運ぶ機会のなかった住民の方々の来館が増えてきています。公金収納業務においては、身近なセンターで収納できる場があることで地域の利便性の向上につながっています。ある地域では、金融機関の窓口業務終了後の来店者の方に、センターで公金の支払いができることを案内していただき、センターで収納した事例もあります。

二木生地域づくり活動センターでは、月に1回地域共生型交流拠点施設なごみかんのパンを販売しております。この取組は、地域内に商店がないことから買物の支援や福祉との連携につながっています。

次に、地域づくり組織による取組を御紹介します。

複数のセンターにおいては、センター内にあるロビーなどのスペースを有効活用してカフェスペースを設けています。これにより幅広い年齢層の方が来館され新しい交流の場となっています。

また、地域づくり組織によるごみ袋の販売や物販などの営利活動に取り組む事例もあり、センターへ来館するきっかけづくりをつくっていただいているところです。

このように、地域任用職員さんが中心となって、地域の身近な交流の場としての拠点づくりに努めていただいております。

次に、貸館に関する事例についてお答えいたします。

これまで公民館は、社会教育法に基づく施設として位置づけられ、施設利用にも一部制限がございました。センター化に伴い、地方自治法に基づく公の施設として位置づけられたことで、民間事業者から営利事業を伴う利用の問合せが多くなってきたと伺っております。引き続き、施設の有効活用や利用促進に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

公民館とは違った利用が見え始め、足を運ぶ機会がなかった住民の方々の来館が増えたとのことでした。それぞれの活動センターが特色ある取組を

されているということで、答弁を聞くだけでもわくわくします。私も機会があれば各地のセンターへ行ってみたいと思います。

しかしながら、新たな取組を始めれば、運営していく中で様々な問題点や改善点は出てくることと思います。

そこで、センター側から見た運営上の問題点や改善点はあるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

センター側からの問題点、改善についてお答えをいたします。

行政サービスの拡充により、現場のセンター職員が取り扱う行政事務が広範囲にわたるため、行政業務の理解と窓口の対応には苦慮する場面も実際ございます。それぞれの行政業務については、業務マニュアルを作成して窓口対応をしているところですが、来館された市民の方をお待たせすることのないよう努めてまいります。

また、支所や本庁職員とビデオ通話を通して直接相談を行えるよう各センターにタブレットを設置しているところですが、行政サービスの実績と照らし合わせても利用の実績が乏しい状況でございます。これはセンター主事による対応などで完結できているということもあろうかと思いますが、より積極的な活用に努め、地域に寄り添う行政サービスの充実を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

それでは次に、住民、利用者側からの問題点の情報があれば、どのような問題点があり、改善策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

住民、利用者からの問題点、改善点についてお答えをいたします。

地域づくり活動センターでは、どのような行政サービスが受けられるのか、地域住民の方には十分に御理解いただけていない状況があるようです。市としましては、これまで広報紙や地域づくり活動センター行政サービスガイドブックの全戸配布、また、各センターだよりなどを通じて周知をしてまいりましたが、今後も機会あるごとに周知をさせていただくよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

問題点や改善策についてお答えいただきましたが、少し掘り下げて質問いたしたいと思います。

まず、活動センターにおけるルールづくりに関してです。

それぞれの活動センターが地域に寄り添った特色ある活動をされていることは非常に素晴らしいことだと思えますが、その反面、全ての活動センターにおいて最低限の統一のルールが必要かと思えます。

そこで、特に土日祭日に利用する際の利用方法と利用時における緊急連絡先や連絡方法はどのようになっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

まず、土日祭日の利用方法についてですが、センター利用許可申請書に必要事項を記載していただいて、利用予定日の3日前までに利用するセンターに御提出いただく、もしくは、西予市公共施設予約システムにて電子申請をしていただきます。利用に関する許可が取れた後、職員が在籍する時間でしたら事務室にて、職員が不在の時間帯の場合は、事前にお渡しをするか、キーボックスを用いて利用者にはセンターの鍵をお渡しすることとしております。また、鍵の返却についても同様に、センターの職員に返却するか、もしくはキーボックスに返却いただくこととなります。

次に、緊急連絡先と連絡方法ですが、現時点では、職員が不在の時間帯において発生した事案に

ついては、翌日など職員が在籍する時間に利用者からセンターに報告をいただく、もしくは利用報告書を確認した上で職員から利用者へ連絡をさせていただくこととしております。

したがって、緊急を要し当日対応すべき事案に対して、職員がいない時間帯における緊急連絡先については、これまで統一した対応ができていませんでしたので、施設に掲示を行うなど、今後、具体的な対応を至急検討してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

例えば、ここの活動センターを使ったときには、職員さんがいてくれて親切だったけど、別の活動センターを利用したときには、ほったらかしで不親切だったなど、緊急の場合は別としても、どの活動センターを利用しても最低限同じサービスを受けられるようお願いいたしたいと思います。

加えて、緊急連絡先の対応ができていないということですので、その辺りも早急な対応をよろしくお願いいたします。

次に、活動センターは避難所にもなっているかと思いますが、各活動センターに設置されている施設設備や利用者に貸し出される備品は、細々したものは別としても最低限統一した設備、備品が必要と思いますが、その辺りはどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

まず、避難所としての設備については、津波浸水想定区域にある沿岸部以外の各活動センターで、指定避難所として指定していない大野ヶ原地域活動センターを除く各活動センターには、防災倉庫、発電機、投光機、簡易トイレを配備しております。大野ヶ原のセンターにつきましては、隣接の指定避難所である大野ヶ原小学校に同様の配備をしております。

津波浸水想定区域にある沿岸部の各活動センターにつきましては、防災倉庫の設置は行っており

ませんが、高台に市の分散備蓄倉庫を設置するとともに、津波緊急避難場所のある自主防災組織に対して、防災倉庫、テント、簡易トイレを貸与しております。

次に、各地域づくり活動センターに設置されている施設の設備ですが、規格や仕様については統一されていないものもありますが、一般的に会議や調理などで使用する備品については、これまでの公民館で使用していたものを引き続き各センターで準備しております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

もう一つ再質問させていただきます。

センターの利用料金についてお尋ねいたします。

本年度より使用料金の値上げが行われました。かなり高くなったなどの声がありますが、そこで、センター使用料について減免の規定など運用基準はどのようになっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

まず、使用料金の見直しについて説明させていただきます。

市の公共施設の使用料等につきましては、平成16年の合併以降抜本的な見直しを行っていませんでしたので、受益と負担の公平化を確保するため、施設の維持管理経費、利用時間、面積等の算定根拠を明確化し、施設を利用されます市民の方、また、利用されない市民の方、どちらからも理解が得られるような合理的な料金体系といたしました。あわせて、徴収の区分や減免規定についても見直しを行っております。

センター化による使用料金の値上げではございませんので、センターを利用されます市民の方には丁寧な説明をするように努めてまいります。

次に、これまでの公民館は、社会教育法による規制もあり貸館による制約がございました。センター化により、幅広い利用用途による貸館が行えるようになりました。施設使用料の減免につつま

しては、西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例第7条において減免する事例を規定しております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

今ほど答弁いただきました西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例第7条の中で、自治会等の地域団体が地域活動のために利用するとき全額免除とするとありますが、この地域団体というものが何を指すのか、地域活動がどこまでの範囲なのか、利用する方には非常に分かりにくいものだと思います。その辺りを分かりやすく提示する必要があると思いますので、今後、御検討いただければと思います。

まだまだスタートを切ったばかりの地域づくり活動センターであります。大なり小なり様々な問題や改善点があるようであり、これから運営していく中でも出てくることもあると思います。

改善点に対してどのような対応をしていくのか再度改めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

改善策についてお答えをいたします。

先ほどの答弁で、個別の改善策については述べていただきましたが、簡易的なものについては随時対応をいたします。大きな変革を求められるものについては、センター推進計画の見直しに合わせて検討を進め改善していきたいと考えております。

地域づくり活動センターは、今年の4月から運用が開始いたしました。運用する中で様々な課題等が出てくると思われれます。それらを取りまとめ改善していきたいと考えております。地域づくり活動センターでは、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開しています。

市民の皆様にとって利用しやすいセンターであるよう施設の環境の整備を行い、利用者にとって満足度の高い施設となるようセンター職員の資質向上にも努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

昨日の宇都宮俊文議員の一般質問のように、活動センターで有害鳥獣の確認作業ができるように進めるなど、必要とされていることはどんどん取り組んでいただき、負担にならない範囲で進めるとともに、問題や改善点が出た場合は早く対応していただきたいと思います。

最後に、西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例第1条に地域の主体的な地域づくり活動を支援することで市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開するとあります。

協働とは、複数の主体が何らかの目的を共有し、共に力を合わせる活動、共に働く、協力すること、簡単に言えば行政と地域のコラボのように感じます。

この協働が現在できているのか、現状の成果について理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

協働とは、市民と行政とが同じ目的のために対等の立場で協力して共に働くことを意味し、本市では協働によるまちづくりを進めております。

現在、協働の取組ができているかとの御質問でございますが、4月に運用を開始した地域づくり活動センターの取組について、地域の皆さんが積極的に関わっていただいております、地域と行政の協働による取組は着実に進み始めていると感じております。市内の27の地域づくり組織では、これまでも地域で様々な活動を行っていただいております。

また、地域づくり活動センターとして運用が始まったことで、各地域づくり組織にも地域任用職員が配置され、新たな活動が始まっているところもあると伺っております。

市といたしましては、そのような地域づくり組織の活動に市職員も関心を持ち、市職員として、

また、地域住民として積極的に参加・協力をしていくよう周知をしているところであります。

地域づくり活動センターが始動して半年が経過しようとしています。新たな取組のためまだまだ手探りのところがあります。運用する中で、市民の皆様からの御指摘や御提案を真摯に受け止めた上で、地域の皆様とともに、それぞれの地域の特性を生かした拠点となるよう取り組んでいきたい、そのように思っているところであります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

力強いお言葉をありがとうございました。

市職員の方にも積極的に参加・協力を周知しているとのことでありました。地域づくり活動に尽力されている方も、様々な試行錯誤の中、取り組まれております。行政、理事者はもちろんのこと、議員や今まで機会がなかった市民が興味を持つことが励みにもなると思いますので、理事者の皆様にも参加、協力をお願いいたしますとともに、私も各地域で行われている活動に興味を持ち、参加、協力していこうと思います。

これからの地域づくり活動センターが、ますます地域やそこに住む方、西予市民の重要な拠点となることに期待いたしまして、次の質問に移ります。

9月より行われております西予市キャッシュレス導入促進事業について、事業内容と現在の市内店舗でキャッシュレスがどのくらい普及しているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

キャッシュレス決済導入事業の概要等、少し説明させていただき、市内店舗のキャッシュレス導入数についてお答えさせていただきます。

キャッシュレス決済の手段には、クレジットカード、電子マネー、QRコードの読み込み等によるモバイルウォレットなどがあり、事業者の生産性向上、消費者の利便性向上の観点から、世界各国で普及が進んでいる状況にあります。

日本でキャッシュレス化が普及しにくい背景として、現金に対する信用度が高いことに加え、キャッシュレスに漠然とした不安を持っていること、さらには、事業者がキャッシュレス決済の導入・運用のためのコストを負担に感じていることなどが掲げられます。

キャッシュレス決済は、人口減少に伴う人手不足への対応や商店街等の活性化、それから訪日外国人の増加に伴うインバウンド需要の取り込みといった新たな課題に対応するための有力な手段であることに加え、データの利活用による新産業の創出につながるなど様々なメリットが期待されております。

こうした現状を踏まえ、アフターコロナに向けた事業再構築を含め、事業継続を支援することを目的に、対面で決済を行う店舗等において新たなキャッシュレス決済導入をする市内の中小企業者に対して奨励金を支給する事業となります。

次に、市内店舗のキャッシュレス導入数でございますが、キャッシュレス決済導入促進事業を実施するに当たり、事前に調査をしたところ、何らかのキャッシュレス決済を使用されている事業者は約 500 件程度と認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子議員

500 件が何らかのキャッシュレスを導入しているとの答弁でありました。

今回の事業により新規導入数をどれくらいと見込んでおられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

今回の事業における新規導入予定数についてお答えさせていただきます。

商工会の会員数約 1,000 事業者から、既にキャッシュレス決済を使用されている事業者 500 件を引いた数を参考に 500 件を積算基礎としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子議員

新規で 500 件ということでした。

現在、事業実施期間中ではありますが、今後の展望についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

今後の展望についてお答えさせていただきます。

キャッシュレスの推進は、消費者に利便性をもたらし、事業者の生産性向上につながる取組でございます。消費者には、消費履歴情報のデータ化により、家計管理が簡易になる、大量に現金を持ち歩かずに買物ができるなどのメリットがあります。事業者には、レジ締めや現金取扱い時間の短縮、キャッシュレス決済に慣れた外国人観光客の需要の取り込み、データ化された購買情報を活用した高度なマーケティング実現などのメリットがあります。

当該事業の実施によりまして、市内事業者の皆様が、アフターコロナに向けた事業再構築を含め、事業継続できるよう支援してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子議員

5 類へ移行した新型コロナウイルスではありますが、市内事業者が受けた打撃ははかり知れませんが、今後の事業継続の一助となることに期待したいと思っております。

次は、西予市キャッシュレス決済還元事業についてお尋ねいたします。

まず、本事業の内容と目的について御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

事業内容と目的についてお答えさせていただきます。

本事業は、コロナ禍において、電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する生活者や事業者への影響に鑑み、家計の支援と消費喚起による市内経済の活性化を図ることを目的としており、市内の対象店舗等において、商品・サービス等を対象となるキャッシュレス決済により購入・利用した方に、発注者の予算の範囲内で、支払額に応じてポイントを還元する手法を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

こちらの事業は、利用者、すなわちお客さんの立場の方がキャッシュレスで支払いをした場合ポイントが還元されますよという事業かと思えます。準備期間中かと思えますが進捗状況について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

進捗状況についてお答えさせていただきます。

現在、発注事業者との調整を行っておりますが、実施期間は11月1日から12月31日までの2カ月間を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

実施期間は11月、12月の2カ月間ということですが、まだまだ市民の方には周知ができていないように思います。1人でも多くの方に知ってもらう必要があると思いますが、まず周知をどのように行っていくのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

周知についてお答えさせていただきます。

現在、キャッシュレス還元事業のための決済導入事業について9月1日から申請受け付けを開始しており、期間を11月30日までの3カ月間とし

ております。

キャッシュレス還元事業といたしましては11月1日からの実施としておりますので、事前告知として、市民向けに9月20日発行の広報紙及び折り込みチラシを西予市全域に配布する予定としております。さらに、還元事業の対象は市外の方も含まれますので、事業のキャンペーン告知用の折り込みチラシを近隣市町にも配布するとともに、市の公式ホームページ、またSNSを活用し、より多くの方に周知できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

今ほどの答弁で、市外の方も使えるということで、事業者の方には大変喜ばれることかと思えますけれども、今までプレミアム商品券事業などありましたが、今回初めてのキャッシュレス決済に対してポイント還元しますよということですが、商品券などの紙ベースからキャッシュレスに踏み切った理由をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

御質問のとおり、当市におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、紙媒体による商品券事業を複数回実施し、中小企業者支援に取り組んでまいりましたが、注文から支払いにおいて、ネット注文で簡潔に手続きができる事業者もあれば、電話・ファクスで注文し、金融機関での振り込みが必要となる事業者もございました。

そのような中でアフターコロナを迎え、様々な地域の方が当市を訪れていただける状況にありますので、市民のみならず、多くの方が市内での決済を簡潔に行うためには、キャッシュレス決済の導入は市内の事業者及び消費者にとって重要な取組であると考えております。

同時期に実施するキャッシュレス導入支援との相乗効果を期待して還元事業に取り組むことといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

キャッシュレス決済の導入は重要な取組ということは理解できましたが、キャッシュレス決済に不慣れな方もいらっしゃると思います。そのような方には、丁寧な使い方などの説明が必要と思いますが、その辺りの対応をどのように考えているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

キャッシュレスに対して、市内事業者、消費者の皆様から、難しいとか理解できない等の御意見が出ることも予想されますが、当市の中小企業がこれからの経済活動に乗り遅れることがないように、出張相談やコールセンターの設置でサポート体制をとりつつ、この機会により多くの方がキャッシュレスを活用し、利便性を体感していただけるよう、委託事業者と調整してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

せっかくのこのような事業ですので、親切丁寧な対応で、不公平感や、私はキャッシュレスは使えないからと、はなから諦めてしまうことのないようなケアをよろしくお願いたします。

再度になりますが、周知や丁寧な説明、利用方法の対策をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、行政諸手続におけるキャッシュレス化についてお尋ねいたします。

この質問は、平成30年、令和2年と過去2回質問させていただいておりますが、どこまで進んでいるのか、進捗状況と今後の展望についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

進捗状況と今後の展望についてお答えをいたします。

国及び地方公共団体におけるキャッシュレスの施策の動向としましては、まず、国に納付する手数料等につきましては、支払件数が1万件以上のものについて、キャッシュレス化を推進することが令和3年6月に閣議決定され、その後に関係法令の整備により、支払件数が多いものから順に導入が進められております。

また、地方公共団体の歳入等につきましては、令和4年1月施行の地方自治法等の一部改正により創設された指定納付受託者制度により、スマートフォンアプリを利用したQRコード決済等や新たに登場する様々な決済手段を柔軟に活用できる環境整備が図られております。

このような中、本市では、新型コロナウイルス感染症対策による新生活様式対応行政サービス構築事業の一つとして、令和4年6月から本庁、支所及び公民館における住民票等の諸証明発行手数料などの窓口で支払う手数料について、QRコードによる決済に対応いたしました。

また、固定資産税や国民健康保険税等の市税においては、令和5年4月から納付書に新たに印刷される地方税統一のQRコードを利用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ、インターネットバンキングによる納付が可能となっております。

キャッシュレス決済には手数料が発生するところではありますが、窓口における支払いの待ち時間や現金管理事務の効率化が図られ、市税においては、窓口に出向くことなく納付が可能となり、市民の利便性の向上につながっています。

今後につきましては、これまでのキャッシュレス決済による実績や対応状況を参考にしながら、市が管理をしています観光施設、文化施設などのキャッシュレス化についても引き続き検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

行政手続におきましても少しずつキャッシュレス決済ができるようになってきているようで安心しましたが、先ほど質問いたしましたキャッシュレス決済導入促進事業や還元事業などもありますように、これからますます普及していくキャッシュレスに行政としても遅れることなく取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。

交通弱者へのタクシー助成についてです。

まず、公共交通の利用が困難な土地に住まれている方や免許返納者、乳幼児家庭や障がい者家庭など、交通弱者と呼ばれる方が市内にどのくらいおられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

市内の交通弱者数についてお答えします。

交通弱者とは、自動車中心社会において、運転免許証の取得が不可能な人や身体的に自動車を運転できない人を一般的に称し、年少者・高齢者・一部の身体障がい者が対象となります。

交通弱者の状況といたしまして、運転免許証の自主返納者については、令和3年度が221名、令和4年が200名となっております。自家用車を所有していない方については把握ができておりません。

次に、障がい者家庭の数につきましては把握が難しいため、参考といたしまして、障害者タクシー利用助成事業の助成条件の一つとなっている手帳を所持する方についてお答えします。

令和4年度末現在で、身体障害者手帳1級・2級の方が924名、療育手帳A判定の方が222名、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方が177名となっております。就学前の乳幼児世帯数につきましても、参考ではありますが772世帯となります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

今ほど答弁いただきました交通弱者の方に対して、現在行っている助成はどのようなものがある

のかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

現在行われています交通弱者に対する助成についてお答えをします。

まず、障がい者の自立と社会参加を促進するため、タクシーを利用する在宅の障がい者に対し料金の一部を助成しております。助成額は、タクシー助成券1枚につき500円で、1年度につき24枚としております。

次に、高齢者の負担軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的として、通院及び買物等の交通手段として公共路線バスを利用される高齢者に対して運賃の助成を実施しております。助成券につきましては、1冊36枚つづりで年間2冊までの交付としております。

また、市が運行しております生活交通バスにつきましては、身体障害者手帳を所持している方について、料金を半額としております。

その他、タクシー業者やバス運行会社においても、身体障害者手帳所持者や免許返納者に対する運賃の割引等が行われております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

タクシー業者やバス運行会社において様々な助成が行われているということは理解できました。私は、交通弱者の方が家に引きこもってしまったら、交通の便の問題で外に出る機会が少なくなってしまうことは非常に問題だと思います。外に出るといことは、通院はもちろんのこと、買物や食事など様々ではあります。外に出かけるきっかけづくりとしても家まで迎えに来てもらい、行きたい場所まできちんと運んでくれるタクシーというのは非常に便利なものであります。家族や知人をお願いするのも忍びない、バスには乗りなれない、タクシーはぜいたくで呼べないというような声も聞くことがあります。

そのような交通弱者の方へタクシー助成券の発行を市全体として考えて、行政だけでなく、例え

ば、タクシー会社はもちろんのこと、市内各事業者の方において協賛を集め、助成に充て、協賛店舗として広告するというような取組があれば、交通弱者はもとより、事業者の地域貢献やお客様獲得の一つとなるのではないかと考えますが理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

タクシー助成を検討してはどうかについてお答えいたします。

令和4年3月に策定しました西予市地域公共交通計画では、交通弱者に対する施策の連携と交通手段の確保を目標に掲げ、交通弱者の個別移動ニーズに可能な限り対応するため、バス停までの移動や身近な範囲にある病院、商店までの移動を負担なく行えるよう、自家用車の代わりとなる移動手段の確保に向けた検討を行うこととしております。

それとあわせて、交通弱者の移動手段の確保を目指して外出機会の創出を図ることとしております。

宇都宮議員が御提案いただきましたタクシー助成につきましては、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーに代わる新たな移動手段としてタクシーに着目し、交通弱者に対するタクシー助成制度を公共交通施策として導入する自治体も増えてきています。

このタクシー助成制度は、地域の特性を踏まえて適切な制度を行うことで、移動利便性の向上、行政負担の適正化、タクシー事業者の経営の安定化に資する可能性がある施策ですが、まず導入に当たっては、財源の確保と運転士不足等に伴う地域のタクシー供給量の不足も課題等となりますので、今後、利用者の方、事業所及び関係課とも協議をし慎重に検討したいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子議員

現在行われている補助との絡みや財源の確保が必要なのはもちろんのことですが、今後、

人口が減少すると言われている中、何事も行政だけで考えるのではなく、協力を仰ぐ体制づくり、市内を巻き込んで一緒につくっていくまちづくりに期待して一般質問を終わります。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時50分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、6番中村一雅君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

改めましておはようございます。

議席番号6番中村一雅です。

河野議長より発言の許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、早朝よりたくさんの方に傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

では、日中は連日まだ30度超えの猛暑が続いておりますけれども、朝晩は少し秋の気配を感じるような涼しい感じになってまいりました。

去る5月8日にコロナが5類移行になったことによりまして、西予市各地でもイベントが再開されて少しにぎわいを見せているような、そんな実感がございます。8月27日には宇和文化会館で西予市ふれあい歌謡祭というのが盛大に開催されまして、59名の方がのど自慢を披露されました。私も23番目に1曲やらさせていただきましたとそんなことがありました。余談です。

それから先ほど宇都宮久見子議員も言われましたが、9月2日、3日、児童公園のプレオープニング、オープニングイベントには、前夜祭の西予市ランタン祭りに1,800人、当日のオープニングフェスタに8,200人、両日で1万人との公式発表があったかと思えます。出だしとしては非常に幸先よかったなど。児童公園の今後の利活用が進むことを祈念いたしております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

本日は、がんの対策という非常に重いテーマについて質問をさせていただきます。

本来、国が取り組んでいる事柄を西予市議会の中で一般質問をするということは非常に荷が重く、答弁される理事者側も大変だろうと推察いたし

ますけれども、一問一答にて丁寧に質問をいたしますので、御答弁をよろしくお願いしたと思います。

さて、平成18年に国のほうでがん対策基本法というものが制定されました。それを受けて、平成24年6月にがん対策推進基本計画というものが閣議決定をされております。全体目標として、10年目標を立てられていまして、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上、そして新たに3番として、がんになっても安心して暮らせる社会の構築ということが掲げられております。安心して暮らせるというのは社会復帰、あるいはがん体験者の就労支援ということに関わりがあるのかなあと、いうふうに推察をいたしております。

そこで、今回は、本年の3月28日に閣議決定をされました第4期がん対策基本計画に沿った形で一般質問を行いますのでよろしくお願いをいたします。

全体目標として、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指すということがスローガンとして掲げられてございます。大きな柱としては、1番目にごん予防、2番目にごん医療、3番目にごんとの共生というテーマ、3本柱で成り立っていると承知をいたしております。

それでは順番に質問いたしますので。以前は、がんの宣告ということが、もう死の宣告に等しいのではないかというような非常に重い宣告となっておりました。最近では医学の目覚ましい進歩とともに、生存率は上昇をいたしております。一方で、一昔前には3人に1人ががんになると言われていたものが、最近では2人に1人ががんにかかるのだというようなことが言われておまして、夫婦2人おったらどっちかががんになるんだとそんなようなイメージでとらえてございます。罹患率は高まっています。年間の全死亡者数に対する、全国ですけど、がん死亡者数は約3人に1人ががんで死亡するというデータがありまして、死因の第1位ともなっているとそういうことでございます。

それではまず1番目に、がんの予防対策についてお伺いをいたします。

がんの1次予防における現状と課題についてお

尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

がんの1次予防における現状と課題についてお答えをさせていただきます。

第4期がん対策推進基本計画の中で「がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんの罹患率の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、受動喫煙も含む喫煙、飲酒、身体活動の減少、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩分を多く含む食品の過剰摂取等の生活習慣など、様々なものがある。」とあります。

これらの生活習慣予防については、がんだけに限らず他の生活習慣病にも同様に言えることでございます。西予市においては、平成16年旧5町が合併しておりますが、生活習慣は様々で、西予市全体の課題というよりは、そこそこの地域における生活習慣の課題が出てきており、がんのみにとどまらず地域に応じた課題への対策が必要と感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

地域に応じた課題が出てきていると、生活習慣も関係があるということから、これはやはり国の基本計画に沿ってそれが県に下りてきて、県が県の実情に応じた基本対策を立てると。それを市におろしてきて、西予市としてどう取り組むのかということが問われているのかなというふうに考えますので、市としてもきめ細やかなサービスを実施していただいたらなというふうに念願しております。

では、その取り組むべき対策について、改めてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

取り組むべき対策についてお答えをさせていた

できます。

がん予防については、先ほど御答弁いたしましたとおり、がんのみにとどまらず、生活習慣病の予防全般に関係してまいります。そのため他の保健事業と合わせまして、地域の実情に応じた課題について、健康教育や広報などを実施いたしております。

また、がんの1次予防には感染症対策も挙げられております。発がんに関与する因子として、ウイルスや細菌の感染が、男性では喫煙に次いで2番目に、女性では最も大きく寄与する因子となっております。その中で、発がんに関与するウイルスとして、子宮頸がんに関連するヒトパピローマウイルスについては、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に定期接種を行っております。肝がんに関連する肝炎ウイルスについては、肝炎ウイルス検査（B型・C型）を実施し、陽性者へのフォローアップ等を推進しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

昨日、二宮一朗議員も質問されていましたが、改めてヒトパピローマウイルスワクチンの接種率についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

接種率についてお答えをさせていただきます。

令和2年度15.7%、令和3年度39.6%、令和4年度34.8%となっております。なお、この接種率でございますが、対象者数は標準的な接種年齢である中学校1年生の10月1日現在の人口でございます。接種者数は、接種1回目の実施者数でございます。

また、令和4年度から令和7年度までの3年間の時限措置として、積極的な勧奨が控えられていた期間に接種機会を逃した方のため、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ制度がございますが、令和4年度の接種者数にキャッチアップ接種のほうは含んでおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

積極的な勧奨が控えられてた時期があったということをおも承知をしております。ですけれどもまた、国が積極勧奨を促しているという現状もございまして、市民の皆様方にも無理のない範囲で御理解をいただいたらなあとというふうに思う次第でございます。

続けます。1次予防についてお聞きしました。続いて、2次予防についてお伺いいたします。

2次予防についての現状と課題についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

2次予防の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

西予市では、国の策定いたしましたがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針に基づき2次予防としてがん検診を実施いたしております。国が示します肺がん、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮がん検診に加えまして、前立腺がん検査を実施いたしております。

西予市が実施しているがん検診の受診率は、令和3年10%、令和4年9.4%と受診率が低迷しております。

また、より身近な場所における検診会場での実施を目指してはおりますが、年々人口減少に伴い、1会場での受診者数が少ない会場については、委託業者の意向により他の場所との集約を検討しなければならず、市民の方のより身近な場所での検診の実施ができない会場も出てきており、より受けやすい検診体制について検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

受診率が低迷しているということでございます。

た。いろんな思いがあろうかと思えます。

要精密検査率、あるいはがん発見者数ということについてデータがありましたら教えていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

要精密検査率・がん発見率についてお答えをさせていただきます。

西予市における令和4年度のがん検診の要精密検査率は、胃がん検診4.6%、肺がん検診2.3%、大腸がん検診5.3%、子宮頸がん検診0.3%、乳がん検診3.3%、前立腺がん検診5.8%でございます。

精密検査の結果、胃がんが1名、大腸がん3名、乳がん4名、前立腺がん4名の方が発見されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

一例を引くと乳がん検診の要精密検査率は3.3%、1,000人の方が受けられると33人がヒットすると、そんな率になるのでしょうか。

私事で恐縮ですが、私の家内は10年以上前ですが、市のマンモグラフィー検診を受けまして、要再検査という通知が後日やってまいりました。国立がんセンターで再検査だという通知でございましたので、夫婦2人で、松山にあるがんセンターに行って、右か左か忘れましたが片方の胸部から検体を取り出し、そして1週間後にまた来なさいという通知をいただいて帰ったという経験がございます。要再検査という通知をいただいた時点で、乳がんなのかなという不安がよぎりまして、思わぬことだということになりました。気軽にマンモグラフィー検診行っというので、じゃあ行ってくらいと言って、この結果かということがございましたので、検査を受けるということには少なからず勇気が要るのかなというふうに推察しております。行政サービスの方、懸命に受診率を上げるために御努力なさっているんですけれども、受ける側に少しの勇気がないとなかなか踏み切れないのかなというようにもあつたりいたします。

幸いに私の家内は1週間後に行ったら悪性ではなかったというお医者様の診断をいただきまして、夫婦してがんではなかったのだというふうに安堵して帰ったというようなことがずっと以前にございました。

受診率の向上につきましては、行政サービスの御努力もありましようけど、市民の皆様の意識改革、早期発見につなげるためにはやはり勇気を持って受診するのだという決意が必要かなというふうに考えるところでございます。余談です。

現状と課題をお聞きしました。その取り組むべき施策についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

取り組むべき施策についてお答えをさせていただきます。

がん検診受診率向上を目的に、できるだけ受けやすい健診会場で実施するため、各地域づくり活動センターでの実施、また、1日で全て受けられる総合健診、託児の実施、女性限定の日、土日健診を実施しているところでございます。

人口減少に伴う検診受診者数が減少している健診会場については、集約を検討いたしておりますが、現在、既に集約を実施した健診会場では、健診委託機関が送迎を行っております。今後、集約する場所におきましても、健診委託機関による送迎を検討いたしたいと考えております。

また、女性特有のがん検診の受診を促進し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るため、子宮頸がん検診は20歳を対象に、乳がん検診では40歳を対象に無料で実施し、併せて普及啓発を実施しております。

がん検診の検査内容については、国の示す指針に基づいて実施しておりますが、より効果的な検査内容を検討しながら、今後も精度管理に努め、がん検診を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

予防対策について一通りお伺いいたしました。

さらなる受診率の向上に向けて頑張っていたきたいと思います。

続きまして、(2) 拠点病院の連携について伺いをいたします。

近隣市町における、西予市内を取り巻く近隣市町でございますけれども、がん医療の体制とその連携についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

近隣市町におけるがん医療の体制と連携についてお答えをさせていただきます。

がん診療連携拠点病院は、知事が推薦し、厚生労働大臣が指定するもので、次の2種類がございます。

1つ目が、都道府県がん診療連携拠点病院で、これは都道府県におおむね1カ所あり、愛媛県は四国がんセンターになります。

2つ目は、地域がん診療連携拠点病院で二次医療圏に1カ所程度あり、近くは市立宇和島病院になります。

このほか、がん診療連携推進病院といって、がん診療連携拠点病院の機能を補完し、または、がん診療連携拠点病院と連携しながら、専門的ながん医療の提供や地域のがん診療の連携協力体制の構築などの役割を担う病院がございます。近くは市立八幡浜病院になります。

これらの拠点病院との連携について、西予市民病院、野村病院の地域連携室から聞き取りした情報でございますが、医療の提供については、疾患に応じた専門的な内容になることから、市内医療機関でも治療を行いつつ、患者、家族が希望する場所で治療が行えるよう、必要に応じ拠点病院と連携を図っております。患者にとって必要な医療を必要とすることでござい、それぞれの医療機関が役割に応じた医療を提供するために連携を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

市立宇和島病院が拠点病院であるということを

伺いました。

西予市内にもがん患者はいらっしゃる。そして西予市内の病院でもそれぞれに治療は受けておられると承知をいたしております。

そこで、防災のことについて1点、少し脇に入りますけれども、災害等が発生した場合の医療体制についてがんを含めてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

災害等が発生した場合の医療体制につきまして、私からお答えさせていただきます。

今年3月に閣議決定されました第4期がん対策推進基本計画において、がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項といたしまして、感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策が新たな要件として盛り込まれました。

愛媛県のがん医療提供体制に係る拠点病院等の指定状況は、先ほどの生活福祉部長の答弁のとおりですが、この指定がされている第3期愛媛県がん対策推進計画及び第7次愛媛県地域保健医療計画は、国の第4期がん対策推進基本計画を盛り込んだ改訂がされていないほか、現状において、拠点病院及び推進病院との具体的な事項に係る連携は、八幡浜・大洲圏域内でできていないのが実情です。

全国的な大規模風水害の頻発、南海トラフ巨大地震の発生予測等を踏まえたとき、議員御指摘のとおり、がん治療を含めた災害医療の体制確保は重要な課題であると認識いたしております。

当市では、災害時保健医療救護活動要領を策定し、災害時における関係機関との連携や救護所の設置及び運営等を定めているほか、資機材や医薬品の備蓄をしております。要領の中で、透析については定めておりますが、がん治療については対応できておりません。

このことから、今年度中に愛媛県が策定予定の第8次愛媛県地域保健医療計画も踏まえ、圏域内での連携と体制の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

防災については非常に重要なテーマでございますので、愛媛県が本年度策定する第8次に期待しているところでございます。

大災害が起こる、南海トラフ大地震のようなことを想定いたしますと、健常者でも相当なけがをして医療に担ぎ込まれると、非常に薄い限られた医療資源の中で、一体何人の患者さんを診れるのかということが、その場で相当な混乱が予想されます。かつ、透析とか、血液のがんとか、日常必ず治療を受けないと命に関わるという方に関しては、48時間とか72時間とか悠長なことは言っていられないという状況もございますので、1人の命も救うという信念のもとにやろうとすると、やはりいつ災害があるか分からないということのために備えていなくてはいけないのではないかなというふうに考えております。これについてはやはり国・県が主導して、各市町村におろしていただきたいというふうに思っているところでございます。

続けます。拠点病院の連携について、それぞれ若年がん、小児がん、そして、高齢者、70歳を過ぎると急激にがんの罹患率は高まるというデータがございますけれども、年代に応じた西予市内の施策についてあればお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

世代に応じた対策についてお答えさせていただきます。

若年世代については、医療費の助成制度がございます。愛媛県の事業とはなりますが、小児慢性特定疾病の医療費助成制度を実施しております。これにより特定の疾病にかかった場合の医療費助成が受けられます。また、西予市が実施している事業としましては、今年度より西予市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を実施しております。これは、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行っております。現在のところ申請はございません。

就労世代・高齢者世代につきましては、がんにより介護等が必要になった場合の介護支援制度が

ございます。

40歳以上の方につきましては、介護保険の適用となります。

介護保険の対象外となる39歳以下の方、20歳から39歳の方を対象に、西予市では若年がん患者在宅療養支援事業を実施しております。介護保険と同様に訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具の貸与・福祉用具の購入の補助をしております。サービスの上限は月額6万円、自己負担額はサービス利用の1割となっております。令和4年度の利用実績はございません。また、令和5年度も今のところ申請はない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

制度あるいは給付の事業はあるのに、申請がないということに少しあれっということがありました。これはそういうことに該当する患者さんがいなければそれに越したことはない。けれども、患者さんがいらっしゃるんだけれども、その方がこの制度、事業を知らないとか、もしくは知っているけれども少し遠慮があって控えているとか、がん患者の方にはそういう心理的な側面があるのではないかなという勝手な推測なんですけどいたしておまして、せっかく制度があるんだったら、思い当たる方についてはぜひ御利用をお願いしたいなあというふうに考えてございます。

質問を続けます。がんの種別ごとの、近年がん医療については非常に進歩があって、生存率が高まっているということを先ほどもお聞きしたように思いますけれども、5年生存率の現状についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

がん種別ごとの5年生存率の現状についてお答えをさせていただきます。

がん診療連携拠点病院院内がん登録の平成25年から26年の5年生存率の集計によりますと、愛媛県における5年生存率の相対生存率は全体で69%です。相対生存率とはがんが主たる死因で死亡し

た数値でございます。

部位別では、胃がんが70.6%、大腸がん73.8%、肺がん・小細胞がんで13.3%、非小細胞がんで52.7%、女性乳がんで93.8%、子宮頸部がんで75.7%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

種別ごとの生存率では、乳がんと子宮頸部がんが非常に生存率が高い数値となっているというふうにお聞きしました。やはりこれは検診率、あるいは早期発見につながっていることがこういう結果につながっているのかなあというふうには拝察をいたすところでございます。

続けます。3番目の柱です。罹患された方に対する支援についてお尋ねをいたします。

まず、相談支援及び情報提供の現状と課題についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

相談支援、情報提供の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

がんの治療については、個々により専門的な治療になるため、治療に関しては医療を中心とした内容となります。そのため、国・県が進めておりますがん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院を中心とした相談がほとんどとなっております。西予市としては、そこから連絡等があった場合に適切なサービスにつながる支援とともに、今後よりよいサービスの構築に向けて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

そのことにつきまして、その取り組むべき施策というものについて改めてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

取り組むべき施策についてお答えをさせていただきます。

西予市といたしましては、第4期がん対策推進基本計画の掲げるがん予防、がん医療及びがんとの共生の3本柱の中から、特にがん予防を中心に1次予防・2次予防を実施していきたいと思っております。

今後も、国・県の動向を見据えて、よりよい支援について検討いたしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

まず何よりも予防だと、これが肝心だということとはよく理解しております。

ただども一定数どうしてもがんに罹患される方がいらっしゃると。その方たちが相談する人がいない、相談する場所がない、どうしたらいいんだろうというふうな悩みを抱えて家庭内にいらっしゃる、社会復帰がままならないと。あるいは就労もなかなか難しいというようなことをお聞きしたりします。がんにかかると高額な治療費がかかると一方で仕事はやめる、または休まなくてはならないと、それが家計に与える影響とか負担を考えますと心理的な負担も非常に大きいとは思いますが、やはり行政から、がんにかかれた方の支援についてもいるのではないかなあというふうにお聞きします。

まずもって、国がやるべきことあるいは県が主導してやるべきこととは思いますが、各市町においても独自のサービスを展開し始めているというような話もちろちらとお聞きしますので、そういうことを踏まえて少しお尋ねしたらと思います。

拠点病院と、それから市内医療機関との連携についてはどうなっているかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

拠点病院と市内医療機関との連携については、

西予市民病院及び野村病院の地域連携室から聞き取りした情報から、最初に診断から治療期の支援について、続いて終末期の医療についてお答えをさせていただきます。

まず、診断から治療期の支援についてですが、患者・家族の希望に応じて精密検査や治療目的で拠点病院へ紹介するなどの連携を行っております。疾患、肺がんとか胃がん、前立腺がんなどによりましては、がん地域連携パスを用いて、拠点病院と情報の共有を図りながら共同で治療を継続しています。がん地域連携パスでございますが、拠点病院が作成した治療計画に沿って行った診察、検査内容を拠点病院と市内医療機関が情報提供、共有するための計画書のことをいいます。拠点病院での治療後、治療の継続、療養環境の調整目的で転院を受けたり、外来診療を引き継いでおります。

続いて、終末期における連携についてでございます。

病状が進行し、治療の効果がなく終末期医療に移行された患者へは、拠点病院からの情報提供を受け、終末期医療の提供を行い、また、病院の地域連携室をはじめ、訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所が主体となり、介護保険やその他医療福祉サービスについての情報を提供しながら療養環境の調整を行っております。市内の有床医療機関は、拠点病院から紹介を受け訪問診療を行っている市内診療所の依頼により在宅療養患者の入院を受入れております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

このことについて、先般8月26日に愛媛県歴史文化博物館におきまして、西予市地域包括センターが主催いたします市民講座、看取りのカタチというものを私ちょっと縁があつて受講してまいりました。ぜひ理事者の方々はもちろんですが、他の議員の皆様方にも聞いていただきたかったなあというような内容でございまして、いわゆる終末期をどこでどうやって迎えるのかと。御自身はできるだけ家庭に帰りたい、家で最期を迎えたいと思われるんだけど、なかなか医療環境、

介護環境が整わない。あるいは家族の支援もなかなか難しいというようなことがありまして、思いは叶わないというような内容の事柄でございました。

市民病院の菊池先生も講師として招かれており、最後の挨拶は、西予市医師会の織田会長が確かされたように記憶してございます。訪問看護ステーションの看護師さんの話によりますと、訪問看護する中で一番多いのはやはりがんの方ですと。そして看取りの方で一番多いのもやはりがんの方ですというようなお話があつたかと思ひます。訪問看護ですから御自宅にお伺いする。だから御自宅で最期を迎えられる方については、ある意味まだ恵まれているのかなあというふうに考えたりいたします。私の母も一番最期は、四国がんセンターからこれ以上治療ができませんと言われて、自宅に帰りたいという母の願いで自宅に連れて帰り、それから1カ月ほど、私と家内と私の姉と3人で付きっきりで看たと。紹介状を書いていただいた地元の先生には毎日往診していただいて大変お世話になったというような記憶がございまして。西予市の医療介護のこと、地域包括センターの方々に非常にお世話になっているなというふうにも実感いたしましたので、そういう市民講座は、ぜひ議会の中でも、せめて厚生常任委員会の中でも御案内いただければ、私だけではなくて、他の議員もいけるのかなあと思つたりいたします。余談です。

続けます。がんに罹患された方に支援の一環として一つアピアランスケアということについて、最近話題となつてございますのでお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

アピアランスケアについてお答えをさせていただきます。

国が示す第4期がん対策推進基本計画の中には、がんとの共生を掲げ、がん患者の相談支援及び情報提供、がん患者等の社会的な問題への対策など、4項目に分けて現状や課題が盛り込まれております。

その中に、がん治療の副作用による脱毛、肌色や爪の変化、傷跡など、外見ケアに対する支援も

今後取り組むべき施策としております。それは身体の痛みや発熱、吐き気などの症状より、外見の変化に対する苦痛を感じる方が多いとの調査結果もあり、苦痛を感じているのであれば、その苦痛を緩和するもので、必ずしも変化した外見を変化前に戻そうということではなく、自分らしさを感じることができ、他の人との関係性が今までと変わりなく過ごすことができるためのサポートであると理解をいたしております。

外見ケアはアピアランスケアとも言われ、がん患者ががんとともに生きていくために、治療やこれからの人生に前向きな気持ちになれるよう、単に美容や一時的なものでなく、医療スタッフ、臨床心理士など、心理面を含めた専門スタッフとの長期的な関わりの中でサポートすることであると定義をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

先般8月7日の愛媛新聞の記事に、このがん患者、ウィッグや人工乳房についての費用を助成するという記事が載ってございました。県内では、外見ケアに助成するのは3市に留まっているという記事でございました。この論調としては、各自治体で導入が進んでいるんだけれども、愛媛県内ではまだ3市にとどまっているのだ、そういうような論調であったかと思えます。

このことについて、西予市のほうで知り得る限りでお答えいただけたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

支援にかかります西予市の現状等についてお答えをさせていただきます。

アピアランスケアの支援として、現在県内では西条市、今治市、宇和島市が、がん患者の医療用ウィッグ・胸部補整具などの購入費用の助成を行っております。今治市におきましては、令和5年度から対象品目に着衣箇所に着圧をかけます弾性着衣なども拡充されております。

現在西予市においてアピアランスケアに関する

支援は実施しておりませんが、今後、国や県のアピアランスケア対策が進むと思われまますので、その動向を見据え、先駆的に取り組んでいるがん診療連携拠点病院内にあるがん相談支援センターなどとの考え方を参考にいたしまして、県内の実施状況も踏まえ対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

南予では宇和島市が取り組んでいるということでありました。本年度からの補助事業というふうな承知をいたしております。

記事によりますと、八幡浜市におきましても早急の導入を考えているような記事が載ってございました。西予市としてもどうなのかなあと。本来は、県が一律にやってくれるのがいいのかなと思えますけれども、各市町で独自性を出すのだと、西予市としても暮らしやすい西予を目指すのだということがあれば、がん患者にとって優しい西予市というようなことについても少し一助となるのかなあと思っております。

何にしましても、罹患された方に対する支援につきましては、今まで予防に注力しておりまして、まだそこまでいってないというのが各市町の現状で、別に西予市が遅れているとは思っておりません。

これについて、先般8月18日に、中予地区の日本乳がん学会認定施設を訪れまして、そちらに勤務していらっしゃる乳腺専門医の先生とがん化学療法認定看護師という方にインタビューをしてまいりました。がんの現状を教えてくださいというふうに頭を下げて時間を40分ぐらいとっていただいたということがございました。そちらの施設では、乳がんの患者さんにつきましては、年間に180名ぐらいの方を見ていらっしゃると、そのうちの60名ぐらいの方が全切除をされるそうです。その全切除に至る経緯はどのようなことなのでしょうとお尋ねしましたら、それはがんの進み具合による。1割、2割温存したほうが良いということに傾けば温存療法になりますと。これは薬物療法とか抗がん剤とかいろいろ療法があるそうで

す。そうではなく4割、5割というふうになりますと、残しておいても形が崩れるのでみたいなことがあったりするそうです。そこから先は、患者さんの御希望に沿って、もう全部取り去ってくださというふうにお願いされればそのようにいたしますみたいなお医者様のお言葉がありました。温存しても全切除しても予後には変わりはないそうです。だから、全切除したから安心だということにはならないそうなんですけれども、御高齢の方が多くて、そんなにこう外見もう気にしないからいいっていう方もいらっしゃるのかなあ。けれども、漏れ聞いたところでは、都会の乳がん罹患者さんの方では、やはり胸部補正、再建術ということを選択される方が増えていまして、そちらの施設においても、少しずつ傾向としては、乳房再建される方が増えている。ほんの数例だけでも増えているんですってそういうようなことなんです。やはり社会復帰をしたい、あるいは、もう一度お仕事に就きたいという方にとっては、外見は非常に重要なファクターになのだろうというふうに推察ですけれどもいたしておるところでございます。

先ほど申しました認定看護師の方は、アピアランスケア相談員というのを兼務しておりまして、本来は専属で働くのが望ましいという国の方針があるのだけれども、いろんな理由から専属ではアピアランスケア相談員をおけない。だから認定看護師の方が兼務でやっていらっしゃる。その方は、患者さんの現住所を気にされていまして、先ほどの助成にありました西条とか今治だと、そっとその患者さんに助成制度があるのですよとお伝えすることができるのだけれども、そうでない患者さんについては口を閉じて言えない。そんなことが非常にデリケートなんですけども、苦労話であるというふうにお聞きをいたしました。

このことにつきましては、実は宇和島市議会議員のちょっと交流のある方からお話持ちかけいただきまして、本年度から宇和島市は導入していると、西予市はどうなんでしょうねというような問いかけがございました。

その方の話を一部引用させていただきますと、宇和島市立病院の相部屋に4人患者さんがいらっしゃるとして、1人が宇和島市民の方である、もう1人は西予市民の方である。そうしますと、お

話の中にウィッグどうするの、胸部補正どうするのみたいなことが話題として患者さん同士であるのと、そのときに、宇和島市は助成があるのよと言われる。西予市はないんだねって、ないんかなくてそんな話になると。そうすると、極端な言い方ではあれですけれども、行政サービスとして、そのばらつきはどうなのだということがあって、素朴に患者さんが疑問に思われると、そういうことがあったそうなので、西予市としてもどうお考えなのかなということをお尋ねしたかったとそんなこととございます。御理解いただいたらと思います。

続けます。(4)に移ります。がん登録の現状についてお尋ねをいたします。

国・県・市それぞれの状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

がん登録の現状についてお答えをさせていただきます。

平成25年12月にがん登録等の推進に関する法律が成立をいたしました。この法律は、全国のがん登録の実施やこれらの情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項などを定めており、平成28年1月1日から施行されました。

法施行後は全ての病院と指定された診療所は各都道府県の登録室にがん患者さんの罹患情報を届けていただくことになっております。

愛媛県においても、がん登録等の推進に関する法律施行後、愛媛県における全国がん登録事業実施要綱を制定し医療機関におけるがん患者さんの罹患情報を届けていただくことになっております。

愛媛県独自の集計から、平成28年西予市のがん登録者数は397人です。また、愛媛県が今年度、がん検診の精度を正確に把握・管理することで、その効果を最大化する仕組みの基盤を構築することを目的として、各市町のがん検診の実施状況を把握する令和5年度愛媛県がん登録活用によるがん検診精度管理事業を実施しておりますが、西予市もこれに賛同し、がん検診の受診者の結果を提供いたしております。これらのデータを今後も見

ながら、西予市における適切な予防活動に生かしていきたくと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

非常にデリケートな医療情報、個人情報となりますので、西予市の行政で西予市全体を把握することがなかなか難しい。職域のがん検診で見えられたがん患者さんにつきましては、なかなか西予市では正確な実数を把握することが難しいのだということをお聞きしました。そうすると、支援対象が西予市内に何人いらっしゃって、その方がどこにどういうふうに生活をされているのかということが把握できないというような、少しジレンマというか、感じるところがあるかと思います。なので、がん登録につきましては、できるだけ社会的にオープンにしても構わないのだという空気を醸成することが非常に肝要かなというふうに考えております。これは行政云々ということではなくて、市民皆さんで考えていただくことかなというふうに考えてございます。

最後の質問になりますかね、このがん登録、現状についてということでございますが、がんに関する知識の普及啓発活動について、西予市についてはどうしてお考えかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

普及啓発活動についてお答えをさせていただきます。

国は、毎年10月をがん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間と定めております。これに合わせまして、毎年広報紙・ケーブルテレビを活用したがん検診の受診を促す広報活動に加え、毎年年度初めにはがん検診の受診を促すチラシの全戸配布を実施しております。

また、成人の集いの参加者を対象にパンフレットの配布、40歳からはがん検診の対象となることから、40歳の方への個別のパンフレットを配布することで、知識の普及とがん検診の受診を勧めております。今年度もより効果的な普及活動を検討

し、実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

一つ私どものほうからの提案でございますけれども、この普及啓発のための講演会、体験者が語るようなこと、あるいは、がん患者の方を支援するため、その家族を支援するための相談会のようなものを実施してはどうかというふうに思うのですけれども西予市としてはどうお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

講演会・相談会の実施についてお答えをさせていただきます。

生活習慣予防を中心とした予防可能ながんについての知識の普及、早期発見のためのがん検診の受診勧奨等はがん予防に関して有効な手段であり、がんに関する普及啓発のための講演会や広報活動は有効と考えております。今後よりよい普及啓発の方法を検討してまいりたいと考えております。

また、がん患者支援については、より専門的な知識が必要なことから、地域がん診療連携拠点病院等からの情報やニーズを踏まえてがん体験者の講演等も検討をしてまいりたいと思います。御提案ありがとうございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

前向きな答弁ありがとうございました。

今回はがん対策についてという非常に重いテーマで一般質問をさせていただきました。先ほど397人というデータがございましたが、少し平成28年度が古いデータのように思います。現状はどうなっているのかということも踏まえつつ、がんの患者さんとその家族にとって、その家族に寄り添う温かい行政サービスが、今後西予市で展開されることを願ってやみません。それとともに西予市の環境がそういうがん患者さんとその家族にと

って暮らしやすいなあと実感できるような、医療に携わる人も含めてですけれども、そういうことになるように願って私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 57 分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 10 分）

次に、10 番竹崎幸仁君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

議席番号 10 番竹崎幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書及び会議規則、申し合わせ事項に従って、一問一答により、危機管理、地域猫問題、ジオパーク学習、この3点について質問いたします。

初めに、危機管理について質問いたします。

平成 30 年 7 月の豪雨災害以降は危機管理意識も高く、自主防災の取組にも勢いがあつたように感じています。が、コロナ禍の拡大後は、恐怖心もあつてか各地区での訓練は鳴りを潜め実施していない地区が当たり前だったような状況だと感じています。

災害に対して、国・県・市の動きが全てをカバーし、完璧なディフェンス力を常に発揮できるかということに関しては、私自身も限りなく困難だと考えており、津波てんでんこの言い伝えのようにまずは自分の身は自分で守ることを最優先すべきだと思っています。

そこで重要とされているのが、自主防災組織による地域ごとの避難訓練だと思うのです。

初めに、西予市内の自主防災組織の活動状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

自主防災組織の活動状況につきましてお答えをさせていただきます。

まず、当市におけます自主防災組織は 68 組織ございまして、その地域カバー率は 100%となっております。活動につきましては、各地域に見合っ

た活動を行っていただいております。訓練・防災研修などの実施組織数は、平成 30 年度 29 組織、令和元年度 37 組織、令和 2 年度 18 組織、令和 3 年度 15 組織、令和 4 年度は 27 組織となっております。

平成 30 年 7 月豪雨災害を受けまして、地域における防災・減災対策の取組も向上いたしておりましたが、議員御指摘のとおり新型コロナ感染拡大の影響が組織活動にも影響をしております。ただ、今年度に入りまして新型コロナ 5 類移行に伴いまして訓練等の実施に向けた問合せ件数も増えておまして、各組織の活動もコロナ禍前の状況に戻りつつあると考えております。

市といたしましても引き続き積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

今年度入っての 5 類移行に伴い、実施件数も増えているとのことでした。

再質問させていただきます。

活動が活発な組織はどのような活動をされているのか具体的に教えていただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

活動につきましてお答えさせていただきます。

活動が活発な組織につきましては、毎年度継続した活動を行っていただいております。そういった組織につきましては、コロナ禍におきましても創意工夫され活動を行っていただいております。特に、津波被害が想定されます沿岸部の組織につきましては、今年度県が進めております津波からの夜間避難訓練につきましても、三瓶町 2 及地区、また津布理地区におきましてはいち早く取り組んでいただいております。また、近接した組織と合同での訓練を実施していただいている組織もございます。さらに沿岸部にとどまらず、年に 1 回の訓練に加え、現在、市が啓発をいたしておりますいのちのカードの普及活動等年間を通して行っている組織もございます。

防災に限ったことではなく、組織を維持・活性化するためには継続した活動が大切と言えます。そうした継続した活動につながるよう市といたしましても引き続いて支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいまの御説明で、夜間訓練を二及、津布理地区は早くから取り組んでいる。それから、近接した地域の合同訓練等も実施されているということ伺いました。

我々の地域だけかもしれませんが、その取組にはかなり温度差があるように感じています。

市として、自主防災活動における課題についての認識と今後の組織の活性化にどのように取り組んでいかれるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

組織の活性化への対応ということで、組織間の活動に温度差があるという御指摘でございますけれども、自主防災組織の活動につきましては、積極的に訓練等を実施されております組織と具体的な活動が十分できていない組織がございます、確かに御指摘のとおり、その組織間の活動に温度差があるということは認識をいたしておるところでございます。

これまでも、自主防災組織活動育成補助金の交付、自主防災組織連絡会の開催によります情報共有の場の提供、地域防災リーダーとなる防災士の養成等、市といたしましても組織活動の活性化に努めてまいったところでございます。

ここ数年は、コロナ禍の影響によりまして以前にも増して活動が停滞している状況にございましたが、今年に入りまして、先ほど申し上げましたが、自主防災組織活動育成補助金の申請、また、訓練等の問合せも増加している状況にございます。今年6月には、市全体の連絡会も開催をいたしまして、補助事業の周知と合わせた市内組織の活動事例の紹介なども行ったところでございます。

活動が停滞している組織の課題につきましては、市域の広い当市におけるそれぞれの地域の被害想定もございしますが、防災リーダーの不在や訓練等実施に向けてのノウハウが不足している、そういったことも要因かと考えられます。

地域防災リーダーとして活躍いただけるよう防災士の育成・フォローアップにも西予市防災士連絡協議会とも連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

今後も各組織の活動につながるような取組に對しまして継続した支援を行うことで、組織活動の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

各地区がそれぞれ命を守るため懸命に取り組んでほしいと願うばかりです。

そのためには、消極的な地域への具体的なサポートを通して少しでも活動が活性化していけるよう、そして1人でも多くの命を守れるよう力強く働きかけていただきたいと願っております。

では次の質問に移ります。

防災対策については、ソフト・ハード面ともに重要であるとよく言われます。先ほどはソフト面について自主防災組織の現状を伺いました。

今度は、ハード面の整備について、特に津波からの避難対策等について現状を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ハード面の整備の状況につきましてお答えをいたします。

当市では、東日本大震災の津波によります甚大な被害、また、その後発表されました南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、まず、津波から迅速かつ安全に避難できる環境整備を最優先に、自主防災組織を中心として津波指定緊急避難場所の選定を行い、現在、明浜 41 カ所、三瓶 61 カ所、計 102 カ所を指定いたしております。

指定後は、避難場所標識、誘導表示板、海拔表

示板、防災倉庫の設置、避難場所及び避難路の舗装、手すりの設置など順次整備を進めているところでございます。

また、各自主防災組織におかれましても、自主防災組織活動育成補助金を活用いただきまして各津波指定緊急避難場所の整備もいただいているところでございます。大型の事業といたしましては、現在、朝立1号線の津波避難路としての改良整備等のハード対策にも取り組んでいるところでございます。

また、愛媛県の事業といたしまして平成26年度から28年度にかけて津波避難路・緊急避難場所の整備を行いました。本年度から県の新規事業といたしまして、南海トラフ地震津波対策推進事業等実施要領が定められ、夜間津波避難対策補助金が創設をされました。この事業は今年度から3カ年、県と宇和海沿岸市町が連携して夜間を含む津波避難対策を強化する目的で津波からの夜間避難に課題のある地域の避難路、避難場所に外灯や転落防止柵を整備するなど、夜間避難訓練を実施し課題解決に取り組む自主防災組織に対して整備費用等を補助するものでございます。自主防災組織に対する補助率でございますが10分の10、1カ所当たりの補助金額の上限は200万円となっております。当市におきましても6月補正予算に計上させていただき、沿岸部各組織の代表者に周知をいたしました。現在事業の実施に向けて取りまとめと事業実施に着手しているところでございます。

近年ますます防災・減災に対する市民の方々の意識が高まってきておるかと思えます。関係各課、機関との連携はもとより、市民総ぐるみで総合的な防災体制の確立に努めるようソフト・ハード両面からの支援を行い、地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

102カ所を指定している。それから順次整備中である。特に、夜間避難訓練、この3年間200万円を上限とした補助もあると、そういうことで順次推進されているということはよく分かりました。

先般、地元東地区の10名全員の区長さんから拠

点の整備等に関する陳情書が提出されたと同いました。

昨年開催された三瓶東地区でのワークショップでも、ハード面の整備に関して様々な意見があったように思いますが、それらの意見を踏まえた上での今後のハード対策について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今後のハード対策についてお答えをさせていただきます。

本市におきましては、南海トラフ地震に対する復興の事前実施、事前準備を推進することを目的といたしまして、令和5年3月に西予市事前復興計画を策定いたしました。その中で、三瓶東地区の皆様との協力のもと、三瓶東地区事前復興まちづくり計画をほかの地域に先駆けてモデルプランとして策定をさせていただきました。議員にも参画をいただきまして、御助言等いただいたところでございます。この中で幅広い年齢層の方から、復興事前準備として発災前に取り組むべき施策・事業等の御意見・御提案もいただきました。

先ほど議員述べられましたとおり、先般は三瓶地区行政連絡協議会からも、地域の防災拠点に関する陳情書も提出をいただいているところでございます。

公的な財政支出を伴う事業の実施、特に大型事業の実施に当たりましては、その必要性や緊急性などを確認し実施することが必要となります。事業課におきましては計画の策定及び工事に関係する地権者全員の同意も必要であるとともに、当該工事の優先順位の設定など、そういったものを経た上で関係事業費の予算化が必要ということで、相当の期間を要することにもなります。

現在、三瓶地区におきましては、事前復興計画策定時点で事業計画されておりました市道朝立1号線、二及10号線、二木生地域づくり活動センターの改良整備等につきまして、防災担当において津波避難対策緊急事業計画を作成し、補助率のかさ上げ等を国に対して要望をしているところでございます。このような行政内部の連携が図れる、そういったところも事前復興計画のメリットであると考えているところでございます。

今後、皆様からいただいた御意見に基づき事業を実施するに当たりましては、必要な財源を確保するため事業計画を策定する必要があります。

三瓶東地区におかれましては、今年度も引き続き三瓶東地区ワークショップを開催しまして、三瓶東地区の課題やアクションプランの内容を精査することといたしております。その中で、今回提出をいただきました陳情書の内容も検討事項に取り入れ、出された意見を行政内部におきまして対応を検討、市民の皆様のご意向を踏まえて取り組む事業の抽出を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解また御協力をお願いいたします。

また、事前復興計画におきましては、避難から命をつなぎ復興するまでの過程をまとめております。今後は、避難に特化した対策のみならず、避難した後の命をつなぎ対策についても重点を置く必要があると考えております。事前復興まちづくりワークショップにおきましては、この点も議論し、御意見もいただいているところでございます。災害発生から復興まで命をつなぎ対策を国・県や企業の方も借りながら、自助・共助・公助連携して取り組んでまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、千年に1回の規模の津波に対しましては、施設等のハード対策だけでは十分な対応はとれず、避難訓練等ソフト面と両輪となった対応が必要となってまいります。その上で、自助・共助・公助の連携も大切になるかと考えております。地域におかれましても定期的な訓練を開催していただき、必要な整備また備品等の再確認をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

モデル地区として選んでいただいた東地区、私も参加して事前復興計画等について学ばせていただきました。事業計画の策定について様々なハードルがあると思いますが、ぜひ推進していただるように期待したいと思っております。

それと最後に言われました訓練の重要性、これはやはり自主防災組織にとっても本当に重要なことですので、今後、機会あるごとに参加し、また呼びかけてまいりたいと思っております。

冷静に判断しますと、海岸部における津波襲来の際の対応は、1つ目がまず高台へ避難し命を守ることです。これが絶対です。

次に、2週間程度は救助隊の到着はないと仮定されていますので、それまでの間自分たちで主体的に命をつないでいく必要がある。

3点目に、道路等の巨大ごみの撤去が終わり移動可能になったところで宇和町等の避難される場所が確保されているところへの移動をすると、これが大きなセオリーだと思っております。

被災直後の約2週間で乾パンと水だけで耐え忍ぶことは人として極めて困難であります。そこでエリアに一つの拠点は必要不可欠だと主張される各区長さん方の思いは強く伝わってまいります。ぜひしっかりと受け止めていただきたいと思いません。

ここで提言です。

夜間の避難訓練の重要性は十分理解できております。特に夜間は働き手の大半は自宅に戻ることが多いので、きっとすばらしい訓練になることでしょうか。不安なのは働き手の大半が勤務先に移動している昼間、例えば関東大震災 11 時 58 分です。東北の大地震の際も 14 時 46 分です、昼間です。明浜と三瓶の海岸部だけの問題ではなく、行政・地域が知恵を出し合い、昼間の訓練への具体策を考案するしかないんじゃないでしょうか。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

では次の質問に移ります。

先ほどは、市の津波対策についての考えをお聞きしました。海岸部を走る唯一の幹線道路である国道 378 号の現状については、南地区において過去には何度も崩落を繰り返しており、地域住民は大規模な災害発生の際の孤立化を大変不安に感じておられます。国・県への要望はもちろんだと思っておりますが、今後の 378 号の改良整備についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

国道 378 号の今後の改良整備についてお答えをいたします。

御質問いただきました国道 378 号は、三瓶町地域住民の方の日常生活や地域産業を支える重要な

交通基盤で、今後発生が予測されております南海トラフ巨大地震においても避難路としての重要な役割を担っており、本市としましては、国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会において、県知事・県議会に改良工事の早期完成や十分な予算の確保について要望活動を毎年行っているところでございます。

三瓶町南地区の現在の整備状況について、事業実施主体であります愛媛県西予土木事務所に確認をいたしましたところ、令和5年度は、御質問いただきました有網代地区の災害復旧工事が令和5年12月に完成予定であります。また、三瓶町蔵貫地区の拡幅工事、全体計画460メートルにおいて地すべり対策工事を実施し、同じく下泊地区の拡幅工事、全体計画715メートルのうち、約50メートルの切土法面工を実施する計画となっております。令和6年度以降も引き続き当該工事を進め早期完成を目指しております。また、三瓶町有網代地区・安土地区などにおいても拡幅工事着工へ向けて検討を進めておりますとの回答がございました。

本市としましては、期成同盟会の要望活動をはじめ、機会をとらえ県や国へ継続的に要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

繰り返しになりますが、国道378号は南地区の人々にとっては、命をつなぐ守ってくれる唯一の幹線道路です。有網代から福島までの2車線化等の具体的な対策を力強く推進していただき、南地区の人々の安心安全をぜひお願いしたいと思いません。

ここで2つ目の質問に移ります。

最近よく地域猫に関しての情報を耳にします。三瓶支所の近くにある民営化された保育園では、プールの準備をしていて倉庫付近にたむろしていた地域猫に気付かれ、園長御夫妻の御好意で数匹の手術をされたそうです。だが、数が大変多いということに驚き困っているという話を伺いました。園児への様々な面からの不安を払拭するため、具体策を必死で検討していると聞き、以前、宇都宮

久見子議員も質問されていましたが、これは大変な問題だと認識を深めた次第です。

そこで地域猫問題に入る前に、まず動物愛護管理法の改正について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

地域猫問題に関連いたします動物愛護法の直近の改正についてお答えをさせていただきます。

直近の改正は、令和元年6月19日に行われており、地域猫問題に特に関連するものとして、令和2年6月1日に次の2点が施行をされております。

まず近年、動物の虐待等に関わる違反容疑の摘発件数が増加をしており、依然として悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たないことなどから、動物の殺傷に関する罰則について懲役刑の上限が2年から5年に、罰金刑の上限が200万円から500万円に引き上がり、虐待及び遺棄に関する罰則について、100万円以下の罰金刑に1年以下の懲役が加わりました。

次に、所有者のいない犬または猫、いわゆる野良犬・野良猫の引取りをその拾得者等から求められた際に、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができることになりました。この規定は、所有者不明の犬猫についても安易な引取りが殺処分数の増加につながる可能性があり、動物愛護の観点から望ましいとはいえないことから規定されているのであります。

これにより、愛媛県下においても、引取りの大半を占める飼い主のいない猫について、改正法の趣旨に則り、自活できない子猫や負傷した猫であるなどの特段の事由がない場合は引取りをお断りすることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

改正内容の説明はよく分かりました。

その前後の地域猫等の殺処分及び市での引取り件数の状況について説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

法改正前後の猫の殺処分、引取り件数の状況についてお答えをさせていただきます。

愛媛県動物愛護センターで行われた猫の殺処分の実績をもとにお答えいたしますと、改正前の令和元年度実績は 1,596 頭、本改正が施行された令和2年度は 862 頭、令和3年度は 433 頭、令和4年度は 273 頭となっております。

また、当市の猫の引取りの状況につきましては、令和元年度は 101 頭、令和2年度は 59 頭、令和3年度は 66 頭、令和4年度は 28 頭となっております。

改正により、特段の事由が認められない猫の引取りを行わなくなったことで、県内の猫の殺処分数は大きく減少していることが分かります。

しかしながら、飼い主のいない猫による問題に困っておられる住民の方から、現在も市へ引取りの相談や苦情が数多く寄せられているという状況もございます。市といたしましても引き続き対策をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

改正により猫の引取りがなくなった、逆に市への苦情が増えてきたということもいただきました。

この地域猫問題は、西予市内だけでなく、近隣の市町等でも深刻化していると聞き及んでおります。

市内の地域の現在の状況についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

地域猫問題におけます地域の現状についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、法改正により原則猫の引取りをお断りさせていただいております。猫は非常に繁殖力の強い生き物であるため、地域に飼い主のいない猫が増加しており、ところによってはそのふん尿被害等により生活環

境に影響が出ているところもございます。

原則猫の引取りを行っていない今、地域猫問題の解決のためには、ふん尿等による被害が深刻化する前に猫の繁殖を抑え、人の手で管理をすることが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいまの答弁の中で、猫の繁殖力はとても強いと聞きました。具体的な説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

猫の繁殖力についてお答えをさせていただきます。

猫の繁殖力について申しますと、猫は生後4カ月から12カ月で出産できるようになり、交尾をした刺激で排卵をするため、交尾すればほぼ確実に妊娠をいたします。また、発情は日照時間が長くなると起こりますので、春から夏がピークとされておりますが、人口光や栄養状態などの条件を整えばいつでも交尾、出産することが可能でございます。一度の出産で4頭から8頭の子猫を生み、年間2回から4回出産をされると言われております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

正直驚きました。地域猫が増えるはずだと感じたものです。

では、今後の市の対応についてお伺いします。

現在猫問題への対応に苦慮されている地域への支援はどうされる予定かお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

猫問題への対策に困っている地域への支援についてお答えをさせていただきます。

市といたしましては、問題の改善策として、人

と猫とが共生できる地域づくりを行う地域猫活動の支援を進めてまいりたいと考えております。これを推進するため、市は資金面や専門的知識の提供など様々な支援を行っていききたいと考えております。

また、飼い主のいない猫の発生要因となり得る遺棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、これらに関する周知啓発の強化を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

現在、みかめ猫とともに生きる会のボランティアグループの皆さんの力強い活動と、それを受け止められたやってみん会の皆さんの支援を中心として、三瓶町内の猫問題は取りあえず前進しております。聞くところによりますと、9月1日の理事会で、過去の事業収益及び交付金とで30万円が承認されたとのことでした。

さらに、地域住民や企業等への支援、協力依頼も推進していると伺っており、地域が本気で取り組んでいる様子が分かってまいりました。

そこで再質問です。

地域猫への取組についての市の支援はどうか、説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

地域猫活動の支援についてお答えをさせていただきます。

これまでも地域の動物愛護ボランティアの方々の御努力により、多くの猫たちが不妊・去勢手術を受け地域の中で共生をいたしております。動物愛護ボランティアの方々の取組には本当に頭が下がる思いでございます。

市といたしましては、令和3年度から猫不妊・去勢手術補助金交付事業に取り組み、手術にかかる費用の一部を助成しており、毎年度満額執行となっております。今年度につきましてもたくさんの申込みがあり全額執行いたしましたので、今回上程いたしました補正予算において追加予算を計

上させていただいております。

今後さらに、地域猫活動を推進していくためにも、来年度以降も事業を継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

補正予算も上程されたと伺いました。きっと当初よりは増えているんじゃないかとひそかに期待しております。地域の関係者の皆さんもきっと喜んでおられることと思います。

ただ、ボランティアグループの皆さんにお伺いしたところ、必要な備品類は数多くあり、捕獲器に関するものから消耗品に至るまで私費で賄っているとのことでした。

これらに関してはぜひ今後の課題として受け止めていただき、そしてやってみん会、猫どもの会の皆さん方の前向きな取組と地域・行政が一体となってこれ以上不幸な地域猫を増やさないよう努力していきたいものだと思っております。どうかよろしく願いいたします。

ここで、3つ目の質問に入ります。

私たちの地域には全国に誇れる四国西予ジオミュージアムが昨年開館し、1年と5カ月目を迎えております。

そこでまず、本施設の利用状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

四国西予ジオミュージアムの利用状況についてお答えさせていただきます。

四国西予ジオミュージアムは昨年4月23日に開館いたしました。令和4年度における全体の利用実績といたしまして、入館者数3万8300人、常設展示場の観覧者数が8,848人となっております。そのうち学校関係の団体利用件数が34件、利用者数が約900人で、ほとんどが市内学校による利用ではありますが、宇和島市、大洲市、西条市といった市外の学校による団体利用も4件実績がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ジオミュージアムに来館された生徒たちへ、来館した子どもたちにですね、どのように対応されているのか。そのことについて再質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

学校からジオミュージアムに御来館いただいた際の対応についてお答えさせていただきます。

来館いただく生徒さんは、10名を超える人数がほとんどですので、まずはジオミュージアムで紹介しておりますパネルや映像などに興味を持ってもらうために、プロジェクターとスクリーンを用意している企画展示室1で簡単な解説を行っております。

ジオパークの目的や西予市の特徴、常設展示室での楽しみ方などを前もって紹介してからミュージアム内を御見学いただくことにしておりますが、学校からの要望に応じて、防災学習等にもつながるような話も加えております。また、話の後は、主にホールや常設展示室で待機し、子どもたちからの質問などについても答えられるようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

企画展示室での最初説明を行い、それから常設展示室での楽しみ方の紹介、その後ミュージアム内の見学ということでありました。

では、具体的なジオパーク学習の内容についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

ジオ学習の内容につきましてお答えさせていた

できます。

ジオパーク学習につきましては、西予市教育基本方針の中で積極的に取り組むことが明記されており、教育現場において四国西予ジオパークを活用しやすいように、学校教育課と連携して学校側との推進体制を整備しております。

また、ジオパーク推進協議会の教育部会員には、現職の教員や教員OBも複数おられ、様々な形で御協力をいただいておりますので、教育現場の状況も共有しながらジオパーク教育を進めることができいております。

さらに、ジオパーク学習を通じて郷土愛を育むとともに、地域の課題を扱うプロジェクト学習を推進するため、総合学習等への正規授業として導入を促進しているところでございます。

学習内容につきましては各学校によって取組が異なりますが、西予市のジオサイトを知り、地形・地質の成り立ちや特徴について理解を深めるため、学校に講師が赴く出前講座、ジオサイトでの野外学習、ジオガイドによる児童向けのガイドツアーなどが行われております。ジオパークを通じて市内各学校の生徒が交流する学習も行われるなど、それぞれの学校で地域の特色を生かし創意工夫されたジオパーク学習を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ジオ学習を通じての郷土愛の育成、それから総合学習等への正規授業としての導入を促進しているとのことでした。

ただいまの説明の中に、出前講座、それから現地学習とありましたが、その内容と実績について再質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

ジオパーク学習における出前講座や現地学習の内容と実績についてお答えさせていただきます。

出前講座は各学校からの依頼に基づき、ジオパークへの理解を深めるため、主にジオパーク推進室職員が講師として対応しております。基本的に

職員1名で対応しておりますが、生徒数が多い場合は職員2名体制、もしくはジオパーク推進委員会の教育部会委員にサポートをお願いしております。また、昨年度の講座実績は10件になりますが、うち1件は市外、これは宇和島東高校ですが、への出前講座も実施しております。

次に、ジオサイトでの現地学習についてですが、児童生徒向けのガイドツアーを活用していただき、ジオガイドが現地での説明・案内を対応しております。昨年度の市内学校での利用実績は20件ですが、須崎海岸、狩浜の段々畑、卯之町の町並み、三滝溪谷、大野ヶ原などを中心に現地学習を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

主に、ジオパーク推進室職員が講師として対応していると。不足する場合にはジオパーク推進委員会の教育部会委員のサポートもあるとのことでした。

現地学習のポイント数と利用実績数の少なさが多少気になりましたが、これからだと期待しておきます。

では、ここで今後のジオパーク学習の課題はどこにあるとお考えかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

今後のジオパーク学習の課題についてお答えさせていただきます。

ジオパーク学習における課題といたしましては、学校によって取組内容に温度差があることがあげられます。教職員向けに四国西予ジオパークまなびのガイドブックを作成して、ジオパーク学習の概要説明と室内及び野外における学習プログラムを周知させていただいておりますが、各学校の学習活動の内容や回数に大きな相違が見られるのが現状でございます。

このため、全ての学校でジオパークを通じた西予市の自然や歴史、文化をより深く学習する機会を等しく設けるためにも、教員向けのジオパーク

研修会を開催するなど、教育現場との連携をより一層深めていく必要があると考えております。

また、学校施設への出前講座、ジオサイトでの現地学習、ジオミュージアムでの団体対応、企画展の準備など多岐にわたるジオパーク活動を推進していく上で、専門的な知識を有する人員の確保が喫緊の課題となっております。

四国西予ジオミュージアムを活用したジオパーク学習につきましても、展示物の解説が中心になっており、生徒たちが実際に触れて体感できる設備が少ないという問題点がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

学校間の取組に多少の相違があるということ、それから体験できる設備が少ないということでした。

再質問します。

時間も押しとるんですけども、ジオ学習ではどのような教材や資料を使用しておられるのか。また、先般視察した下北ジオパークのように、全生徒に副読本等を配布して取り組んでおられるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

西予市全域でジオパーク学習を促進するためには、教師や児童が使用する統一的な学習資料の作成が必要不可欠となります。

このため、ジオ学習の教材につきましましては、令和元年に四国西予ジオパーク推進協議会教育部会の活動として、各地域別や自然・文化に関する複数の学習教材を小学生、中学生向けに作成し、ジオ学習での活用をお願いしているところでございます。

しかしながら、副読本の作成と市内生徒への配布につきましましては、今まで取り組むことができおりません。今後、先進事例を参考にさせていただきながら、協議会の教育部会内で実施を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

副読本については検討中、それから統一的な学習資料の必要性を感じているとのことでした。

確かに、下北エリアでは小学生、中学生以上、それぞれの副読本等有効活用されておりました。このようなよいところを導入し、児童生徒の皆さんが楽しんで参加できるようよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後になりますが、ジオパーク学習に関しての今後の展望についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

今後の展望についてお答えさせていただきます。

ジオパーク学習への今後の展望といたしましては、第3次ジオパーク推進計画において、学校教育課や教育現場と連携して総合的な学習の時間等への学校教育の正規授業として、ジオパーク学習の導入を促進していくこととしております。

また、現在は小学校・中学校向けの学習教材を作成してジオパーク学習に活用していますが、学習教材の見直しを図るとともに他の先進事例を参考に副読本の取組について検討いたしたいと思っております。

次に、ジオパーク学習を効果的に行うためには、専門的知識を有する専門員のほか、ガイド、教育者などの人材育成が必要不可欠と考えております。このため、四国西予ジオパーク推進協議会の会員やジオガイド等の関係者と連携して持続可能な体制づくりを模索するとともに、多岐にわたるジオパーク学習に対応できる人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、拠点施設である四国西予ジオミュージアムの活用につきましては、近隣のギャラリーしろかわ、城川歴史民俗資料館を含めた3館連携による社会科見学等を誘致するための県内小・中学校に対して案内文書を送付しているところでございます。

今後、常設展示物の充実を図り、実際に体験で

きるような設備を導入することで集客力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

本当は、時間を押しておりますが、再質問したかったんですけども、例えば、見るだけでなく実際に体験できる、そのような学びの場が少しでも増えるとその子どもたちが、一例で言いますとそうですね、水利実験機材といいましょうか、水が流れてそれによって体験できるもの、それから、向こうの下北では、学校教育課との連携が特にきちっとしておりまして、すごくそういうすばらしいところはどんどん交流を深めて導入していただきたいと。

最初に申しましたが、私たちの市には、他の自治体に誇れる立派な施設があるわけです。その利活用に工夫を加えることで、子どもも大人も驚きや笑顔になってくる様子が浮かんでくるわけです。受け身から、つまり教えてもらうことだけでなく、主体的な学びへと変化して参加した人たちがわくわくどきどきするような体験学習を多く取り入れた改善計画に期待しております。ぜひこのことに期待を込めて、この質問を終わりたいと思います。

今回は3点、危機管理、地域猫問題、ジオパーク学習の質問でしたが、視察さしてもらった内容が生かせましたので私自身も大変勉強になりました。

3点の内容の今後の進展に期待を込め、以上で一般質問を終わります。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時05分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、12番源正樹君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

議席番号12番源正樹です。

本日午後からも傍聴をいただき誠にありがとう

ございます。心より感謝申し上げます。

河野議長より発言の許可を得ましたので、通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問いたします。

今回は、マイナンバーカードについて、広報について、周年事業についての3点質問いたします。

質問を通じて、我がまち西予の市政発展と住民福祉向上の一助となれば幸いです。

最初にマイナンバーカードについてお尋ねします。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤であります。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されています。

利便性の向上では、これまで市区町村役場、税務署、社会保険事務所など、複数の機関を回って書類を入手し提出するということがありました。制度の導入後は、社会保障、税関係の申請時に課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続きが簡単になりました。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能です。

行政の効率化では、マイナンバー制度の導入により、国や地方公共団体等での手続きで、個人番号の提示、申請書への記載などが求められます。国や地方公共団体間で情報連携が始まり、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間、労力が大幅に削減され、手続きが正確で円滑になりました。

また、公平公正な社会の実現では、国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに、本当に困っている方へのきめ細やかな支援が可能となります。

平成27年10月以降、住民票を有する方に12桁のマイナンバーが通知されました。新たに生まれた方か国外から転居されてきた方などには、市区町村窓口での手続き後マイナンバーが通知されます。外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には同じく番号が付番されます。

制度導入により、社会保障、税、災害対策にお

ける各種手続きにおいて、身元実存確認とともに番号の記載、確認を求められるようになっていきます。

また、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されています。このカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。表面には氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、電子証明書の有効期限の記載欄、セキュリティコード、サインパネル領域、臓器提供意思表示欄が記載され、個人番号は裏面に記載されます。

また、金融機関等、本人確認の必要な窓口での確認書類として利用できます。手続きの際、カードがなければ、通知カード等番号確認のための書類と運転免許証や旅券等身元確認のための書類の2種類の書類が必要となりますが、マイナンバーカードを取得すれば1枚でこれを行うことができます。

コンビニエンス等での証明書誤交付、マイナ保険証等の情報ひも付けミス、銀行口座の誤登録などが大きく報じられました。

また、マイナンバー法等の一部改正法が令和5年6月9日に公布され、令和6年10月に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化されます。

8月に行われた共同通信社による世論調査では、マイナ保険証一本化に予定どおり実施すべきと回答したのが、30代以下で20.4%、40から50代で26.1%、60代以上16.1%で、延期すべきと回答したのが、30代以下44.6%、40から50代37%、60代以上が35.7%で、撤回するべきだと回答したのが、30代以下32.6%、40から50代33.9%、60代以上で46.1%であり、マイナンバー制度に対する信頼が揺らいでいるように感じます。

これらのことを念頭に質問に移ります。

まず1点目、マイナンバーカードの取得促進を目的としてマイナポイント事業が行われ、多くの方が申請されたと思います。西予市において、現在の申請及び交付状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

申請及び交付状況についてお答えをいたします。

令和5年8月末現在で、再申請、更新時の申請を含みますが、累計申請枚数が3万1532枚、また、再交付、更新を含みます累計の交付枚数が2万9050枚、保有枚数は2万6761枚となっております。

人口に対する保有枚数率は75.96%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、健康保険証利用及び公金受取口座登録の状況についてお尋ねします。

これについては、利用者がマイナポータルから直接登録されますので、市として把握されてる範囲で答弁をいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

健康保険証利用申請及び公金受取口座の登録状況についてお答えをさせていただきます。

健康保険証利用及び公金受取口座登録の状況については、デジタル庁のホームページに掲載されている全国の状況のみで、各自治体の状況については公表されていないため把握いたしておりません。

参考の数字となりますが、デジタル庁の公表している全国の令和5年8月27日時点の状況では、マイナンバーカード累計交付枚数9509万2521枚のうち、健康保険証としての利用登録件数が6660万8469件、登録率70.1%、公金受取口座の登録件数が5788万1080件、登録率60.9%となっており、西予市においても同じような傾向であると推測をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、業務等についてお尋ねをいたします。

市役所市民課、各支所地域生活課、地域づくり活動センターにおいて、申請手続やカードの受け取り、カードに格納されている電子証明書の更新が行えます。そのほかに、マイナンバー及びマイナンバーカードについて、市はどのような業務を管轄されているのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

管轄する業務についてお答えをさせていただきます。

マスコミ等で騒がれておりますマイナンバーのひも付けに関わる誤登録に関して御心配されているものと察するところでございますけれども、マイナンバーにひも付けられる業務で、西予市の各業務担当者が直接マイナンバーにひも付けする業務についてはございません。

マイナンバーひも付けの総点検において、個別点検の対象となった自治体名を公表するとのことでありましたが、8月22日にデジタル庁マイナンバー情報総点検本部事務局より西予市は個別点検の対象に該当しない旨連絡をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、市においてトラブル等の発生はあったのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

トラブルの発生についてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの交付業務の中で、希望された住民の方には、マイナポイントの申請の補助として、マイナ保険証の利用申込みや公金受取口座の登録の支援を実施しておりますが、現在のところ、西予市の窓口で行ったお手伝いにより誤ったひも付けが行われてしまったなどのトラブルの報告は受けておりません。

また、マイナポータルで閲覧可能な特定個人情報の確認等において、誤ったひも付けについて住民の皆様から連絡があった場合は、県を通してデジタル庁マイナンバー情報総点検本部事務局及び制度所管省庁への報告が必要となっておりますが、現在のところ報告事案はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

それでは次に、カードを返納された方はいらっしゃるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

カードの返納についてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカード関連サービスの誤登録等の事案に関する報道発表以降、自主的に返納された件数は4件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

今の点について再質問いたします。

4名の方が返納されたとのことですが、その理由について把握されているようでしたらお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

返納の理由につきましてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの一連のトラブルについてのマスコミ等による報道を受け、マイナンバー制度に不信感を持たれ、自主返納したいと伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

それでは、次の項目、マイナ保険証について質問をします。

厚生労働省の省令改正で、医療機関などに対しマイナンバーカード保険証として利用できるシステムの導入を本年、令和5年4月から義務化しました。

しかしながら、システムの導入が間に合わない事例が数多く判明したことから経過措置が設けられ、今月、令和5年9月末までの導入完了を目指すとされています。

市内の医療機関などで対応はどのような状況なのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

医療機関の対応状況についてお答えをさせていただきます。

西予市の医療機関の対応状況ですが、保健医療機関、薬局が72施設ございまして、そのうち53施設が対応をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

市が所管する健康保険として、国民健康保険と後期高齢者医療保険があると思います。令和4年度決算書によれば、令和5年3月31日時点で、国民健康保険の加入者数は8,703人、後期高齢者医療保険の加入者数は9,043人とありました。3月末時点の人口3万4,918人のうち、それぞれの確率でいうと24.9%と25.8%であり、市民生活に大きな影響が出るのだと考えます。

現行の保険証廃止に伴い、今後どのように取り組むのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

保険証廃止に伴う影響についてお答えをさせていただきます。

愛媛県国民健康保険団体連合会及び愛媛県後期高齢者医療広域連合会より御提供いただきました情報によりますと、マイナンバーカードの保険証利用登録については、後期高齢者医療保険の被保険者で44%、国民健康保険の被保険者で55.1%となっております。

このままの状況が続きますと、現行の保険証が廃止された場合、後期高齢者医療保険の被保険者で6割程度、国民健康保険の被保険者で4割強の方へ資格確認書の交付が必要となります。保険証の廃止により市民の皆様が不利益を被ることがないよう、マイナ保険証について御理解をいただくことが重要と考えております。

引き続きマイナ保険証のメリットについて丁寧な周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

ただいまいただいた答弁について再質問いたします。

部長からマイナ保険証のメリットについて丁寧な周知に努めるとありました。この保険証について、どのようなメリットがあるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

マイナ保険証のメリットについてお答えをさせていただきます。

具体的なメリットにつきましては、従来、就職や転職、引っ越し時に手続が必要でしたが、マイナ保険証ではその手続が不要となります。また、マイナポータルで特定健診情報、薬剤の処方、医療費の閲覧が可能になりますし、医療費の記録が参照できるため、簡単に医療費控除の申請の手続が行えます。さらに、マイナ保険証の利用により、初診の追加医療費が従来の保険証より安くなる、窓口での限度額以上の支払いが不要となるなどのメリットがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

私もマイナンバーカードは平成28年に取得しまして、それから考えてみると使用したのが、5年後に来ました電子証明書の更新、マイナポイントの申請がありましたので、自分でマイナポータルに接続して保険証や口座登録したと。本当数えるほどだったんですが、保険証に一体化となるに連れてやはり使う回数も増えてきたように思います。

今の答弁にあったように、マイナ保険証のメリットについて十分に周知をいただき、取得率、登録率の向上に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の広報についての質問に移ります。

西予市では、令和5年6月1日に公式LINEアカウントを開設され、様々な情報発信に取り組みられています。

登録者に対し素早く情報を届けることが可能なLINE公式アカウントは、民間事業者が先行して導入していましたが、近年、自治体においても活用が増えています。

県内でも愛媛県、そして西予市を含めた県内11市全てで導入されています。特に、行政、学習、医療、相談の分野は親和性が高く、素早く確実に多くの住民に情報を届けられる利点があると言われています。

1点目の質問ですが、導入の目的についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

導入目的についてお答えをいたします。

これまで運用を行ってまいりましたせいの暮らしのアプリにおいて、アプリ配信を行っているグーグルLLCの規約が令和4年4月に改定をされ、令和5年5月以降も引き続き配信を行うためには、アプリの大幅な改修が必要となり、費用も高額となる見込みとなりました。

このことから、ほとんどのスマートフォンにも導入をされており、利用者も多く、自治体、企業とも幅広く情報発信ツールとして利用されているLINEへの移行を行い、市からの情報をより手軽に見逃すことなく市民の皆様にお届けする目的で導入を行いました。

構築につきましては、令和5年1月から進め、令和5年6月1日より本運用をしております。なお、登録者数につきましては、今日現在で691名となっております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、どのような機能を備えているのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

機能についてお答えをいたします。

西予市の公式LINEでは、現在、せいよ暮らしのアプリで提供していた地域別のごみの日をお知らせする機能、また、子育て応援LINE、子育てきずなメールで提供していた情報をはじめ、各種イベントなどを中心に配信を行っております。

なお、ごみの日をお知らせする機能につきましては、あらかじめお住まいの地区を登録することで、対象となる市民の方へだけ情報を発信するセグメント配信に対応しており、前日の午後6時に登録した内容に合わせた情報が送られてくる仕組みとなっております。

そのほか、休日の当番医や広報せいよ等のメニューを用意し、市民の皆様が日常的に必要な情報をすぐに確認できるようにしています。

さらには、大雨警報など災害時における情報を発信するとともに、ハザードマップ、避難所の情報のメニューも用意をし、非常時でも素早く情報に到達できるようにしており、いつでもどこでも簡単に情報を確認できるよう機能を構成しております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

今の答弁に対し再質問をさせていただきます。

先行導入されている自治体では、通報、報告機能が多く備わっているように思います。例えば、

防犯灯、公園等に関すること、道路や河川、空き家などに問題が発生した場合、早急な対応が可能となると思われませんが、このような機能を導入を検討すべきと考えます。

今後、機能を拡充される予定等はあるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

今後の機能拡充の予定についてお答えをいたします。

議員のおっしゃられるとおり、先行しています自治体では、各種機能が多く備わっていると承知をしております。現在、本市では、6月に運用を始めたばかりでスモールスタートとなっておりますが、クラウドのシステムであるため、機能の拡充については費用は発生いたしますが、比較的容易にできるようになっております。通報・報告機能により、市民の皆様からの情報も素早く届くこととなりますが、市の受入れ側の体制、運用方法が十分に整っていなければ、実際の対応が困難であると考えております。

このことから、まずは先行自治体の体制、運用方法を十分調査研究し、機能の拡充については検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、情報発信や投稿等はどうに行われているのか、具体的な運用についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

運用方法についてお答えをいたします。

まず、LINEを日常的に利用するユーザーは非常に多く、NTTモバイル社会研究所によります令和5年1月の調査によると、国内では83.7%の方が利用しています。

このことから、LINEでの情報のやりとりは

頻繁に行われておりますが、情報の内容や配信の頻度が高いと通知をブロックされてしまうブロック率にも影響してきます。

L I N Eを使用した適切な情報発信の統一を図るため、現在は、各課から情報発信に関する申請を受け付けまして、政策推進課で一括して配信をしています。

今後は、L I N Eの双方向性を活用した市民の皆様からの投稿についても、他市町の状況を参照し、西予市の対応体制を含め、実情に合わせた効果的な運用が行えるよう検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

ただいまの運用に関して、例えば、気象情報などの緊急情報があった場合に、同じように担当課からの情報提供をもとに政策推進課で対応しているのかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

緊急情報の対応についてお答えします。

議員のおっしゃられるとおり、現在は、担当課からの情報を受けて、政策推進課が内容を確認した上でパソコンから配信を行っております。特に、緊急情報につきましては、迅速性や正確性がより求められますので、今後、危機管理課と情報連携について協議、検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

それでは次に、登録者数を増やすために、今後どのように取り組まれるのかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

登録者を増やす取組についてお答えいたします。

登録者数は、先ほども申し上げましたが、691名と少ない状況でございます。登録者数を増やしていかなければ、せっかくの良いツールも無駄になってしまいます。登録者を増やす取組につきましては、現時点では、広報せいよやホームページでの周知にとどまっている状態です。

今後は、登録者数が多い自治体の取組状況を調査研究し、登録者を増やす施策を検討するほか、L I N Eの特性を生かした情報を発信することで、市民の皆様が魅力を感じて登録していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

再質問になりますが、具体的に登録者数の目標等は設定されているのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

登録者数の目標という御質問でございました。

まずは、市の人口の15%である5,000人を目指していきたいと考えておりますので、市民の皆様もぜひ登録をしていただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

これまで市においては、先ほど出ましたせいよ暮らしのアプリや防災行政無線を受信できるコスモキャストのアプリを導入されてはいますが、なかなかダウンロード数が伸びていないのが現状と聞いております。

アプリのダウンロード数というのは聞き取りしないと分からないんですけど、L I N Eの登録者数はもうすぐ分かってしまいます。先ほど、今日の時点、登録者数691人を増やす取組、これを進めていただきたいと思いますし、この議場の中も全員とは多分なっていないと思うので、今日だけでも2、3人増えてくれればいいなと思います。

今後とも機能の充実、正確な情報の素早い発信、

運用方法を調査研究いただき、西予市の情報発信の核となるよう期待を申し上げ、次の質問に移ります。

最後に、周年事業について質問いたします。

平成16年に明浜町、宇和町、城川町、野村町、三瓶町が合併し西予市が誕生しました。早いもので、令和6年には合併より20年を迎えます。

この節目を祝うためにも、またこれからの市政発展にも記念式典や記念行事を行うことを推察しております。具体的な検討はこれからであるかと思っておりますので、前回どのような事業を行われたかについてお尋ねをいたします。

平成26年度には10周年記念事業が開催されましたが、どのような事業を実施されたのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

合併10周年記念事業で実施された事業につきましてお答えをさせていただきます。

当市は平成16年4月1日に5町が合併し誕生して以来、来年度、来る令和6年4月1日で20周年を迎えようとしております。

議員の御質問の平成26年度に実施をいたしました合併10周年時におきましては、10年間の歩みを振り返り見つめ直すとともに、先の10年、さらに未来に向かって前進するため、記念事業実施の趣旨として、本市の魅力の発掘と再発見を積極的に行い、新たな創造の契機としてとらえ着実に前進する西予市を市内外に向け発信することを掲げ、1年間をかけ様々な事業に取組を行いました。

具体的に実施をいたしました事業といたしましては、市が主体となって実施する記念式典や市歌を作成したシンボル事業をはじめ、西予ジオ・環境フォーラムのように、市や各種団体、または、市民の皆様が既存の事業に10周年の冠をつけ、工夫を凝らし実施をしました冠事業、また、雑巾がけレースZー1グランプリ in うわのように各種団体や市民の皆様が自ら提案し実施をされた提案事業、またそのほかキャッチフレーズや絵画、写真、作文等を募集する募集事業、そして10周年記念冊子等を作成する啓発刊行事業を実施いたしました。

議員がおっしゃられますように、来年、令和6年度は合併20周年の記念の年を迎えます。現時点におきましては、これらにかかります式典、関連行事などは具体的にはまだ未定でございます。20年という節目の年でもございますので、この西予市のさらなる市民の皆さんの一体感を醸成するためにも、予算等を含め検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

○12番源正樹君

様々な角度から周年事業について検討されるとの答弁だったように思います。

確かに財政も非常に厳しく、10年前とは状況が異なりますが、西予市の20周年を迎えるに当たって、今部長の答弁にあったように、市民のさらなる一体感の醸成を図るようなふさわしい事業をまた御検討いただければと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時38分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午後1時55分）

次に、9番山本英明君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

議席番号9番山本英明です。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告書の内容、申し合わせ事項等に従いまして一般質問をします。

5人目ということで皆様非常にお疲れだと思いますけども、もうしばらくお付き合い願ったらと思います。

今日は、医療体制について一問一答で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、医療体制の流れですけども、2007年、平成19年12月に旧公立病院改革ガイドラインが国から出されて、公立病院経営の効率化や経営形態の見直しを図ること。また、同じく2015年、平成27年には、新公立病院改革ガイドラインが出され

て、地域医療構想を踏まえた役割の明確化を2020年までに実施するように指示をされたと思います。

これを受けられて、2017年、平成29年4月には、西予市役所に医療対策室が設置され、様々な御苦勞が今まででありながらも、二次救急の集約、機能分担等の検討を現在まで実践されてきていると理解をしています。

西予市が2017年4月に医療対策室を設置されて約6年が経過しています。

西予市の医療運営、運用を考えるとということで、様々な計画を立てて実践をしてこられたと思いますが、約6年が経過した現在、計画内容がどこまで実践できたというふうに評価をしておられますかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

医療対策室を設置して以降6年の実践の評価ということでございますけれども、医療対策室は、両市立病院の運営や連携に関する課題、主に、医療に係る現状や問題点を共通認識し、市内全域の医療行政を一体的に推進していくために創設されました。

これまで市民病院への二次救急集約をはじめとする様々な両病院の課題に取り組んでまいりました。特に、市民病院への二次救急の集約におきましては、西予市民病院建設当時から検討している課題でございますが、年々減少する医療従事者の確保のほか、両病院の連携や考え方の相違があり、両病院間で協議の場を設けて協議を続けてまいりましたが、現在まで実現できていない状況となっております。

このようなことも一因として、病院改革に取り組むため、国の医療提供体制確保支援事業に申請し、医療福祉改革に着手しているところであります。

将来にわたって地域医療福祉を守るため、両病院の連携体制の構築をはじめとする医療行政の一体的な推進の壁は決して低くはないですが、今後はさらに行政が改革に着手し、協力的に進めていかなければならないと感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

なお、地域医療福祉を守るために一層の行政の強力なリーダーシップをお願いしておきたいと思えます。

次に、2021年、令和3年にコンサルが支援に入られていると思いますけれども、コンサルが入ってから実績結果についてはどのように評価をされておられますかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

コンサル支援の評価についてでございますが、支援開始時には、個別病院の経営分析を実施し、課題の洗い直しを行い、その後、病院の経営改革や市民病院への二次救急集約化について、コンサルタントの支援のもと、両病院間で協議を行ってまいりました。

これまで職員の中で経営分析は行っていたものの、経営に関する専門性を有する職員は少なかったため、細かな数値を根拠とした経営状況を把握することができませんでした。コンサルの支援により、細やかな数値の把握、また、経営課題の把握等を認識することにより、経営に対する意識の向上にはつながったと評価しております。

また、コンサルがアドバイザーとなり、両病院の同じ部門の職員で構成するワーキングも数多く実施し、両病院での協議の場が増えたことについても評価できる点だと思っております。

一方で、市民病院への二次救急の集約に関しましては、二次救急集約後の職員体制や損益のシミュレーションを行い協議を続けてまいりましたが、御存じのとおり集約には至っていない状況で、この結果につきましては反省すべき点だと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

次ですが、また2022年、令和4年には公立病院経営強化ガイドラインが出されて、従来のガイドラインが赤字解消等を目的とする、いわゆる消極的な内容だったかと思うんですけども、今回は、経営力強化や機能強化を目指す非常に積極的な内容に変わってきていると思います。

医療対策室が日々御苦労されていることは十分に承知をしていますけども、現在は、日本経営のコンサルと地域医療振興協会の2社が入って運用、運営の検討をされているのでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

コンサルタントの支援につきましては、公立病院医療提供体制確保支援事業による地域医療振興協会との協定を今年度の6月1日に締結したことから、同様の支援に対して二重に費用をかけることはできないため、5月31日をもってコンサルタントの支援は終了いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

昨日の加藤美香議員の質問にもありましたので重複をしているところがあると思うんですが、なおお伺いをしたいと思います。

6月の地域医療振興協会との締結から現在までの専門的支援ですけども、その内容はどのようなものになっておりますか。

また、今後のスケジュールですけども、昨日も言われたと思いますけど、もう一度お伺いしたいと思いますが、どのようにになっておられますでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

専門的支援の内容と今後のスケジュールについてお答えさせていただきます。

専門的支援の内容につきましては、昨日の加藤

議員の一般質問に答弁させていただきましたとおりの内容となっております。

現在、3施設合同検討会で、西予市民病院への二次救急の集約について協議していますが、集約方法について両病院の意見調整に時間を要している状況であります。3施設の経営形態についてはその後協議を行うこととしているところでございます。

そのため、今後のスケジュールにつきましては、3施設合同検討会、市民の声、西予市地域医療対策検討委員会、市議会の特別委員会の意見、また、地域医療振興協会からの提案を踏まえて、慎重にかつ丁寧に議論を重ねていきながら、当初に示させていただきましたスケジュールありきではなく事業を進めていきたいと考えておりますので、3施設合同検討会の協議状況、地域医療振興協会の分析状況を踏まえて、再度スケジュールを考え直すことも検討いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

西予市では、これまで、まず二次救急の集約、市民病院、野村病院、つくし苑の3施設の運用、そして、人員確保を目的に取り組んでこられたんじゃないかと理解をしておりますが、医療体制で、特に二次救急の実現につきましては、現在の医師、看護師数では非常に厳しいところがあるんじゃないかというふうに思います。

二次救急、そして3施設の運用を考えますとき、今までもずっと市長も言われておりましたが、地元の大学等とのつながりも重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。来年度から働き方改革等によりまして、医師等の確保も今まで以上に難しくなってくるんじゃないかと思っておりますけれども、とにかく医師の確保、看護師の数の確保がなければ地域医療は守れないんじゃないかというふうに思います。

そこでお伺いをしますが、医師の確保について地元の大学等との連携の現状についてお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

二次救急の実現に伴う医師の確保についてお答えさせていただきます。

医師確保につきましては、2024年4月から医師の働き方改革が始まることから、今後、愛媛大学からの当直応援医師の派遣が厳しくなることも想定されますが、引き続き、愛媛大学への土日の当直の応援依頼を行うほか、愛媛県、愛媛大学医学部、愛媛県医師会の3者が連携して、医師の無料職業紹介を行っている愛媛プラチナドクターバンクへ登録している医師で、スポット的に当直できる医師や医師人材紹介会社への登録を行い、特に南予地域の病院で働きたいと考えている医師に対してアプローチを行い、二次救急集約の実現に向けて医師の体制構築に努めているところでございます。

また現在、御協力いただいている愛媛大学と岡山大学とのつながりが重要であることは十分に認識いたしておりますので、引き続き関係の構築に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

次に、費用についてお伺いをします。

広報せいよ6月号で、現在の一般会計からの西予市民病院、野村病院、つくし苑の3施設への繰り出しは約3億円程度だというふうな文章が載せられておりました。仮に指定管理を導入した場合、協会への委託料が3億円以内で収まると考えておられるのでしょうか。

また、我々地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会で視察をいたしました香川県綾川町、そして和歌山県有田市では、施設の修繕費用や高額な医療機器の購入等が発生した場合は別予算というふうに言われておられました。西予市ではどのように対応されるおつもりでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の3施設への繰出金の合計額は約11億1399万1000円となっており、そのうち一般財源からの繰出金は約3億4860万7000円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成29年度では、繰出金の合計額が約6億1833万4000円で、そのうち一般財源からの繰出金は約1億6582万2000円となっており、令和4年度の一般財源の繰出金は、平成29年度と比較しまして著しく増加して、5年で2倍を超えており、一般財源からの持ち出しが増えている状況で、3施設への一般会計からの繰出金が3億円以内に収まるよう一般会計からの繰出金を抑制するため、経営の効率化等の経営改革を行わなければならないと考えております。

また、施設整備のお金等々につきましては、今後の協議事項と認識いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

今の御答弁をお伺いしておりますと、非常に厳しい経営改革もいるのではないかというふうに思いますが、しっかり本気の取組をお願いしておいたらというふうに思います。

次に、職員についてお伺いをします。

仮に指定管理者制度の導入ということになりますと、現在3施設で勤務されている職員の皆様の処遇がどうなるのが非常に一番心配な、心の痛いところだと思います。そして、職員の働く意欲につながると思いますので、職員との意思の疎通が一番重要だというふうに考えます。

3施設の職員の皆様には、今回の指定管理者運用案に対して大きな不安があるのではないかと、いうふうに思っています。

そこで、今までの市の説明の中で、不安や不満を持たれて既に退職をされた方、また、今後退職を考えておられる方をどの程度把握しておられますでしょうか。また、その人たちへはどのような対応をされるおつもりでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

既に退職届を提出している職員につきましては、病院からの報告で把握しておりますが、その職員におかれましては、既にほかの病院の採用試験を受験し、内定をもらっている職員で対応は難しい状況でございます。

退職を考えている職員につきましては、病院事務局等に確認しながら把握に努めておりますが、全てが把握できていないのが現状でございます。退職を考えている職員への対応につきましては、残っていただくようお願いを行い、退職をとどまっていたいただくよう対応しているところでございます。

職員に対しましては、8月中旬から9月上旬にかけて、職員の疑問や要望等を聞くため、希望する職員に対しまして複数職員のヒアリングを実施したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

先ほども申し上げましたけども、私たちの特別委員会で視察した有田市と綾川町では、職員への全体説明のほか一人ひとりの職員と個別に個人面談をされておられました。

西予市では、職員個人個人と個人面談をされる予定ですかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

職員の個人面談は実施する予定かとの質問にお答えしたいと思います。

職員に対しましては、8月中旬から9月上旬にかけて、職員の疑問や要望等を聞くため、希望する職員に対しまして複数での職員ヒアリングを行ったところでございます。

個人面談につきましては、処遇等について提示された段階で実施する予定としておりますが、先般実施したヒアリングに参加できなかった職員や新たに疑問や要望等がある職員に対しましては、

不定期に個人面談や複数職員での面談を実施することにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

職員の方々の不安とか不満を少しでも和らげていただくべく、また、一人ひとり生活環境、そして考え方、自分たちの家族構成等も変わっていると思いますので、ぜひ一人ひとりの職員の切実な声を聞いていただいて、反映させていただくようお願いをしておきます。

もし職員が退職するとして、整理退職に伴って割増し対象にならない職員がもしおられたら、そういう職員への対応はどのようにされるおつもりでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

退職手当の支給事務に関しましては、愛媛県市町総合事務組合が行うことになっており、当市で退職手当に関する条例を制定していないため、愛媛県市町総合事務組合で定めている退職手当条例に基づいて支給されることとなります。

この退職手当条例に基づき、退職手当の支給率を整理退職と自己都合退職とを比べますと、整理退職の支給率のほうが高くなっております。勤続年数に応じて支給率に差はありますが、仮に整理退職になった場合は、自己都合で退職した場合よりも高い支給率で退職手当が支給されることとなります。支給率で見ますと、全職員が割増しになると試算しておりますので割増しとならない職員はいないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

現在、6月から9月中旬まで年間6回の予定で開催されております3施設合同説明会や協議会等で、指定管理者制度導入案に代わる代替案が出さ

れたときは、どのような基準で再検討されるのでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

代替案の検討はどうするのかの問いにお答えさせていただきます。

今回の医療改革は、市民病院、野村病院、つくし苑の3施設を存続させ、将来にわたり地域医療福祉を守ることを目的とし、そのための重点項目として、1つ目に、市内での二次救急完結のため、西予市民病院への二次救急受入体制の集約、2つ目に、医師・看護師をはじめとした医療従事者の確保、3つ目に、公立施設の経営専門性を確保し、経営の安定化、4つ目に、公立としての使命を果たすため、質の高い地域医療確保と向上、以上の4つを挙げさせていただいており、この重点項目を実現できる可能性があると考えられる経営形態が提案されれば、再検討を行うことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

その代替案が西予市として非常に評価に値するものであった場合、指定管理者運用制度導入案は取り消されたり、延長されたりすることがあるのでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

指定管理制度の取消し、延長についての御質問でございましたけれども、先ほど部長が答弁をいたしましたとおり、4つの重点項目の実現可能性のある代替案であった場合は、指定管理制度の導入期限を延長する、そういう可能性はあると考えております。

また、指定管理制度を全面的に全てゼロにするという、完全に取消しについては、評価に値する代替案でも、やはり今進んでおります少子高齢化、

人口減少の中、今後の病院の経営状況や社会情勢の変化によっては、将来にわたりまして地域医療福祉を守るための改革の必要性というものが出てくる場合も想定されるのではなかろうかと思っております。そのためには常にどのような経営形態が西予市の医療福祉にとって一番望ましいかを考えておく必要がありますので、経営の一つの選択肢として除外するものではないと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

続いて、職員のことについてお伺いをします。

医療職員も、もちろん西予市職員になっておりますけれども、仮に制度案が導入された場合、当然職員のモチベーションにも影響があると思うんですけれども、医療職員の行政職等への異動はあるのでしょうか、考えておられるのでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

医療職員として採用された職員の一般行政職への任用替えや異動につきましては、現在の一般行政職員自体を職員適正化計画にて、今後10年間で50人削減しなければならない状況であること、さらに行政内に医療職として配置できる枠がないことから、現時点では実施することは考えておりません。

なお、採用時に一般行政職員として採用され、人事異動で病院に勤務している職員につきましては、原則として行政職へ異動することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

次に、情報の啓発についてお伺いをします。

数カ月前の職員、あるいは市民等への指定管理

者制度運用についての説明会、あるいは説明では、市民も急なことで驚かれて、説明の順番が違う等の反応もあったというふうに聞いております。不安や不満を訴える人も多かったやのようにお伺いをしております。そして、それと同時に、その反省を踏まえられて、今後は、情報等があれば、その都度正しい情報を詳細に説明していくとも西予市が説明されており、説明の仕方や方法等もいろいろ検討されておられるのではないかというふうに思います。

今後の西予市からの西予市の職員、3施設の職員、それから西予市民等への周知方法や内容はどのように考えておられますかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの市からの職員・市民への説明方法についてお答えさせていただきます。

多くの市民の皆様へ新しい情報を早期に提供すること、また、誤った情報が流れることがこれまでもあり、正しい情報を提供することを目的にフェイスブックやInstagramといったSNSを活用した情報発信を行っております。

また、広報せいよにつきましては、3施設合同検討会の結果等を毎月掲載して情報発信を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

情報は非常に大切だし、人の心も、そして、数も動かすようなことがあると思いますので、ぜひとも今後とも正しい情報を素早く公表していただくようお願いをしておきます。

最後に、市長はじめ理事者の方々は、指定管理者制度の導入先進地を視察されたというふうに聞いています。

その視察先では、どのように感じられどのような手応え等を受け取られたのでしょうか、最後にお伺いをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

指定管理制度導入の先進地を私も4施設ほど回りましたし、現場の職員の代表の方と一緒に回りました。

これまで地域医療振興協会が指定をされておる4施設を見たわけでございますけれども、まずは医師に関しては、地元大学医学部との関係性が構築されているなど。そして、医師確保につきましては十分に期待が持てるのではなかろうかなということをもまず思いました。その他の医療職員につきましては、全国的な傾向ではございますけれども充足が100%ではないと、でもその中でできることということでやられてますし、また随時募集、そして採用ということはやられているなどということを感じました。

また、どの施設におきましても病院管理者がしっかりと経営状況を分析されておりまして指導力を発揮されておりました。それと各施設でそれぞれ違うんですけども、その地域の病院として、施設の目指す方向性については、幹部の間で共有をされておりまして、そのことがもとに職員に対する研修・教育ができて、患者さんや訪問者への対応なども見ておりますとしっかりとされておりましたし、地域のボランティアの方の受入れなどを通じて、地域ではなくてはならない医療機関として頑張られているなどというふうな感じました。

さらに全国で多くの病院施設の運営をされていることスケールメリットを生かしまして、医療機器の購入に関しては、オンラインでの購入委員会を開催して、互いの情報交換や薬剤の共同購入、また、その他医療機器などの共同購入などによりまして、経費削減による効果を発揮されているんだなということを感じたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山本英明君。

○9番山本英明君

私は西予市をついの住みかともう選んで決めました。残りの人生を、もうちょっとですけれども、安心安全に生活をしていきたいなというふうに本当痛切に思っております。

その残りの人生を安心安全に生活していくために1番心配しているのは水です。自分たちで維持管理している極小規模給水施設のいわゆる受益者負担で供給しています命の水のことです。

2番目に心配しているのが、今日質問させていただきました地域医療です。私は城川の遠隔地に住んでおりますけども、救急車は配備をしてもらいましたので安心をしておりますけども、やっぱり病気、けがはつきものですので、今からの人生、この3施設が、形が多少変わるかもしれませんけども、市長言われましたように、3施設の存続を一番の目的としてのいろいろな手だてだというふうに思っております。

今後とも、私だけじゃありませんけども、市民の未来、市民の将来が、本当にこの3施設に勤務されている方々も含めて、本当に明るい西予市の未来につながるような対策を今後ともいろいろ考えて取っていただくことを切にお願いをしまして一般質問を終わります。

○河野議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月11日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時33分

第 4 日

9月11日（月曜日）

令和5年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 9月11日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年 9月11日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和5年 9月11日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午前11時35分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|---------|-----------------------|
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|-----------|---|----------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | |
| 2 | 議案第 6 1 号 | 西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 認定第 6 号 | 令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第 6 2 号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について | 認定第 7 号 | 令和 4 年度西予市水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第 6 3 号 | 公有水面埋立てに係る意見の陳述について | 認定第 8 号 | 令和 4 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第 6 4 号 | 令和 4 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について | 認定第 9 号 | 令和 4 年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第 6 5 号 | 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号) | 認定第 10 号 | 令和 4 年度西予市病院事業会計決算の認定について | |
| | 議案第 6 6 号 | 令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号) | 認定第 11 号 | 令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について | |
| | 議案第 6 7 号 | 令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) | 4 | 議案第 7 1 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 6 8 号 | 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) | 5 | 陳情第 2 号 | 保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書 |
| | 議案第 6 9 号 | 令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号) | | | |
| | 議案第 7 0 号 | 令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号) | | | |
| 3 | 認定第 1 号 | 令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | | | |
| | 認定第 2 号 | 令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について | | | |
| | 認定第 3 号 | 令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | | | |
| | 認定第 4 号 | 令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | | | |
| | 認定第 5 号 | 令和 4 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 | | | |

本日の会議に付した事件		定について
1	一般質問	認定第 6 号 令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
2	議案第 6 1 号 西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 7 号 令和 4 年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第 6 2 号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	認定第 8 号 令和 4 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
	議案第 6 3 号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について	認定第 9 号 令和 4 年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
	議案第 6 4 号 令和 4 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	認定第 10 号 令和 4 年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第 6 5 号 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)	認定第 11 号 令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第 6 6 号 令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)	4 議案第 7 1 号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 6 7 号 令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	5 陳情第 2 号 保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書
	議案第 6 8 号 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	
	議案第 6 9 号 令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	
	議案第 7 0 号 令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	
3	認定第 1 号 令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 2 号 令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 3 号 令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 4 号 令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 5 号 令和 4 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認	

開会 午前9時00分

○河野議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

おはようございます。

今年の夏は特に暑くて、本当に大変な夏になってまして、まだ残暑厳しい折柄でございますけども秋風が吹いております。といいますのは、大和エネルギーの風車が時計回りになると夏風なんです、時計と反対に回りますと冬の風になるんです。最近2、3日左回りの風車が回っておりますので、秋の風がそこに来ているのかなというような感じをいたしております。

議長より許可を得た2点につきまして、御質問をさせていただきます。

西予市の人口ビジョン第2期を令和2年4月に発表されております。これは国勢調査の1年後に、いつも5年ごとに人口ビジョンを市がつくっているのでございますが、その中で、人口減少課題が与える影響というところがございます。

今後、人口減少対策をいくら行ったとしても、人口の減少が落ち着くことは相当期間先になる。また、人口減少対策を行うためには、ある程度の政策費用も必要となるかもしれない、行政改革も必要となる、あらゆる面に課題を引き起こす。そのような人口減少課題が与える影響を西予市人口ビジョンの中にうたっておりますが、まず最初に、人口減少の影響とこれからの対応についてお尋ね

をいたします。

人口減少の経緯について、人口減少の実態・将来についてお尋ねいたしますが、平成16年の西予市合併後の各町の人口減の特徴について、高齢化率は先般の議員の中で発表していただきましたのでよろしいですが、各町の一番少なくて、宇和町が35.8、城川町が56.9という発表がありましたけれども、それも含めまして、子ども等の数、そしてまた、国勢調査をもとにした1年後の人口推計数が、令和2年4月策定の第2期西予市人口ビジョンが、実際はもっと早く減少が進んでおりますが、この点についてどう判断しているかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

人口減少の実態・将来についてお答えをいたします。

まず、合併後の各町の人口減少の特徴でございますが、年少人口・生産年齢人口・老年者人口と減少する年代によって様々な影響が出ております。本市では特に、ゼロ歳から29歳の人口が減少しており、平成16年度と令和4年度を比較いたしますと、出生については、全体で約48%減少をしております。

次に、将来の人口につきましては、令和2年4月に策定をいたしました第2期西予市人口ビジョンの高位推計では、令和7年3月末で3万3886人と推計をしているところですが、現実的に、令和5年8月末現在では3万4764人とその差は900人となっております。人口ビジョンでは、先ほど議員がおっしゃったとおり、人口の減少が落ち着くのは相当先期間になると記載をしております。今の年間の減少数から見ると、高位推計値の達成は厳しいのではと危機感を抱いております。

なお、昨年9月に愛媛県が示した人口推計は、市の人口ビジョンよりも厳しい値となっております。本市の人口ビジョンは住民基本台帳を、愛媛県は国勢調査をもとにしており、同時期の値を比較すると国勢調査のほうが少ないという差異も生じております。しかしながら、愛媛県の厳しい推計値もしっかりと受け止め、対策を講じたいと考えております。

次に、人口減少の要因としては、本市においては、先ほどとまた同じような答弁になりますが、10代後半から20代の転出者が多く、転出超過の状態が続いております。婚姻、子どもを産み育てる年齢層の多くが市外に流出したままとなっており、婚姻数や出生数が減少する悪循環の構造に陥っていることが本市の人口減少の大きな一因と考えられます。この年齢層に対するアプローチも重要となりますので、効果的な情報の発信、施策の展開を引き続き検討してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

人口推移についてお尋ねし、お尋ねするというよりも、これは、もう少し厳しくシビアにすべきじゃないかと思うのは、県の推定が非常に西予市の人口ビジョンよりも厳しいと。要するに、高位推計でやるから、甘い数字でやるからそんななった。そうじゃなしに、低位でやって実際、現実になりそうだという形でやってほしいと思います。

今2025年の分が、現在2023年でございますので、現在25年の予想数量と現在と大体変わらなくなった。2年間早く人口減少が進んでるという現実をしっかりと受け止めて、そして次に移ります。

人口減少対策について、現在の減少対策につきましては、国も異次元の少子化対策とかやっておりますけれども、少子化対策も含め、どのような人口減少政策を当市は行う予定かお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

現在の人口減少の政策についてお答えをいたします。

人口減少のスピードを少しでも緩やかにし、持続可能な地域生活が構築できるよう、本市におきましては、県のえひめ人口減少対策総合交付金や各種支援制度等を有効に活用し、国、県、民間と協働しながら、ライフステージに応じた様々な施策を展開しております。

例えば、市内企業の協力により、異業種間での研修会やイベントを開催することで、若者の出会いの場を創出する異業種交流スキルアップ事業や子育て世代の医療費の軽減を図るため、子ども医療費助成対象を18歳まで拡充するなど、新規事業や既存事業の充実を図っております。

また、市民の皆様に対しましては、今年度行います市政懇談会において、人口減少対策をテーマとした市の取組について御説明をさせていただいて御意見などをお伺いいたします。また、10月発行の広報11月号においては、特集記事を掲載して周知を図ってまいりたいと考えております。

今後は、人口減少対策を広くとらえ、連動させてしっかりと市内外にPRすることも重要となってきます。それぞれのライフステージにおいて利用できる制度を整理し、必要とされる方に届くような切れ目のない支援を引き続き行ってまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

本補正予算の中にも奨学金返還支援を補正予算に上げておられます。いろんな施策があります。ただし、私が最近感じますのは、施策の中で、自治体同士がお互いが取り合ってるような政策が結構あるんですよ。お互いが競争して、そして、悪いですけども、結果が伴わないような予算もあります。それは競争ですから、どちらもやらなければいけないというせっぱ詰まった問題になってるんだろうと思います。これからの細かい具体的な施策を実効性の高いいい結果が出るような形の人口減少対策を行っていただきたいと、かように思います。

次に、せいよ人口減少対策プロジェクトチームについてお尋ねします。

どのようなメンバー、活動、内容かを質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

せいよ人口減少対策プロジェクトチームについて

てお答えをいたします。

今年度は、人口減少対策プロジェクトの名称で、当事者の意識を持った全庁的な人口減少対策の取組を進めております。地域の現状に合わせた幅広い対策メニューを総合的にパッケージとして整理をし、実施をすることが有効な方策と考えられます。今回は、職員一人ひとりが、行政職員の立場、生活者の立場、同世代の意見の聞き取り等を行い、また、他の自治体の事例の研究等幅広く多様な視点で、当事者意識を持って検討するプロジェクトとなっております。

構成といたしましては、各部や支所を単位とした12の部会を編成し、メンバー構成は、行政経験の豊富な課長・補佐級や専門性の高い技師、保健師、栄養士、社会福祉士も含め、総勢63名となっております。

現在は、各部会におきまして、新規事業にこだわることなく、既存事業の改善点やアピール方法の検討、他部署との連携、効果を高める方法、また、先進地の視察や情報収集等も行い、意見を取りまとめている状況でございます。

この最終案は、10月に開催します行政経営戦略会議で報告をします。予算やマンパワーに限りはございますが、プロジェクトの提案の中から、難易度や効果等を整理し、積極的にできることから取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

この対策プロジェクトチームってのは、減らないようにするための政策とかそういうことが主になってるように感じます。そこで、私が今回質問する主眼といたしておりますのは、人口が減ったときにいろんな派生的な問題が出てまいります。そのときに、少子化目的のそういう対策だけではなしに、人口減少した社会、2期の西予市人口プランでは、西予市が目指す姿として2025年における総人口が約3万5000人を目指してる。今、もう2023年に、はや3万5000より切ってるわけですよ。そして、2060年における総人口は2万人というようにしてます。県は1万2000人となっております。このあたりの厳しさが、とら

え方が弱いんじゃないかということと、急速に進むこの人口減少に対して、少子化目的だけ、人口減少とか社会の問題点など、そのときの対応を考えているか。そういう問題をシミュレーションしていく。次に、3番目の人口減少の社会はどのように変わるのかの質問とも複合するんですけども、この問題を考える、こうなったときにはこういう問題が生まれてくるというようなプロジェクトチーム、シミュレーションチームはつくる考えがあって、そのような対策、対応を考えるおつもりはございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

人口減少した社会への対応についてお答えをします。

現在、本市では、第2次西予市総合計画を最上位の計画といたしまして、2025年の未来の姿、目指す姿に向けて、4つの政策を軸として、本市の根本的な課題である人口減少対策に取り組んでおります。

先ほど議員が言われたように、人口ビジョンでは、約25年後の2050年、本市の人口は約2万人と推計をいたしておりますが、そのときの社会情勢やデジタル技術の進化、地球環境や自然災害に関する予測等、市民の生活を取り巻く状況については判断しきれない部分が多いため、現実的に具体的な市全体のシミュレーションは実施をいたしておりません。

しかしながら、担当部局が管理する一定期間の各種計画においては、総合計画や人口ビジョンから必要な施設の数や支援対象規模等を把握・分析し、策定や更新を行っており、将来を見据えた計画運用も行っております。市民の皆様への危機意識の醸成につきましては、第2次総合計画を策定する際は30人近くの方に審議会委員として参画をいただき、人口減少の状況を踏まえ必要な対策について熱心に御協議をいただきましたが、策定から時間も経過をしておりますので、改めて、市民の皆様自らが、将来への危機意識の改革を行っていただき、行動変容につながるような対策を引き続き検討してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

人口減少による、いろんな想定されることが今もう不安になったりすることが結構あるわけです。例えば、人口が減ってくると空き家の問題、水道料金の問題も、もうこれも非常に頭割りでやりますから、これも維持費とかそういうものでかかってくる。そして、社会の施設にしても利用頻度が落ちたり、全然利用してない施設がどんどん出てくる、人口が減っていくというような問題が出てくるわけです。

それから、人口が減ることによって、一番問題である財政的な問題についても、そして職員の雇用につきましても、いろんな問題が出てくる。こういうものはある程度想定した形の中で、計画するものを、先ほど答弁ありましたけど、審議会とか、そういう形のもを設けてでもやるべきだと、このように考えております。それを前提として、私は人口減少による社会はどのように変わるのかということについて質問をさせていただきます。

これも推計でございますので、なかなか大変な答弁になると思いますけれども、責任ある答弁をしようとは思いません、言いませんが、これはそれなりに答弁をしていただいたらと思います。

私先般、全国の教員不足をいかに解消するのかという論評の本がありましたんで読ませていただきました。いろんな原因があるんだろうと思います。その中で、当市の教員不足は現在ないのか、また、教育現場での 2024 年問題って言いますが、働き方改革の対応、そして、学校教育者の教員の社会的地位の評価が下落してる、低下してる形についての考え方についてお聞きしたいのと、またそして、現在再任用制度はどのように運用しているのか、このあたりにつきましてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

松川教育長。

○松川教育長

教員不足の御質問でございますが、教員不足の問題は、西予市でも深刻さを増しているというの

が現状でございます。

令和 5 年度の西予市における教職員の人員配置は、法に基づいた教職員の定数の配置はできているものの、育児休暇中の教員の代替となる講師が配置できていなかったり、学力向上や生徒指導等を充実させるための加配教員の配置が十分でなかったり、非常勤講師が不足したりしているという状況でございます。また、今後出産、育児や病気で休む教員が生じた場合、その代替となる講師を配置するのが難しい状況にもあります。

こうした教員不足の原因につきましては様々な要因があり、教員の働き方に対するマイナスイメージや社会全体の学校や教員への考え方の変化による学校・教員の社会的地位の変化、雇用のアンバランスや特別支援学級数の増加などが考えられます。

一方、働き方改革関連法に基づき、2024 年度を期限とした長時間労働の削減につきましては、教育現場においては、2020 年度、令和 2 年度以降、国が示した指針のもと、時間外在校時間の上限の設定など働き方改革を進めてきましたが、先に述べました教員不足は、この働き方改革の足かせになっているとも考えられます。

令和 6 年度から定年が引上げられることや再任用制度の活用である程度の教員数の確保は予想されますが、業務改善を踏まえた教員不足の解消にはなかなか至らないという見方もあります。議員も御承知のとおり、市町村立の小中学校等の教職員の任命につきましては、都道府県教育委員会にその権限がございますので、今までも機会あるごとに要望してまいりましたが、今後におきましても、教員採用制度の見直しや小学校高学年の教科担任制による教職員の増員といった国の方針を踏まえた中での十分な教職員の配置を県教育委員会に要望していきたいと考えております。

市教育委員会といたしましても、生活支援員やスクールサポートスタッフ等の配置の拡充による教職員の負担軽減など、教育の充実に向けた取組を推進してまいります。

さらに、働き方を変えるだけでは教員不足を解消するのは難しく、教員のやりがいや満足度、幸福度といったことを大切にしながら、学校の魅力化を図るとともに、教職員の信頼を高め、学校・教員の地位的向上にも努めてまいりたいと考えて

おります。

再任用の現状でございますが、令和5年度における西予市内の再任用の教員の人数は、フルタイムの教諭が11名、講師、短時間の再任用となりますが、11名の計22名でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

再任用の先生方が、学年担任の主任をすることはなかなか難しいだろうと思えますけども、その辺りも含めて、今後しなければいけないときが来るんじゃないかと思えます。

先般、銀行、伊予銀さんですか、週休3日制にするというような話もありまして、以前はもう、予定であるということで、そういう新聞が出ておりましたが、それにつきましても働き方の中で、学校の先生ってのは、以前にも私一般質問しましたが部活動の問題でしたんですが、非常に家庭で子どもたちと一緒に生活する時間がないというような話をしました。こういう問題も含めた形で、どっかで難しい労働時間の労務管理になると思えますけども、大変な形で学校教員の成り手がない、市の職員にも、公務員の成り手がない、そのような現状になっております。

やはり次に言います医師・看護師にいたしましても、教員にいたしましても、特別な職業として使命感がないとやれないような形の職業だと思っておりますので、使命感、あるいは命を守るとか教育だとか、教育は、やはり国家100年の計でございますので、その辺りの大義を持った形でやれるような体制に持って行っていただきたいと、かように思います。

2番目でございますが、少子化が進み、中学校の統合を計画する時期があると思えます。当市の高校の実態が、もう少し早くやったら対応したら、もっと充実した、三瓶高校の対応にしてもできたんじゃないかなというような気がいたしております。あるところでは寄宿舎を構えたり、いろんな対応をいたしております。それも行政が入っていかないといけないと思えます。県の問題だったんで、市の自治体が入っていくのはどうかという話が以前にもありましたが、中学校につきまし

ても、はや時期を誤らず、中学校統合の対応をすべきと考えておりますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁申し上げます。

先ほど酒井議員から再任用のお話がちらっとありました。現実について若干触れさせていただきましたと思います。

再任用の教員が担任を持つということが将来起きてくるのではなからうかという御意見もいただきました。現実には管理職を経験した教員が再任用になりまして、小学校の担任を受け持っているという実例がございます。

御答弁申し上げます。

中学校の統合についての御質問でございますが、中学校の統合・再編につきましては、市内中学校再編についての御質問でございますが、まず、市内中学校生徒数の現状について御説明をさせていただきます。

市内中学校5校の本年5月1日現在における合計の生徒数は793人となっております。10年前の平成25年度の生徒数はと申しますと964人でございます。比較しますと171人の減少というのが現状でございます。

議員お尋ねの少子化が進む中で時期を誤らず中学校統合の対応をすべきではないかということでございますが、さきに述べましたとおり、この10年間で約18%の生徒数が減少しているという現実でございますが、教育委員会としましては、現時点におきましては、統合・再編の検討また協議に入るのは時期尚早であると判断しているところでございます。

しかしながら、このままの状況が続くとなれば、いずれ統合・再編についての協議・検討する時期が来ることは避けて通れないということは想定されますので、現在、市が重要施策として取り組んでおります人口減少対策事業の動向や効果、今後の生徒数の推移、学校施設の老朽化の状況、地域移行後の部活動の状況、そして、統合・再編に向けた市民の皆様の御意見等々、総合的に勘案した中で、必要と判断した場合は、的確な時期に協議・検討に入りたいと考えております。

参考までに申し上げますと、現在の西予市における13歳未満の子ども数のみを考慮した中で、昨年度生まれた子どもが中学校に入学する令和17年度における各中学校の生徒数はと申しますと、明浜中学校が、現在の32人から31人に、宇和中学校が464人から328人に、野村中学校が149人から68人に、城川中学校が37人から27人に、三瓶中学校が111人から33人に、全体で、現在の793人の生徒数が487人、306人の減という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

将来のことをこうして想定しながら、こうして質疑させてもらうのも、私も責任ある答弁ばかりではないと思いますので、その点は解釈しておりますので。ただ、中学校のクラブ活動、社会情勢が、クラブ活動にしても、地域クラブとかそういうのがだんだん出てきておまして、その辺りも含めて、教育の中で子どもたちが健全な育成をしていただくような形を体制を時期を誤らずに対応していただきたいと、かように思います。

続きまして、これも将来の話でございますけれども、病院の体制について、これにつきましては、どうも近々にもう体制が判断しなければならないような状況に現在なっておるようでございますが、医師・看護師不足が続いており、市民が医療不安を感じない病院医療体制が必要と考えております。

現在、早くも手を打っていただいているような感じもいたしますけれども、2024年問題への病院内の対応、医療の専門化、デジタル化、広域化はどのように進展すると考えておりますか。また、市民からの病院の接し方の不評に対し、理事者はどのように対処してきたのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの病院の体制についての御質問にお答えさせていただきます。

医師、看護師不足につきましては、全国的な問題となっております。また、来年4月から開始予定の

医師の働き方改革により、時間外労働時間が制限されることから、全国の病院で医師の確保の取組が強まり、今後ますます医療従事者の確保が難しくなると危惧しているところでございます。

そういう状況の中で、断続的な宿直又は日直勤務に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外許可申請、いわゆる宿日直許可を労働基準監督署長から受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができ、愛媛大学からの医師派遣を受けやすくなります。この宿日直許可につきましては、既に野村病院は許可を受けており、市民病院は年度内に受ける予定にしております。

医療に関する進展につきましては、市の想定よりも人口の減少が早い中、市民が西予市で安心して暮らせるための医療福祉体制の構築は、早期に対応しなければならないと考えております。

そのため、医療従事者不足により働き方改革や独居高齢者等、車の運転ができない等の理由で病院へ行くことが難しい市民に対して、遠隔診療の普及によるデジタル化の推進、手術や入院が必要な重症患者に対応できるようにするための市民病院への二次救急の集約は必要と考えております。

最後に、議員御指摘の市民からの病院の接し方につきましては、厳しい御意見をいただくこともあり、そのたびに内容を調査し、対応に不備がある場合は個別に指導を行い、院内で情報も共有し改善に努めているところでございます。

しかしながら、以前、市民から御意見をいただくことがあります。引き続き、改善に努めてまいりたいと思います。

人口減少や医療従事者不足、職員の対応を含め、病院改革は必要不可欠だと感じております。将来にわたって地域医療福祉を存続させ、市民の医療不安を感じさせない病院・医療体制の構築を現在取り組んでいる医療福祉改革で実現したいと考えておりますので、議会におかれましても、御指導、御助言のほどを賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

この病院の体制につきましては、現在、特別委

員会をつくってやってるようなところでございますので、深くは考えませんが、やはり先ほど言いましたように教員、先生だとか、それから看護師、医師は、やはり命を預かったり大切な教育、ちょっと違うと思うんです、使命感が。使命感、義務感が、公務員である前よりもまず看護師・医師であらなければならないと考えているのが私の考え方です。ただ、この時期に、早期に病院体制に取り組んでいただいた理事者側に問題を提起してもらった理事者側に、これは将来、人口減少が進む中で対応するようになったのかなという感じがいたしております。

続きまして、労働力の確保についてお尋ねをいたします。

これ 2024 年問題もあり物流の地域ハンデでも考えられる人口減少による当市の生産労働人口の推移予想はということで、これは 2024 年問題、宅配なんか、トラック運転手が少なくなってますんで、東京なんかは、南予は 1 空き、1 空きというのは、今日頼んで明日届かない、必ず 1 空きにしなければならないというような問題も出ておりますし、そしていろんな、この 2024 年問題の影響が産地で個販をしてる人が結構多くなってるんですよ、今。だからほかの近くのところよりも商品販売にハンデをする。ハンデがあるというような問題も出てまいりますし、そしてまた、この労働人口ってのは、生産年齢 15 歳からになってますけども、15 歳の子で今、就労する人ってのはほとんどないんですよ。それよりも 65 歳以上の 70 歳までの人たちが就労するわけで、実際そういうものの数字をとらえるべきではないかと思うんですが、御意見をお聞きしときます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

労働力の確保についてお答えさせていただきます。

令和 2 年 4 月に策定しております第 2 期西予市人口ビジョンによりますと、当市の生産年齢人口推移は、2030 年に 1 万 4493 人、それから 30 年後の 2060 年では 8,993 人と、総人口の減少とあわせて大幅に減少する推移となっております。

議員おっしゃられます 2024 年問題もあわせて、

労働力の確保は当市喫緊の課題と考えておりますので、みらい発展就業奨励金事業、これは前年度に市内の中学校、県内の中等教育、高校、短大、専門学校を卒業し、市内の企業に就職した方に奨励金を交付するものでございます。

議員がおっしゃられました自治体同士の取り合いという考え方もございますが、これを行わなければ一方的に負けてしまう考えだと思っております。

それと、企業誘致奨励金事業をはじめとする既存の取組に加え、全庁的に実施しておりますせいの将来人口究明・対策プロジェクト事業とも連携を図りながら雇用対策を進めてまいりたいと思っております。

この生産年齢人口、15 歳から 65 歳までという考え、実際には本当に 65 歳以上の方が今では働かれる方がたくさんおられますので、その方も含めて労働人口として進めていきたいと考えてます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

日本経済の力がなくなってまいっておりますので、実際は、競争力が減退、円安、そして物価高というようなことで、労働力の研修生なんか、韓国やオーストラリアのほうへ行く傾向が出ておまして、柑橘とか、そういう研修生が集まりにくくなっている現状も経済の中にあります。ですから、先般いろんな問題が西予市にもありましたけども、そういう労働力も集めにくくなっているという実態もしっかり捉えとっていただきたいと思えます。

続いて、人口減少の中で地域活動センターの自活能力が、人口が減りますと活動センターそのものの活力も減っていく。そして、活動センター自体にも格差が生じる。行政区の見直しとか必要性、行事のエネルギーが保たれるか、行事ってのはいろんな問題でございますけど、私の区も区対抗の運動会があったんですけども、60 年ほどやってるんですけども、これが今年からなくなるというような話になっております。それは、人口が減ってそれだけの選手を出せない、そのような問題が出ております。

そして、332 の行政区があるんですが、今後、行政区の見直しは、市のほうは、行政区から上がってきたときは対応するというのではなしに、今後人口減少が生まれてくると行政区を市のほうから見直しとか、そういうものを格差が出てくる中に調整をしないといけない時期が来ると思うんです。その時期とかそういうものはまた判断していただくといまして、行政区の見直しとか、そして、行事のエネルギーがなくなる、元氣玉がなくなる、地域の人たちが。そういうものに対してどういう指導をしていくか簡単に答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域活動センターの自活能力についてお答えをいたします。

まず、令和5年3月末時点における各センターの人口を見ますと、最も多いセンターでは8,048名、最も少ないセンターでは83名となっています。次に、高齢化率で見ますと、最も高齢化率の高いセンターで75%、最も低いセンターで28%となっております。

人口ビジョンでの2060年における基準値の推計人口では、人口減少率が市全体で60%と予想され、センターとしての機能の維持も危惧され、非常に厳しい現実を突きつけられております。

また、令和5年4月1日時点での人口が10人未満の行政区は21行政区存在しております。今後の自治会組織の持続性についても危ぶまれるところでございます。

行政区や自治活動の在り方については、行政が介入できるものではないと考えておりますが、将来的に何らかの対応を検討していく必要があると認識をしております。

現在、地域づくり活動センターでは、地域づくり組織をはじめ、自治会の組織、各種団体等が様々な地域課題について話し合う機会が増えつつあります。今後も地域の将来像について話し合う場を提供し、人口減少に関する課題を地域間で共有しながら、各地域の実情に応じた地域の在り方について、地域とともに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

地域にエネルギーがなくなると西予市全体にエネルギーがなくなりますし、人口が減りますと活力もなくなる、そういう問題を抱えております。ただ、人口が減っても住民のニーズは、ハードルは下がらないんですよ、行政側とか自治体に対して。その辺りも考えながら、今後人口減少についてはいろんな問題が出てきます。住民にもそれをしっかり意識していただくような形で、住民のニーズが、ハードルが少し下がれば自治体の財政的にもやりやすい、そのような問題も出てきますので、その辺りもしっかりと示したいと思っています。想定する問題が、人口減少につきましては影響が今後ありますので、私どもそれができるころには私は生きてないかもしれませんが、その辺りもありまして、この際尋ねておきました。

2番目の管家市政の2期目について、当初の施策方針は、達成状況は、自らが達成感についてどれぐらいか、ちょっとお尋ねして、そしてまた、2番目の当期に発生した対処しなければならない政策につきましても御一緒に答弁願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま酒井議員から2期目の達成状況、市政の達成状況についてのお尋ねでございますのでお答えしたいと思います。

私が市政の2期目をスタートするに際しまして、「暮らしてあんしんが体感できるまちづくり」を基本理念としまして、第2次西予市総合計画に基づく夢と希望を叶える6つの変革というものを挙げました。

この変革の6つは、おさらいしますと、豪雨からの復旧・復興、防災・減災、仕事づくり、人づくり、まちづくり、医療・福祉の充実、そして市役所改革ということを掲げておりました。

この間に実施、または完了した主な施策としま

しては、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧事業で、野村保育所、せいよ東学校給食センター、災害公営住宅の建設、また、老朽化した野村支所などの公共施設の移転改築、四国西予ジオミュージアムの開館、ゆるりあんと J R 卯之町駅舎建設など卯之町はちのじまちづくり整備事業、また、公共施設個別施設計画、事前復興計画の策定などを行いました。そして今年度から地域づくり活動センターの運営も始めました。

そして大きなこととして、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間におきまして、繰り返し猛威を振るいました新型コロナウイルス感染症との闘いの日々であったという側面もございました。国・県と連携をし、数々の感染拡大防止、生活支援、そして地域経済対策を講じまして、それを振り返ってみますと、現在も継続中のものが多くありますし、諸事情によりまして進捗が遅れているものもあります。当初掲げた施策の全てを達成できたということはありませんが、大体 6 割から 7 割はできたのではないかと考えております。

そして、この間に私どもが新たに対処しなければいけないことも多々ありました。

まずは三瓶地区の常備消防につきまして、令和 6 年度末に八幡浜消防事務組合から脱退し、令和 7 年 7 月から市消防本部の管轄となるよう、現在、関係市町において、スムーズな移行のために具体的な事務協議を進めております。

そして、今回の議会一般質問でも御質問いただきましたけれども市立病院と老健施設の経営改革につきましては、現在、公立病院医療提供体制確保支援事業を活用しまして、本市における地域医療福祉の在り方、施設の運営等に関する調査・分析等を行っております。野村保育所と野村幼稚園を統合する幼保連携型の認定こども園につきましては、令和 7 年 7 月の開園に向けまして、今、職員研修や幼保児童の交流、保護者の方々への進捗状況の説明等準備に取り組んでおりますし、水道事業の経営健全化につきましては、水道水の安全供給、そして、持続的な事業経営を図るため、現在、上下水道事業経営審議会において協議検討をいただいている、そのようなことがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

7 割ぐらいできてるんでしょうかね。それで、今回まだ取り組んでおるのに病院の問題、保育所・幼稚園の問題、水道の問題、そういう問題があるようでございますが、今後、来年の 4 月に行われる予定の市長選挙に向かつての考え方は、市長にお尋ねをいたします。

我々議員もやはり改選期になっておりますので、その辺りも含めた形で、ひとつ市長の来年 4 月に行われる予定の市長選挙に向けての考えをお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

先ほどの答弁の中でちょっと間違った答弁をしておりましたので訂正させていただきます。

三瓶地区の常備消防につきましては、令和 7 年 4 月からでございます。私 7 月と申し上げました。そして同じく野村保育園と野村幼稚園の分につきましても令和 7 年 4 月というところを 7 月と申しました。4 月が正しい状況でございます。

それで今、酒井議員が御質問された次どうするんぞというようなお話であろうと思いますが、現在、先ほども言いましたように、市政の課題というものが多くありまして、そのことに取り組んでいる間、中でございます。来年 4 月に市長選挙があるというのは事実でございますが、今後、私を支援していただいております後援会の皆様方や市民の皆様方のお声を拝聴しながら判断をしたいと、そのように思っております。今のところは白紙でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

これまで管家市長を船長として、我々議員は機関士というか、方向性を間違ってる、二代表制の中で間違ったら否決するというような形でありましたけども、現在まで管家市政が間違ってた、間違ってるというような形で議会で否決したことはありません。

この辺りも含めまして、その中で、乗組員での乗ってるお客さんというか、その人たちが、市民ですね、市民がいかに参画をしてもらうかということが、これからも一番大事なことであろうと思っております。

今般、市政懇談会が各町でなされますので、市民の人たちにいかに呼びかけて、いかに市の考え方、これからのについての考え方を述べるわけでございますので、もうばらばらと来るような状態じゃなしに、各支所のセンター長さんにひとつハッパをかけていただいて、たくさん来ていただくような活動をしていただいて、市民とともに西予丸が順風満帆な道を歩んでいただけることを、かじ取りをしていただくことを、また我々はそれをしっかりと監視することをお誓い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時55分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、14番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

議席番号14番中村敬治です。改めまして、皆さんおはようございます。

また、本日は多数の方に傍聴に来ていただきまして大変ありがとうございます。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、第3回定例会での最後の一般質問をさせていただきます。答弁よろしく願い申し上げます。

まず最初に、地域歴史遺産の保存と活用、文化財保存活用地域計画についてであります。

これは4年前の平成31年4月に施行された改正文化財保護法において新たに制度化されたものでございます。令和2年3月4日の一般質問に対して、この計画は、各市町村が文化財の保護活用についてその方針や中長期的に取り組む具体的な内容を記載したアクションプランとしての位置づけがなされているものであると松川教育長から答弁がありました。

また、令和5年3月6日の行政報告会において、12月に開催される文化庁の文化審議会での認定を受けるべく手続を進めているとの説明もありました。

国の認定に向けた進捗状況についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

それでは、国の認定に向けた進捗状況についてお答えさせていただきます。

文化庁によりますと、地域計画の認定は、年2回、7月と12月に行うこととされており、西予市は本年12月の認定を目指しております。

12月認定のスケジュールを文化庁の資料で確認いたしますと、8月中に市町村としての地域計画案の完成とあり、これまで西予市文化財保存活用地域計画協議会、西予市文化財保護審議会、西予市教育委員会等の御意見やパブリックコメント、文化庁の指摘事項を踏まえて修正した計画案を文化庁にお送りしているところでございます。

したがいまして、現時点では予定どおりの進捗状況と考えてよろしいかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

それでは再質問させていただきます。

ただいまの答弁の中に、西予市文化財保存活用地域計画協議会とありましたが、どのような組織か概要をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

西予市文化財保存活用地域計画協議会についてお答えさせていただきます。

文化財保護法第183条の9に市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとあり、こ

れに基づき令和2年度に設置したものです。協議会のメンバーは、研究者、県歴史文化博物館職員、市文化財保護審議会委員長、西予市観光物産協会、西予市商工会、県教育委員会、市の関係課職員等12名で構成しており、これまでに7回協議会を開催し、地域計画の作成に対し御意見をちょうだいしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問ですが、12月に西予市が認定を受けるまでのスケジュールはどのようになっているかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

12月認定までのスケジュールについてお答えさせていただきます。

この後のスケジュールですが、9月下旬から10月上旬に文化庁の各類型の文化財調査官への照会をし、その指摘事項に対して修正を行います。その後、11月上旬に文化庁から関係省庁に事前協議が行われ再び修正が入ります。

その後、11月下旬から12月上旬に愛媛県を經由して認定申請を行い、12月上旬に文化庁が関係省庁に正式協議を行います。そして、12月下旬に開催されます国の文化審議会文化財分科会に文化庁が諮問し、同審議会の答申を受けて認定となる運びとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

この文化財保存活用地域計画の県内の市町の現在の策定状況はどのようになっているかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

県内の策定状況についてお答えさせていただきます。

県内で既に国の認定を受けているのは、令和2年12月認定の松野町のみで、今回西予市が認定を受けると県内で2番目ということになります。そのほか、現在計画作成に取り組まれているのは、松山市と鬼北町でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの答弁で、西予市が県内で2番目になるとのことで、職員の方が大変頑張ってください大変ありがとうございます。

続いて、関連する古代ロマンの里構想についてお尋ねします。

今から14年ぐらい前の平成17年3月に古代ロマンの里整備活用基本計画が策定されております。笠置峠古墳のように整備が進んだものや今も未着手のものもあと思います。

これまでの進捗状況と今後の整備計画はどうなっているか。また、基金も令和4年度決算書でまだ9561万6000円残っております。よろしく御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

古代ロマンの里構想の進捗状況についてお答えさせていただきます。

古代ロマンの里整備活用基本計画書におきましては、遺跡のネットワーク化と周遊コースの設定、遺跡の調査と整備活用、施設の設置の3点を当面の基幹的な整備計画として掲げておりまして、当計画に基づく事業を推進しているところでございます。

御質問にあります進捗状況でございますが、まず、遺跡のネットワーク化と周遊コースの設定につきましては、発掘調査された遺跡への説明表示看板や標柱の設置、マップの作成などに取り組んでいるところでございます。

次に、遺跡の調査と整備活用におきましては、構想のランドマークとなります笠置峠古墳の整備

を平成 20 年度に行い、それ以降は整備された古墳を活用した葬送儀礼の復元、葺石体験事業、シンポジウムや展示会の開催などを実施しているところでございます。

小森古墳につきましては、平成 29 年度から試掘調査を実施しており、現在までに後円部に竪穴式石槨が 2 基存在すること、南北に主軸を持つ前方後円墳であることなどが明らかにされており、来年度、調査報告書を作成する予定でございます。

笠置峠古墳、小森古墳と並ぶ古墳時代前期の前方後円墳でありますムカイ山古墳につきましては、今年度から試掘調査に着手する予定でございます。調査の終了時期につきましては、調査の状況及び西予市埋蔵文化財調査委員会の御指導を仰ぎながら検討していくこととなります。

このほか、ナルタキ古墳や岩木赤坂古墳など未整備の遺跡がございます。調査中の遺跡、未整備の遺跡の整備活用につきましては、調査を終えた後に、調査委員会や文化庁、愛媛県教育委員会等の御指導を仰ぎつつ、また、関係者の御理解を賜りながら進めていくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問になりますが、ただいま小森古墳については来年度調査報告書を作成するとのことでした。

これに先立って、地元説明会などを実施してもらいたいと思うのですが、そのお考えについて伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

地元説明会といった地域住民への周知の考えについてお答えさせていただきます。

小森古墳につきましては、先ほど答弁申し上げた内容に加え、笠置峠古墳の次の段階の古墳であることや全長 53 メートルの前方後円墳であること、前方部の外側に溝を掘って古墳と外の世界を区画していることなどがこれまでの調査結果として得られております。

こうした成果につきましては、専門的には発掘調査報告書を作成、刊行いたしますが、先ほど議員御指摘のように、地元や一般向けには、現地説明会や速報展示を実施するなどして周知を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

次に、国の認定後の取組についてでございます。

仮に 12 月に国の認定を受ければ、国の補助メニューによっては、令和 6 年度事業の優先採択や補助率加算が十分に期待できると想定されますが、継続する古代ロマンの里事業の取組に加えて、新たに、中世、中でも西園寺公に関係する松葉城や黒瀬 7 城もテーマに加えることができるのかどうか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

国の認定後の取組についてお答えさせていただきます。

作成中の地域計画におきましては、まず、西予市における文化財の保存と活用に関する課題、課題に対する方針を明らかにしております。方針につきましては、文化財の調査・把握に関する方針、文化財の保存に関する方針、文化財の整備・活用に関する方針に分け、それぞれの方針に基づく措置をアクションプランとして書き込んでおります。

計画期間は令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間としており、この間を前期、中期、後期と分けております。

令和 6 年度から令和 8 年度の前期に取り組む措置としましては、文化財カルテの作成、地域づくり活動における文化財調査の支援、修理を必要とする文化財のリストアップや保存修理の実施、文化財収蔵施設の確保、西予市の歴史文化を理解できる展示への見直し、ガイダンス施設の整備と活用等々様々な計画がございます。

議員御指摘にありました中世については、その重要性に鑑み、現在作成中の地域計画におきまして、西園寺氏による宇和郡の支配という項目を西

予市の歴史文化の一つとして位置づけております。

中世に関連する事業としましては、文化財の調査・把握に関する措置の一環として、関連する遺跡のリスト作成やこれまでに採集されている資料の調査など、基礎的な調査に取り組んでいきたいと考えております。

なお、認定後の国の補助金につきましては、計画記載の取組について、文化庁や県教委の御指導もいただきながら必要に応じて活用を図っていききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ありがとうございました。

まずは中世も含めて基礎的な調査から始めてもらうようでございますので、成果を期待しておりますのでございます。よろしく申し上げます。

再質問ですが、長年古代ロマンの里構想に取り組んできて、これまでに多くの資料が出土していると思います。これらを市民に理解していただくよう活用するための施設整備が必要だと思っておりますが、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

市民に理解していただくよう活用するための施設整備についてお答えさせていただきます。

今回作成しております地域計画においては、文化財の持つ価値の理解を深めることが、文化財の保護だけでなく、地域づくりや人づくり、観光にとっても重要であるとの認識を示しております。

こうした認識のもと、西予市のうみ・さと・やまの歴史や文化が理解できるよう、それぞれのエリアごとに既存の展示施設を活用して、展示の見直しを図ることとしているほか、文化財のガイド施設を整備することとしています。その中で、出土した貴重な資料を展示して市民の皆様にも御覧いただき、文化財の持つ価値の理解を深めていただくよう取り組んでいく考えでございます。

こうした取組が広がれば、将来的には、地域づ

くり活動センターで地域内の身近な文化財の展示を行うとか、うみの資料をやまで見ていただくような巡回展を行うなど、さらなる事業展開も考えられるのではないかと思います。

なお、地域計画の作成後、補助金の優先採択などの優遇措置も受けられる補助メニューもございますので、それぞれの事業の内容と必要性に応じて活用を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、2番目の質問に移りたいと思えます。

森林・林業の振興、森林の整備保全等についてであります。西予市の森林整備計画についてであります。

令和5年4月1日に森林法に基づく西予市森林整備計画が公表されております。

この中の森林の整備に関する事項の第8、作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項についてであります。林内の路網整備の現状はどうなっているか。今後整備はどう進めていくのか。

第9、その他必要事項として、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項についてですが、林業事業者の確保・育成にどのように取り組んできたのか。今後どう取り組むのか、まとめて2点をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

西予市の森林整備計画についてお答えさせていただきます。

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市が5年ごとに作成する10年間の計画で、市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定めており、西予市においては令和5年4月1日に計画を樹立しております。

西予市森林整備計画第8は、作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

で、市内森林における作業路網等についての必要な指針となります。

林業生産基盤となる林道開設事業は、受益者や地元からの要望のあった路線について、国庫補助事業及び県補助事業を活用し林道開設をしております。また、近年は流通コスト縮減を図るため、要望のあった路線から国庫補助事業で舗装事業及び改良事業に取り組んでおります。現在は、林道開設事業を7路線、舗装事業を3路線、改良事業を2路線実施しております。

いずれの事業も、西予市林業振興事業分担金徴収条例に基づき、分担金の納付同意を得た路線、また、土地及び立木の無償による使用同意を得た路線となります。

また、当市は、民有林面積3万7333ヘクタールに対して、林道延長が34万3297メートルであり、林道密度が1ヘクタール当たり9.2メートルとなっております。

今後について、令和14年度末の林道密度を1ヘクタール当たり10メートルを目標に、要望のあった路線の開設事業実施を行っていきます。また、舗装事業及び改良事業についても要望のあった路線の事業実施を行っていきます。

西予市森林整備計画第9では、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項が記載されております。

現在、西予市には、森林組合を含めて愛媛県の認定林業事業体が5社稼働しており、令和4年度末の作業員数は52名となっております。

持続的な林業経営を実現するには、伐採や造林の現場を支える林業事業者の確保はもちろん、技術力や生産性の向上を図るために、従事者の育成につきましても重要であると認識しております。

当市における林業就業者の確保対策として、林業事業体の新規就労者に対しての就業支援及び移住支援、また、林業事業体に対して新規就労3年目までの給与などに要する経費の支援を行っております。そのほかに、関係各課と協力し、移住フェアへの参加を行い、新規就労者の確保に努めております。

また、林業就業者の育成対策として、西予市消防署の指導によりまして、安全講習を継続して実施しており、今年度については、林業架線作業の講習なども実施予定としております。

林業就業者の確保・育成につきましては、喫緊の課題となっております。今後も引き続き、国、県、関係団体と連携し、有効な事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

林業の生産基盤である林道開設改良舗装事業は、要望のあった路線について補助金を導入して事業実施を行うとの答弁でございました。

そうしますと大部分の民有林の人工林では、伐採、搬出、植林においては一から林道や作業道を計画して開設する必要が出てまいります。コストの抑制が困難となるなど、適した作業システムが確立していないことがよく見てとれるわけです。

今後、この広い西予市の山林について時間をかけて改善していくことが必要であると痛感いたしました。

再質問になりますが、この林業従事者では、令和4年度末の作業員が52名という答弁でございました。作業員数のここ数年の推移とその原因はどうなっているのか。また、担い手の確保のための対策事業の推進状況と今後の予定はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

国勢調査によると、全国的林業従事者の数は長期的に減少傾向に推移しておりますが、平成27年から令和2年にかけては横ばいに転じ、4万4000人の方が従事しております。また、林業の高齢化率は25%と高い水準にありますが、全産業の若年者率が低下する中、林業従事者についてはほぼ横ばいで、平均年齢は若返りの傾向となっております。

愛媛県における林業従事者は、平成26年から横ばいとなっており、令和2年は955人、60歳未満の割合は約69%となっており、新規就業者の確保・育成を目的とした緑の雇用事業に効果があったと思われます。

これら全国及び愛媛県の統計データと当市の認定事業体の作業員数の傾向は類似しており、令和2年度 55 人、令和3年度 55 人、令和4年度が52名と横ばいの傾向にあります。

生産年齢人口の減少により、林業に限らず、労働力の不足による経済規模の縮小など、様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されております。

次に、担い手の確保・育成ですが、平成30年のウッドスタート宣言以降、幼児や小中学校への木育事業、生誕の森林記念植樹などを実施しており、森林への親しみや林業という職業の認知度の向上に努めております。

また、平成30年度から愛媛県八幡浜支局森林林業課の主催で、宇和高校及び野村高校において森林林業教室を実施しており、この事業をきっかけとして、林業に興味を持ち、高校卒業後には6名が作業員として西予市森林組合に就業しております。

そのほかに、令和4年度から移住フェアへの参加、ポスター掲示やチラシの配布による林業のPR活動、地域おこし協力隊の募集等を実施しております。

さらに、今年度は、大学生を対象としたインターンシップを明浜町狩江地区と協力して実施し、令和6年度以降につきましては、大学生に限らず、林業就業に興味のある方にも拡充し、就業体験として実施できないか検討をしております。

林業は、都会では味わうことのできない自然環境の中での作業であり、重機を巧みに操る職人技は、個人の技術が問われる魅力あふれる仕事でございます。

今後も、幼少期から木育事業に加え、林業就業希望者への就業体験、就業者への助成、就業後の安全教育などの作業員教育など、継続的に実施していくことで林業担い手の確保・育成に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、次に森林経営管理制度の進捗状況についてであります。

平成31年4月1日から森林経営管理法が施行

され、新たな森林経営管理制度がスタートしております。

西予市での新たな森林管理システムの進捗状況についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

森林経営管理制度の進捗状況についてお答えさせていただきます。

森林経営管理制度は、手入れがなされていない森林について、市町村が仲介役となっており、森林所有者の方々と林業経営体をつなぐ制度となります。当制度に基づいて実施いたします森林所有者への意向調査は7,101ヘクタールを対象に令和3年度から実施しており、対象地域を分けて令和12年度まで順次実施を行うこととしております。

意向調査により、森林所有者から市への委託希望があり、不採算林であると判断した森林につきましては、経営管理権集積計画を策定し、環境林整備を実施してきております。

森林経営管理制度の現在までの取組実績ですが、令和4年度までに意向調査を1,366.9ヘクタール実施しております。そのうち、経営管理権集積計画を29.14ヘクタール策定し、環境林整備を23.82ヘクタール実施しております。なお、進捗率は約10%となっており、おおむね計画どおりに進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問させていただきます。

ただいまの答弁の中について、西予市の森林面積は3万8435ヘクタールあるわけですが、令和3年度から実施している所有者の意向調査の範囲が7,101ヘクタールとの答弁がございました。

森林面積の約18%の7,101ヘクタールに絞り込む選定方法はどのようにして行ったのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

平成 31 年 4 月 1 日に施行された森林経営管理法により、森林所有者に適切な森林の経営を促すための責務を明確化し、市町村は、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講じるとされており、意向調査の対象範囲は市町村に委ねられております。

当市の森林状況ですが、国有林が 1,102 ヘクタール、私有林が 3 万 2988 ヘクタール、公有林が 4,345 ヘクタールとなっており、全体の森林面積は 3 万 8435 ヘクタールとなっております。

さらに、私有林 3 万 7333 ヘクタールのうち、人工林は 2 万 5225 ヘクタール、天然林が 1 万 1115 ヘクタール、その他の竹林、更新困難地が 993 ヘクタールとなっております。

当市の調査対象等の選定ですが、平成 30 年度に林野庁が実施いたしました航空レーザー計測のデータや森林簿等を活用し、杉・ヒノキ人工林で森林の混み合い度等の指標を用いて、整備が進んでないと判断される 7,101 ヘクタールを対象とし、令和 12 年度まで段階的に意向調査を行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

私有の人工林 2 万 5225 ヘクタールのうち 28% 程度が 10 年間での意向調査対象となっているようです。また、残りの 70% 程度は今のところ適正な手入れがなされているということになるのかなと思っております。

次に、森林環境譲与税、森林環境税の成果と今後の取組についてでございますが、森林環境譲与税の用途については 6 月 22 日付けで市のホームページで報告されておりますが、今年度の活動事業の概要はどうなっているか。森林環境税による令和 6 年度以降の計画概要はどうなっているか。路網等の生産基盤の整備促進のためにさらなる傾斜配分ができないか。

以上まとめてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

森林環境譲与税、森林環境税の成果と今後の取組についてお答えさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、令和 6 年度から森林環境税が国税として、市民 1 人当たり年額 1,000 円の徴収が始まります。森林環境譲与税は、それを財源に地方公共団体に譲与される目的税であります。森林整備が喫緊の課題であるため、法律が制定されました令和元年度から譲与されております。

森林環境譲与税は、令和 5 年度まで段階的に金額が引上げられてきましたが、令和 6 年度には、予定額満額が森林環境譲与税として譲与される予定で、本市には約 1 億 3000 万円の交付が行われる見込みとなっております。

森林環境譲与税が創設されて以降、本市においては、関係法令に基づき、人材育成、森林環境整備、木材利用及び木材普及啓発等の財源として活用いたしております。

令和 5 年度の計画ですが、譲与額は 1 億 615 万円の予定となっております。主な内容は、森林経営管理制度の推進や担い手や森林整備への補助に 5702 万 7000 円、林道開設や維持補修に 2850 万円、市産材を利用した建築物の費用の一部補助に 1200 万円、木質ペレット購入費用補助に 667 万 5000 円、幼児や小中学生への木育授業や生誕の森林記念植樹の実施に 584 万円の活用を予定しております。

森林環境譲与税の用途は法令の定める範囲内で自治体に裁量がありますが、市の活用方針を明確化するため令和 5 年度中に西予市森林環境譲与税の活用に向けたガイドラインを策定し、令和 6 年度以降の事業を推進してまいります。

路網等の整備促進への傾斜配分についてですが、林道整備については、既存事業である国庫補助事業及び県補助事業を活用することで事業の推進を図ることとしております。森林環境譲与税は、林道及び作業道の維持管理事業に活用し、地元の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの答弁によりますと、来年度から交付される森林環境譲与税は、活用に向けたガイドラインを策定し取り組むとありました。

林道及び作業道については維持管理に活用するとのことで当面安心したところでございます。

聞くところによりますと、政府は今後、森林環境税の税収の多くが都市部に配分される制度になっているため、本来の目的に合わせて、山間部の多い地方自治体への配分を手厚くするため見直す方向で検討に入っているようですので、今後、交付額の増額を期待しているところでございます。

次に、3番目のごみ集積所の管理、資源ごみの持ち去りについて、資源ごみの持ち去り事案についてであります。

混ぜればごみ、分ければ資源という言葉からも分かりますように、ごみは混ぜてしまえばただのごみとして焼却されてしまいますが、適正に分別すれば資源として取り扱うことができます。

ごみ集積所の実態調査は行っているのか、その結果等はどうかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

資源ごみの持ち去り事案についてお答えをさせていただきます。

各家庭から出されるごみの中で、再資源化、再利用ができる資源ごみにつきましては、各地域に設置をいたします資源ごみステーションに出されたものを回収し処分をいたしております。資源ごみを出す際には、細かく分別する必要があることから、各地区の環境委員を通じて分別や出し方なども指導いただいているところでございます。

御質問のありました地域を対象とした実態調査は実施してはおりませんが、資源ごみの持ち去りに関する相談が、令和4年度で2件、令和5年度で1件寄せられております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問になりますが、市内のごみステーション

の数は何カ所あるのか。また、環境委員の人数や報酬はどうかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内のステーション数と環境委員数と内容と報酬等についてお答えをさせていただきます。

まず、市内のステーションでございますけれども、明浜地区 43 カ所、宇和地区 216 カ所、野村地区 300 カ所、城川地区 126 カ所、三瓶地区 75 カ所の計 760 カ所でございます。

次に、環境委員の関係でございますけれども、明浜地区 27 名、宇和地区 90 名、野村地区 126 名、城川地区 60 名、三瓶地区 30 名の計 333 名を委嘱させていただいており、任期は1年となっておりますが、再任は可能となっております。

職務内容といたしましては、ごみの分別の指導・正しい出し方の普及啓発活動のほか、環境美化活動の推進、研修・講演会等への参加、環境行政に関する情報提供が主な職務内容となっております。年間報酬は 6,000 円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

次に、ごみ持ち去りへの対応・対策についてありますが、今までに私も、市民の方から新聞紙や古新聞や古着が持ち去られていると、そういうような話が私のほうにも届いております。

ごみ持ち去りへの対応・対策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ごみ持ち去りへの対応・対策についてお答えさせていただきます。

持ち去りへの対応・対策につきましては、実際に持ち去りがあったごみ集積場所に持ち去りを禁止する旨の掲示や一般廃棄物収集運搬委託事業者への聞き取り、注意喚起などの対応・対策をとる

ことで一定の効果は表れていると感じております。
以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

先ほど資源ごみステーションからの持ち去りの実態調査は合併以来 20 年になるわけですが、実施したことはないとの答弁でありました。

各地区で環境委員さんを委嘱しておられますので、調査結果によって対応・対策をとる必要があると思っております。

今後の実態調査の実施についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

持ち去りの実態調査の実施についてお答えをさせていただきます。

持ち去りの実態につきまして各地区の環境委員に御協力いただき調査することは可能であると考えておりますが、調査内容や時期等については、今後検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

なるべく早く資源ごみ持ち去り実態調査をお願いしておきたいと思っております。

次に、持ち去りを規制する条例制定についてであります。

西予市が分別収集する空き缶、空き瓶、古紙等の再生利用が可能な資源ごみが集積所から持ち去られる事案については、住民の分別意識の低下を招くなど、西予市のリサイクル行政に支障を来すおそれがあるのではないかと危惧しております。

また、資源ごみの持ち去り事案によって生じる問題としては、市の収入減にも直結してまいります。

強制力を伴う措置内容の条例制定を求めますが御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

持ち去りを規制する条例制定についてお答えをさせていただきます。

平成 20 年度に市内ごみ集積場所からの持ち去りが発生した際、他市町と比較し多発しているといえる状況ではなかったことから条例制定には至っておりません。しかしながら、ごみ集積場所に排出される資源ごみは、市民の皆様の御協力により分別いただいたものであり、市の委託事業者以外が持ち去る行為は、市民のごみ減量・資源化への意欲を喪失させる行為であるとともに、有価物については市の財源となりますことから、今後、実態調査の結果等を踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問いたしますが、ここ数年の資源ごみの売却による歳入の状況はどのようになっているかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

有価物の歳入についてお答えをさせていただきます。

ここ 3 年度の実績にはなりますが、令和 2 年度 923 万 9636 円、令和 3 年度 1581 万 2054 円、令和 4 年度 2790 万 6316 円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

市民の方々にごみ分別に御協力いただいた結果が、令和 4 年度が 3000 万円弱の歳入ということで、近年急激に伸びてきております。諸物価の高騰に伴う今後の相場変動にもよると思っておりますが、令和 5 年度は 5000 万円近くに届くのではないかと考えられます。

西予市にとって大変貴重な無印、真水の大きな財源となってきております。

この資源ごみの売却益については、市民の皆様にも広報紙やホームページでお礼のお知らせをすべきではないかと思っております。よろしく願います。

再質問になりますが、県内の市町の資源ごみ持ち去り規制した条例制定の状況についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

県内の他市町の条例制定の状況についてお答えをさせていただきます。

県内 20 市町中 9 市町、45%が条例を制定されている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

県内の約半数の市町が既に条例制定をしていることが分かりました。西予市民が手間と時間をかけて分別したものを市の委託業者以外の者が持ち去る行為は、市民のごみ減量・再資源化への意欲を失わせる行為となります。市民と共同で進めているリサイクルを円滑に進めるとともに、安定的かつ継続的な資源回収を目指し、不法投棄などの悪循環を招かないように、ごみと資源の持ち去り行為をより強い姿勢で撲滅することにより、廃棄物行政に関する市民との信頼関係の確保につなげていくためにも、実効性のある条例制定をお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○河野議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 00 分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 15 分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程 2）

○河野議長

日程第 2、議案第 61 号「西予市地域経済牽引

事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 70 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 10 件を一括議題といたします。

これより本案 10 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

14 番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

15 ページでございますが、4 款 1 項 4 目環境衛生費、犬（ねこ）愛護事業 30 万円についてであります。

令和 5 年度当初予算で犬（ねこ）愛護事業は 81 万 2000 円が計上されておりました。このうち 19 万円が猫の不妊・去勢手術の補助金、5 万円が野良猫（地域猫）対策支援補助金と書いてありました。猫の不妊・去勢手術の補助金に対し、市民からの要望も多くあり、それなりに成果はあると思いますが、昨年 12 月議会で宇都宮久見子議員の一般質問に対して、一井生活福祉部長は、今後も飼い主のいない猫への餌やりをやめてほしい、まずは増えないようにして徐々に減らして環境改善を図りたいとの答弁でありました。

このことから、不妊・去勢手術事業の継続だけでは不十分で、繁殖力の高い野良猫への餌やり対策にも力を注ぎ、両方がバランスのとれた効果的な予算執行が必要ではないかと思えます。

今回の追加補正予算、猫の不妊・去勢手術補助金 30 万円の一部を野良猫への餌やり対策費に回すべきではないかと思えますがよろしく願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

今回の補正予算につきましてお答えをさせていただきます。

令和 5 年度当初予算におけます 2 つの補助金に

つきましては、猫不妊・去勢手術補助金として、一般の方が市内の飼い主のいない猫または市内の飼育猫に対して不妊・去勢手術を受けさせた場合に、その一部を補助するものとして 19 万円を計上しております。

また、野良猫対策支援補助金につきましては、例年愛媛県獣医師会が、県内の飼い主のいない雌の地域猫に対し不妊手術を無料で行う事業を実施しており、この事業に対する補助金として 5 万円を計上しているものであります。

御指摘いただきましたとおり、飼い主のいない猫に関する問題については、不妊・去勢手術のみでなく、置き餌などの無責任な餌やり行為への対策等も重要であり、これらの両方に取り組んでいく必要がございますが、市民の皆様やボランティア団体の皆様からの要望、また、県からの財政的支援がなくなり、限られた予算の中で地域猫活動の効果的な推進を目指すために、まずは猫の繁殖を抑制することに重点を置いて、猫不妊・去勢手術補助金の 30 万円を計上し事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問になりますが、ただいまの答弁の中に、置き餌等の無責任な餌やり行為への対策も重要であると言われましたが、この件について、去勢や不妊以外の要望ですが、市民や動物愛護ボランティア団体からの要望はないのかどうかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

無責任な餌やり等への要望があったかについてお答えをさせていただきます。

無責任に餌やり行為だけを繰り返す方についての苦情・相談は、市民の皆様や動物愛護団体からもいただいております、令和 5 年度中に、飼い主のいない猫に関して、市への苦情・相談は、現在 22 件で、そのうち、無責任な餌やりに関するものが 8 件ございます。原因者へ直接お願いに伺う

場合もあれば、相談者の意向により、訪問ではなく回覧版やチラシ配布などによる対応をすることもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの答弁の中に、令和 5 年度中に、つまりまだ 5 カ月ぐらしか経過していないところでございますが、飼い主のいない猫に関して、市への苦情・相談は 22 件、そのうち無責任な餌やりに関するものが 8 件と大体 40%ほどそういう無責任な餌やり対策についてのものが 8 件あるわけです。

そうしますと、今回の予算措置が駄目でも、12 月議会までに、あるいはまた来年度当初予算に個別の苦情対応とともに、市全域も対象とした具体的な対策を盛り込む考えはないかどうかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

補正予算並びに当初予算への予算計上についてお答えをさせていただきます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり 8 件の実績がございます。そのうち、回覧等また個別指導で解決するものもあれば、何らかの対策が必要になる、予算的に必要になるものも生じてくるかと思っておりますので、内容を精査して、計上の予算について必要があれば対応をとってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河野議長

ただいま議題となっております議案第 65 号は関係常任委員会へ、議案第 61 号及び議案第 66 号の 2 件は総務常任委員会へ、議案第 64 号及び議案第 67 号から議案第 69 号までの 4 件は厚生常任委員会へ、議案第 62 号、議案第 63 号及び議案第 70 号の 3 件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程 3)

○河野議長

次に、日程第3、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

これより本案11件に対する一括質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それでは、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の主要な成果報告書の中の卯之町はちのじまちづくり推進事業について質問をさせていただきます。

報告書の中では、令和4年度の事業で計画していた施設整備については全て完了し、引き続きソフト事業の展開により商店街や町並みエリアも含めた交流人口の拡大と経済の活性化を図るとありました。

今後、商店街や町並みエリアも含めた活性化を図るためにどのような取組をお考えなのか質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

今後の取組、進め方についてお答えいたします。

卯之町はちのじまちづくり推進事業につきましては、平成29年9月に令和14年3月31日までを事業期間といたしました特定事業契約を結んでおります。

その内容といたしましては、昨年度整備が完了しました卯之町駅周辺の施設整備と整備した施設の維持管理の運営、そして、はちのじエリア全体のにぎわいと交流のある空間づくりとしたソフト事業の運営業務になります。

まず、連携体制につきましては、まちづくり推進課、経済振興課の職員、また、西予市観光物産協会と移住定住交流センターの職員が、特定事業者と情報の共有と事業の連携についての定例会を

開催しております。また、評価体制につきましても、卯之町はちのじまちづくり整備事業評価監視委員会においては、施設整備が終了したことを受けまして、今後のソフト事業の評価を引き続き行うため、産業部の職員を新たに委員として加えまして、評価を行う体制を整えております。

取組につきましては、ゆるりあんや卯之町駅を核としたイベントの実施、今年度におきましては、9月に町並みで開催を予定しておりますお月見イベントやエリア全体を会場として開催をされております卯之町町並みハロウィンなどの町並みや商店街に人の流れとにぎわいをつくり出すようなイベントを開催いたします。

また、一般社団法人n f cと連携した重伝建地区商店街にある空き家の利活用対策などを行い、引き続き地域活性化に向けて事業を進めるよう考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

このはちのじまちづくり推進事業につきましては、紆余曲折ありながら、市民検討委員会も何回か変わりながら進んできた事業でありまして、私も一番最初の市民検討委員会に入らせていただきました。そのときの期待度というのは、駅前の開発ももちろんなんですけれども、やっぱりちょっと寂しくなった商店街、そして重伝建エリアへどのようなにぎわいを持っていくのかという期待を持ちながら、皆さんいろんな参画をしていただいたところでございます。

それで、今、JR、そしてゆるりあんと、この駅前周辺がにぎやかになったことは本当にありがたいんですけども、次の商店街から重伝建への人の流れ、にぎわい、そこが一番期待されるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、今もイベントの予定というのをお聞きしたんですけども、一般社団法人n f cと連携した重伝建地区、商店街にある空き家の利活用対策などを行い、今後事業を進めるというふうな御答弁でした。これに一番期待するんですけども、具体的に分かってるところがあれば再質問させて

いただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

まず、この一般社団法人 n f c、これにつきましては、令和4年7月に、空き家、空き地再生活用やまちづくりの推進等を目的に設立をされた法人で、不動産業者や建設業者及び本事業の運営開始などによりまず構成をされております。

また、本年4月からは米博物館の指定管理者として、新しい発想のもと、サテライトオフィスの利活用やインフルエンサーによる情報の発信、各種イベントの提案に取り組まれているほか、空き家、空き地になることが想定される建物、敷地にかかる諸問題の解決に関する事業や移住定住事業、空き家活用を積極的に市と連携して行われています。市の関係部署との連携につきましては、エリア内での空き家、空き店舗の活用事業や町並みでの保存対策事業において、主に経済振興課と連携をして活動されております。

具体的な取組といたしましては、まず、なごみ館をオフィスとして活用するほか、エリア内の空き家、空き地に関する持ち主や借主側の相談に専門業者のあっせん等約20件等も行っております。今後もまた連携して進めてまいりたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○河野議長

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までの11件については、決算審査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件は決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

(日程4)

○河野議長

次に、日程第4、議案第71号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案についての理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

○宇都宮政策企画部長

議案第71号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、公共交通の利便性の向上を図るため、生活交通バス運行路線の一部見直し等を行うものであります。

内容といたしましては、仁土線及び田之浜～下泊線につきまして、利用状況に合わせた予約制のデマンド乗合タクシーによる運行に切り替えることから、生活交通バス運行路線から当該路線を廃止するとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第71号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程5)

○河野議長

次に、日程第5、陳情第2号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書」を議題といたします。

陳情1件の詳細につきましては、お手元に配信しております請願・陳情文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております陳情1件については、厚生常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案及び陳情について十分に審査を行い、各常任委員会については、9月19日の本会議において、特別委員会においては、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

た。

9月19日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時35分

第 5 日

9月19日（火曜日）

令和5年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 9月19日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 開 議 | 令和5年 9月19日 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| | 午前10時00分 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 1. 散 会 | 令和5年 9月19日 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| | 午前10時30分 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | | |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | | |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 | | |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 | | |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み | | |
| 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 | | |

議 事 日 程

- 1 議案第 6 1 号 西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 2 号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 3 号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について
- 議案第 6 4 号 令和 4 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について
- 議案第 6 5 号 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 6 6 号 令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 7 号 令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 8 号 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 6 9 号 令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 0 号 令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 1 号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
- 陳情第 2 号 保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 6 1 号 西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 2 号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 3 号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について
- 議案第 6 4 号 令和 4 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について
- 議案第 6 5 号 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第 6 6 号 令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 7 号 令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 8 号 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 6 9 号 令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 0 号 令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 1 号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
- 陳情第 2 号 保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書

開会 午前10時00分

○河野議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、議案第61号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第71号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」まで及び陳情第2号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書」の12件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

〔宇都宮総務常任委員会委員長登壇〕

○宇都宮総務常任委員会委員長

改めましておはようございます。

それでは、ただいまより総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月11日の本会議において当委員会へ付託されました議案4件につきましては、翌12日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案4件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第61号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、本条例は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、

地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図るため、愛媛県知事の承認を受けた計画に従って施設を設置したのに対して固定資産税を課税しないものであり、今回の改正により、特別措置の取得期限が令和7年3月31日まで2年間延長されたとの説明があり、委員からの対象となる事業についての質疑に対し、愛媛県が定めている計画では、先進的な事業に設備投資を行おうとする事業者が対象になり、南予地域では、食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長分野に係る事業が対象になる。また、西予市において、本条例による減免の実績はないとの答弁でありました。

次に、議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について、消防本部所管分では、消防団活動に使用するヘルメットを、今年度から5カ年かけて方面隊ごとに更新していくとの説明があり、委員からの更新計画の内容についての質疑に対し、野村方面隊、宇和方面隊からヘルメット更新の要望が出ており、今年度、野村方面隊に444個、宇和方面隊に449個と更新していき、その後、明浜方面隊、城川方面隊、三瓶方面隊と順に更新していく予定であるとの答弁でありました。

次に、議案第71号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」では、生活交通バスからデマンド乗合タクシーへの移行を希望されている利用者もいるが、今後、移行していく考えはあるのかとの質疑に対し、デマンド乗合タクシーに移行してほしいという希望があることは十分理解しているが、現在、生活交通バス、デマンド乗合タクシー、スクールバスも含め、市内事業者の協力により運行できている状況であり、タクシー業者も事業者の減少や運転手不足といったこともあるため、今後、事業者とも相談しながら進めていきたいとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和5年9月19日、総務常任委員会委員長宇都宮俊文。以上でございます。

○河野議長

次に、厚生常任委員会委員長加藤美香君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

〔加藤厚生常任委員会委員長登壇〕

○加藤厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において当委員会に付託されました議案5件、陳情1件について、9月13日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件につきましてはお手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

また、陳情1件については、採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第64号「令和4年度西予市民病院事業会計資本金の額の減少について」、西予市病院事業会計では、看護師等奨学資金貸付制度事業にかかる財源として、一般会計から病院事業会計へ出資金として受入れていたが、令和5年度より西予市民病院から医療介護部医療対策室へ所管替えを行ったため、西予市病院事業会計の資本金の額を減少するものであるとの説明があり、育英会奨学資金の資金とは別なのかとの質疑があり、医療介護部医療対策室では看護師等奨学資金貸付制度事業のみを行っているとの答弁でありました。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」の子育て支援課所管分では、若年出産世帯奨学金返還支援事業の補助金10世帯分400万円の根拠について質疑があり、把握している令和5年度の出生見込みは136名であり、そのうち夫婦とも29歳以下の世帯が39世帯で、その25%を見込んでいるとの答弁がありました。

福祉課所管分では、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会が運営する障害者支援施設野村育成園の改修工事に伴い、その施設整備に要する費用の一部を補助するものと説明がありました。市の負担割合について質疑があり、平成27年度のひまわりの家の新築時と同様に、県補助の2分の1程度を市の補助金として計上したとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分では、出産等通院交通

費補助事業について、申請時の添付資料について質疑があり、原則領収書を提出していただくか、公共交通機関によっては領収書が発行できない場合があり、その場合は精算書という形で申請できるとの答弁がありました。

環境衛生課所管分では、犬（ねこ）愛護事業の猫不妊・去勢手術補助金について、申請が多く5月末に予算を全額執行したが、市民や団体から多数の要望があったため、30万円の追加予算を計上するとの説明があり、今後も予算が不足しないかとの質疑があり、事業の継続性は必要と考えており、今年度の動向を見て対応していきたいとの答弁でありました。

陳情第2号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書」について、本市においても保育所等の人員不足はあると思われる等の理由からの賛成意見、また、内容はもともとであるが国で進めている少子化対策の中で既に取り組みされており、実際に進んでいる等の理由から反対意見があり、賛成多数により採択と決しました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和5年9月19日、厚生常任委員会委員長加藤美香。

○河野議長

次に、産業建設常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

源正樹君。

〔源産業建設常任委員会委員長登壇〕

○源産業建設常任委員会委員長

去る9月11日の本会議において当委員会に付託されました議案4件について、9月12日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件についてはお手元に配信のとおり、全て全会一致で原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告します。

議案第63号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」では、埋立区間の漁業権及び工事期間について質疑があり、共同漁業権の一部消失に

ついて、愛媛県漁業協同組合明浜支所に承認を得ている。埋立区間の工事期間は令和5年から5カ年計画で、取り合わせ区間等については別途期間が必要になると愛媛県から報告を受けているとの答弁でありました。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」の農業水産課所管分では、災害復旧事業の補助条件について質疑があり、事業費が40万円以上で国庫補助の対象となる。40万円未満の補助対象とならない小規模災害箇所を復旧するため、市単独事業として予算計上を行った。また、重機借上料については、被害箇所に行くまでの重機での伐開費用や工事用道路の整地等を行うために重機等を使用する費用で国・県の補助対象にはならないとの答弁でありました。

林業課所管分では、林業用施設災害復旧事業（現年度）の委託内容について質疑があり、当委託は地滑り災害の測量設計で、路線は、林道東津野城川線1路線であり、城川町川津南にある林道安尾線の合流点になるとの答弁でありました。

議案第70号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）」では、多田地区農業集落排水施設の真空ポンプ修繕について質疑があり、今までも修繕を行ってきたが、今回取替えなければ修繕できないような修繕箇所ができたため、取替による修繕を行うとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和5年9月19日、産業建設常任委員会委員長源正樹。

○河野議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○河野議長

全員の入室を確認しました。

まず、議案第61号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第61号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第62号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたしました。

議案第62号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案…。

〔「議長、賛成16人のままになってますけど」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時20分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前10時21分）

次に、議案第63号「公有水面埋立てに関する意見の陳述について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを

押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 63 号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 64 号「令和 4 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 64 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 64 号「令和 4 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 65 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 66 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 66 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 66 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員

によって可決となりました。

次に、議案第 67 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 67 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 67 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 68 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 68 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 68 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 69 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 69 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 69 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 70 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 70 号は原案のとおり決定することに賛

成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 70 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 71 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 71 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 71 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、陳情第 2 号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書」を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第 2 号は原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

陳情第 2 号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書」は賛成多数によって採択となりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

10 月 3 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時30分

第 6 日

10 月 3 日 (火曜日)

令和5年第3回西予市議会定例会会議録（第6号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年10月 3日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年10月 3日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午後 2時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 閉 会 | 令和5年10月 3日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 2時44分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 和 氣 敦 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10番 竹 崎 幸 仁
- 11番 小 玉 忠 重
- 12番 源 正 樹
- 13番 井 関 陽 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 森 川 一 義
- 18番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 いずみ |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

議 事 日 程

- 1 認定第 1 号 令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 8 号 令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第 9 号 令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
- 認定第 10号 令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第 11号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 2 議案第 72号 令和5年度西予市一般会計補正予算（第7号）
- 3 意見書案第2号 保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める意見書（案）の提出について
- 4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 8 号 令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第 9 号 令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
- 認定第 10 号 令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第 11 号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 2 議案第 72 号 令和5年度西予市一般会計補正予算（第7号）
- 3 意見書案第2号 保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める意見書（案）の提出について
- 4 議員派遣の件について

開会 午後2時00分

○河野議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長宇都宮久見子君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮久見子君。

〔宇都宮決算審査特別委員会委員長登壇〕

○宇都宮決算審査特別委員会委員長

西予市決算審査特別委員会審査報告を行います。

令和5年9月11日の本会議において、当特別委員会に付託されました認定11件について、9月14日、20日、22日に分科会を、28日に特別委員会を開催し、慎重に決算審査を行い、審査の結果、全て認定することに決しました。

これより決算審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁をお手元の報告書より抜粋して報告いたします。

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」歳入に関して、委員からは、旧町時代からの収入未済額や収入の見込みが薄い歳入未済額については、令和5年度に設置された債権整理室と債権所管課が連携し、不良債権の適切な管理・回収に努めるよう意見がありました。

財政課所管分の市有財産維持管理事業では、市有財産における遊休地、遊休施設の今後の方向性について質疑があり、現在、西予市全域を調査し、売却可能である資産の洗い出し作業を進めている。最終的には、売却可能かどうかの選定をする必要があるが、今年度中には方向性について明らかに

していききたいとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分の全国大会出場選手支援事業では、個人または団体競技において、国際大会、国民体育大会へ出場する選手に対して2万円、通常の全国大会で1万5000円の報奨金の交付と懸垂幕、横断幕を掲出し出場者の支援を行っている。令和4年度は、全国大会が通常どおり開催されたことにより、前年度より24件申請が増えたとの説明に対し、全国大会が開催される場所によって報奨金の上乗せはないかとの質疑があり、開催地に関係なく一律の金額となっているとの答弁でありました。

移住交流促進事業では、令和4年度事業費が昨年度と比較し減少していることについて質疑があり、移住定住促進空き家活用住宅の改修が2件から、令和4年度1件に減っており、そのため事業費と国庫支出金が減額となっているとの答弁でありました。

また、Uターン者への支援事業の取組についての質疑があり、Uターン者に特化した取組は行っていない。今後検討していききたいとの答弁でありました。

教育総務課所管分のスクールバス維持管理事業では、スクールバスに設置する置き去り防止安全装置の機能についての質疑があり、運転手が確認してボタンを押す降車時確認式と、バスの中で子どもが動いた場合、自動的に検知する自動検知式の2つの機能を備えた機械を導入することとしており、今年度12月中には全てのバスに設置するとの答弁でありました。

まなび推進課所管分の高校魅力化事業では、市内中学生の地元高校への進学率について質疑があり、近年は45%を切っている状況が続いているとの答弁でありました。

また、高校魅力化の見通しについての質疑があり、魅力化推進協議会各校委員会では、市外から受入れたときの住まいの確保や公共交通の通学の便についての意見が出されており、今後も各校委員会において出される様々な意見を検討し、西予市として何ができるのかといったところから検討していききたいとの答弁でありました。

市民課所管分のマイナンバーカード交付事業では、障がいを持たれている方の手続について質疑があり、担当職員が施設などへ出向き代理申請等

を行ったとの答弁がありました。

また、マイナンバーカードを健康保険証として使用するメリットについての質疑があり、初診料等については、マイナンバー健康保険証を利用して受診すると、従来の健康保険証で受診するより自己負担額が安くなるとの答弁でありました。

環境衛生課所管分の環境保全推進事業では、家庭用燃料電池（エネファーム）の導入に対する補助申請がなかったが、その補助金額を補助申請が上限に達した家庭用リチウムイオン蓄電池の導入に対する補助へまわすことはできなかつたのかとの質疑があり、県の補助金が含まれているため当初計画の件数から変更できなかつたとの答弁でありました。

福祉課所管分の福祉避難所機能強化・整備促進事業では、実績評価の中で、指定避難所を充実するため、新たな分野での追加指定を目指しているところがあるが、どのようなところを指定避難所とするのかとの質疑があり、今年度、明浜、野村、城川の保育所に6カ月以内の乳児と保護者及び妊産婦が対象の福祉避難所を新たに指定したとの答弁でありました。

長寿介護課所管分の高齢者路線バス利用補助事業では、市外の路線は助成対象外であるが、明浜、三瓶から市外病院へ通院が必要な場合があり、何らかの補助的なものを検討できないかとの質疑がありました。高齢者の負担軽減、市内及び市立病院への利用者の増加、市内店舗の消費喚起を進めることが目的のため、市内公共路線バスの区域のみと考えているが、関係課と情報共有し、調査研究を行うとの答弁でありました。

また、乗車1回の運賃の金額が260円未満の場合は補助対象とはならないが、近距離の医療機関への通院に対しても対応できないかとの質疑があり、路線を調査した上で今後検討していくとの答弁でありました。

医療対策室所管分の市立病院経営支援推進事業では、医師、医療従事者不足について、具体的にどのように動いたのかとの質疑があり、愛媛大学、岡山大学等への訪問、昨年度については、市長と自治医科大学、芳賀赤十字病院へ出向いた結果、自治医科大学で勤務していた整形外科の医師1名が市民病院に今年度から勤務しており、看護師については、全国的な看護師不足のため、なかなか

結果が出ていないとの答弁でありました。

経済振興課所管分の四国西予ジオミュージアム管理運営事業では、ミュージアム内の物販について質疑があり、ジオミュージアムの物販ブースについては、一般社団法人西予市観光物産協会に委託している場所となっているため、まずは観光物産協会の会員になっていただき、その施設に合う物品か検討した後に販売することになるとの答弁でありました。

委員からは、観光に訪れた際の楽しみの一つでもあるお土産となる物販が充実するような検討を行うよう意見がありました。

農業水産課所管分の農村環境保全向上活動支援事業では、令和4年度に肱川流域治水対策の取組として行った田んぼダム実証実験の課題等について質疑があり、耕作者に実施したアンケート結果では、「水がたまることで排水口付近の畔が壊れた」という意見が1件ありましたが、「支障がなく今後も前向きに取り組んでいきたい」「ほかの地区にも拡大していけばいい」という回答が多かつたとの答弁でありました。

また、今後の田んぼダムへの取組拡大について質疑があり、令和5年度は宇和町中川の田苗真土・加茂・大江地区に拡大し、今後、基盤整備を実施している多田・石城・伊賀上・田之筋地区など宇和町全体へ取組を拡大していきたいとの答弁でありました。

漁協関係各種補助金事業では、平成25年度から令和4年度までの10年間、八幡浜漁協に対し経営支援を行ってきたが、経営は改善したのか。また、継続して支援を求めるような話が出ていないのかとの質疑があり、八幡浜漁協財務改善委員会及び経営改善検討委員会において、令和4年度の事業活動の報告があり、改善計画最終年度である令和4年度の経常利益は7856万2000円を計上し、当期剰余金は8269万4000円、財務改善計画に対し156.5%を達成し、繰越欠損金を解消することができた。今後の再建については、組合員で進めていくと報告があつたとの答弁でありました。

また、当経営支援は計画どおりに終了したのかとの質疑があり、平成29年度に魚の単価が下がったことなどから運転資金の償還が予定どおりにできなくなったため、財務改善計画の変更を行い、5年の償還期限を10年間に延長したことで当初

計画に比べ保証料が増額となっているとの答弁でありました。

建設課所管分の住宅リフォーム事業では、当初計画期間である 10 年間で経過したため、令和 4 年度をもって事業が終了となった。財政面を考慮する必要はあるが、市民の要望が高い事業であり事業継続を行う考えはないかとの質疑があり、市民からの要望が多く、今年度に入ってから定期的な問合せがある事業ということは認識しており、今後の事業継続については検討していきたいとの答弁でありました。

危険空家除却事業では、危険空家に該当したが補助対象とならなかった空き家の状況について質疑があり、令和 4 年度に申請受付した 83 件のうち、補助要件を満たし危険空家と認定された件数は 47 件であり、42 件を除却した。残りの 5 件については、翌年度に持ち越しし、令和 5 年度の補助要件を満たした危険空家と優先順位を決めて補助金交付を行う予定であるとの答弁でありました。

認定第 6 号「令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、公共下水道への統合について質疑があり、令和 5 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、令和 5 年 3 月 31 日をもって打切り決算とし、2473 万 1000 円を下水道会計へ引き継いだ。永長・神野久・中川地区については、令和 6 年度から段階的に公共下水道へ統合していく計画であるとの答弁でありました。

その他、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和 4 年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和 5 年 10 月 3 日、西予市決算審査特別委員会委員長宇都宮久見子。

○河野議長

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○河野議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。お諮りいたします。

認定第 1 号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第 2 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 2 号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第 2 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第 3 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 3 号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第 3 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特

別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第4号「令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第4号「令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第5号「令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第5号「令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第6号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第6号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第7号「令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第7号「令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第8号「令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第8号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第8号「令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第9号「令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第9号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第9号「令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第10号「令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第10号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第10号「令和4年度西予市病院事業会計

決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第 11 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 11 号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

認定第 11 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

(日程 2)

○河野議長

次に、日程第 2、議案第 72 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 72 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、その内容につきまして、予算書の款別に御説明を申し上げます。

まず、5 款労働費、雇用・創業等支援事業では、厚生労働省所管である令和 5 年度地域雇用活性化推進事業の採択を受けた西予市地域雇用創造促進協議会への貸付金 281 万 4000 円を計上するものであります。

当協議会では、求職者への就職支援や即戦力となる人材の育成、企業の成長促進などに取り組み、市内の雇用拡大を目指し結成された団体であります。

10 月からの事業実施に当たって、当協議会には独自の資金がなく、全て国からの委託金を財源とするものであり、また、国からの概算払いは、事業開始から約 2 カ月後になることから、当該事

業を円滑に進めるため、11 月までに必要となる人件費や管理費などの経費相当分を事業運営資金として貸し付けるものであります。

この貸付金については、当協議会の財源調達を終わりましたら、当年度内に返還されることとなりますので、歳入予算において、貸付金と同等となる貸付金元利収入を計上しております。

また、8 款土木費、危険空家除却事業では、市内の中心市街地において、歩行者及び車の交通量が多い市道に面し、市民の生命や財産に危害・損害を与えかねない状況にある西予市宇和町卯之町地区及び野村町野村地区の特定空家等の 2 件について、所有者を特定できない状態等のため、略式代執行による空き家の除却を計画するものであり、その経費として、解体工事費など 959 万 5000 円を計上しております。行政手続等に要する期間は必要となりますが、年度内の事業完了予定であります。

これらの事業の財源につきましては、財政調整基金繰入金及び貸付金元利収入を計上し、収支の均衡を図っております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ 1240 万 9000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 308 億 9353 万 9000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 72 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認め、議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 72 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 72 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」は賛成全員によって可決となりました。

（日程 3）

○河野議長

次に、日程第 3、意見書案第 2 号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

〔加藤厚生常任委員会委員長登壇〕

○加藤厚生常任委員会委員長

意見書案第 2 号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める意見書（案）の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

近年、急速に少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要であり、強く求められているところであります。

慢性的な保育士の人材不足等による保育現場の課題解決、保育現場における子どもの命と安全を守る対策は急務であると考えております。

しかしながら、国の保育士配置基準は、4・5 歳児では 70 年以上、1・2 歳児では 50 年以上変

わらないままで、保育現場は大変苦勞している状況が続いており、加えて、保育士の離職率が高く、保育人材の確保及び定着は、保育現場の喫緊の課題であり、今こそ国が責任を持って改善を進めることが求められております。

国に対しまして、よりよい保育と保育士の負担軽減のため、現在の国の保育士配置基準を改善すること及び保育士の確保と質の高い保育サービス提供のため、保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を行うことの 2 項目について、必要な措置を講じられるよう強く要望するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解していただき、賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

厚生常任委員会委員長加藤美香。

○河野議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第 2 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認め、意見書案第 2 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

意見書案第 2 号「保育士配置基準の改善及び保

育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○河野議長

採決を確定いたします。

意見書案第2号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める意見書（案）の提出について」は賛成多数によって可決となりました。

（日程4）

○河野議長

次に、日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本案のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月1日から本日まで33日間にわたる会期中で、11名の議員の皆様から一般質問をいただきました。

また、上程いたしました条例改正、補正予算、

決算認定などの重要な案件をいずれも原案どおり可決または認定いただきました。議員の皆様方におかれましては熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

9月30日土曜日に三瓶町垣生地区におきまして、南海トラフ巨大地震を想定した令和5年度地震津波防災訓練を実施させていただきました。

日中は体験型の訓練や消防、警察、自衛隊などによる車両やパネルの展示訓練を実施し、多くの地域の皆様に参加いただきました。

また、今回は、市の訓練といたしましては初めて、明るい昼間ではなく、暗くなった時間帯における地震発生を想定した夜間避難訓練を実施し、夜間ならではの問題点や危険箇所等を把握する訓練を行いました。

この訓練にも、夜間にもかかわらず、垣生地区の半数近くになる約300人の住民の皆様に参加をいただき、通常の昼間の避難訓練とは異なる条件の中での避難行動の在り方、留意しなければならないことなど、再確認や新たな気づきがあり、非常に有意義な訓練であったと思います。

協力、参加をいただきました関係機関の皆様、地域の皆様には、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今後もいつ発生するか分からない大規模地震に対し、様々な場面を想定し、備えておくことの重要性を再認識したところであります。地域の皆様、防災関係機関の皆様方の協力のもと、市内各地域におきましても継続的に取り組んでいきたいと思っております。

令和3年度に実施された高校生と市議会との意見交換会の中で提案のありました宇和高校、三瓶分校、野村高校の3校による料理コンテスト企画ですが、令和4年度に開催する計画でございましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり開催を見送っていたところであります。今般、来る11月11日土曜日、駅前複合施設ゆるりあんにおいて、高校生ご当地グルメ甲子園～in西予～として、ついに開催の運びとなりました。

西予市産食材を使用し、市の魅力の詰まったサンドイッチを作製し、100食限定で来場者試食による人気投票で最優秀作品を選出する内容となっております。

生徒で構成する実行委員会が1年以上の歳月を

かけて実現したイベントでありますので、多くの市民の皆様にも御来場いただきたいと思ひます。

少子化が急激に進む中、市内の高等学校の生徒数も大きな減少傾向にあり、三瓶分校も今年度から新入生の募集停止となりました。

学校の統廃合が進む現状において、市としても、まさに生き残りをかけた高校魅力化・特色化に取り組んでいるところであります。

今回のようなイベントを通じまして、学校や地域の個性、魅力を掘り起こし、つくり上げていくことが、移住・定住の促進、人口減少の歯止めにつながるのではないかと考えているところでございます。

市民の皆様、議員の皆様におかれましても御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

今月の10月29日から31日にかけて、ねんりんピック愛顔のえひめ2023の軟式野球の交流会が西予市宮宇和球場で開催をされることとなっております。全国の方、また、西予市からもチームが出場するというところでございますので、ぜひ議員の皆さん、また市民の皆さん、多く駆けつけていただき応援をしていただきたいと思ひているところでございます。

日中はまだまだ厳しい残暑が続いておりますが、朝晩は秋の気配も感じられるようになりました。

1日の気温差も激しく体調を崩しやすい時期でもあり、また、インフルエンザの流行拡大も懸念されているところでございます。

議員各位におかれましては、健康に十分留意をいただき、市政運営に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

○河野議長

これをもって、令和5年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 河野 清一

同 議員 森川 一義

同 議員 酒井 宇之吉

閉会 午後2時44分

付 録

令和5年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月1日（金）～10月3日（火）

（会期33日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9月1日	金	本会議（開会） 特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決 ・決算審査特別委員会 ・行政報告会 ・地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
9月2日	土	休 会	
9月3日	日	休 会	
9月4日	月	休 会	
9月5日	火	休 会	
9月6日	水	休 会	・質疑通告〆切
9月7日	木	本 会 議 特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・決算審査特別委員会
9月8日	金	本 会 議	・一般質問
9月9日	土	休 会	
9月10日	日	休 会	
9月11日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託 ・追加議案理事者提案理由説明
9月12日	火	常任委員会	
9月13日	水	常任委員会	
9月14日	木	特別委員会	・決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月15日	金	休 会	・討論通告〆切
9月16日	土	休 会	
9月17日	日	休 会	
9月18日	月	休 会	
9月19日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・質疑・討論・採決
9月20日	水	特別委員会	・決算審査特別委員会（総務分科会）
9月21日	木	休 会	
9月22日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月23日	土	休 会	
9月24日	日	休 会	

月 日	曜日	日 程	備 考
9月25日	月	休 会	
9月26日	火	休 会	
9月27日	水	休 会	
9月28日	木	特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・行政報告会 ・決算審査特別委員会
9月29日	金	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・討論通告〆切
9月30日	土	休 会	
10月1日	日	休 会	
10月2日	月	休 会	
10月3日	火	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・追加議案理事者提案理由説明 ・即決議案採決 ・行政報告会

令和5年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 6号	専決処分第6号の承認を求めることについて	05. 9. 1	原案承認
議案第 61号	西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	05. 9. 19	原案可決
議案第 62号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	05. 9. 19	原案可決
議案第 63号	公有水面埋立てに係る意見の陳述について	05. 9. 19	原案可決
議案第 64号	令和4年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	05. 9. 19	原案可決
議案第 65号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)	05. 9. 19	原案可決
議案第 66号	令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	05. 9. 19	原案可決
議案第 67号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	05. 9. 19	原案可決
議案第 68号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	05. 9. 19	原案可決
議案第 69号	令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	05. 9. 19	原案可決
議案第 70号	令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)	05. 9. 19	原案可決
議案第 71号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	05. 9. 19	原案可決
議案第 72号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第7号)	05. 10. 3	原案可決
認定第 1号	令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 2号	令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 3号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 4号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 5号	令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 6号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 7号	令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 8号	令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 9号	令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 10号	令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について	05. 10. 3	認 定
認定第 11号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	05. 10. 3	認 定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第 7号	令和4年度西予市一般会計継続費精算報告について	05.9.1	報告
報告第 8号	令和4年度健全化判断比率の報告について	05.9.1	報告
報告第 9号	令和4年度資金不足比率の報告について	05.9.1	報告
報告第 10号	西予市土地開発公社の経営状況について	05.9.1	報告
報告第 11号	株式会社エフシーの経営状況について	05.9.1	報告
報告第 12号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	05.9.1	報告
報告第 13号	株式会社どんぶり館の経営状況について	05.9.1	報告
報告第 14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	05.9.1	報告
報告第 15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	05.9.1	報告
報告第 16号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	05.9.1	報告
報告第 17号	西予CATV株式会社の経営状況について	05.9.1	報告
陳情第 2号	保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書	05.9.19	採 択
意見書案第2号	保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める意見書(案)の提出について	05.10.3	原案可決
発議第 5号	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の定数の変更について	05.9.1	原案可決
発議第 6号	西予市決算審査特別委員会の設置について	05.9.1	原案可決
選任第 4号	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の選任	05.9.1	議長指名
選任第 5号	西予市決算審査特別委員会委員の選任	05.9.1	議長指名
	議員派遣の件について	05.10.3	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
6月14日	議 長	全国市議会議長会定期総会
6月15日	議 長	全国市議会議長会共済会代議員会
	議 長	西予市老人クラブ連合会総会
6月16日	全 議 員	令和5年第2回定例会 一般質問
6月19日	全 議 員	令和5年第2回定例会 一般質問
6月20日	全 議 員	令和5年第2回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会実行委員会
6月21日	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	議 長	西予地区防犯協会定期総会
6月22日	関 係 議 員	総務常任委員会
6月23日	関 係 議 員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
6月24日	議 長	東宇和農協第26回通常総代会
6月27日	議 長	令和5年度四国西予ジオパーク推進協議会総会・ジオパーク講演会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
6月29日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第2回定例会 閉会
	全 議 員	行政報告会
6月30日	議 長	四国西南サミット
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月3日	関 係 議 員	厚生常任委員会行政視察（～5日）
7月4日	議 長	八幡浜地区施設事務組合臨時会
7月5日	関 係 議 員	産業建設常任委員会行政視察（～7日）
	議 長	西予市身体障害者協会総会
7月7日	議 長	平成30年7月豪雨災害に係る追悼献花
7月8日	議 長	モンゴルドンドゴビ県表敬訪問（～12日）
7月11日	議 長	肱川流域総合整備推進協議会要望活動
7月13日	議 長	法華津・野福峠観光開発促進協議会監査
	議 長	肱川流域の環境と治水を考える住民ネットワーク要望
7月14日	議 長	愛媛県年金者連盟西予支部総会
7月19日	関 係 議 員	総務常任委員会行政視察（～21日）
7月22日	議 長	第28回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
7月24日	議 長	西予市遺族会代議員総会
	議長・副議長	うわじま牛鬼まつり

月 日	出席者	行事名
7月25日	議長	愛媛県市議会事務局協議会
7月28日	議長	北海道黒松内町表敬訪問（～31日）
8月7日	関係議員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会行政視察（～8日）
8月15日	議長	愛媛県戦没者追悼式
8月22日	議長・関係議員	西予市消防本部等庁舎改築推進委員会
8月23日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会
8月24日	関係議員	議会運営委員会
8月27日	議長	南予少年剣道練成大会
8月29日	関係議員	議会運営委員会
	関係議員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会所管事務調査
8月30日	関係議員	議会だより編集委員会
8月31日	全議員	西予市消防署野村支署新庁舎落成式
	関係議員	議会運営委員会
9月1日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和5年第3回定例会 開会

令和5年9月12日

西予市議会議長

河野 清 一 様

総務常任委員会

委員長 宇都宮 俊 文

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 61号	西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 65号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 66号	令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 71号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和5年9月13日

西予市議会議長

河野 清 一 様

厚生常任委員会

委員長 加藤 美香

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 64号	令和4年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	原案可決
議案第 65号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 67号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 68号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 69号	令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和5年9月12日

西予市議会議長

河野 清 一 様

産業建設常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 62号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 63号	公有水面埋立てに係る意見の陳述について	原案可決
議案第 65号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 70号	令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和5年9月28日

西予市議会議長

河野 清 一 様

西予市決算審査特別委員会

委員長 宇都宮 久見子

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
認定第1号	令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第2号	令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第3号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第4号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第5号	令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第6号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第7号	令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第8号	令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第9号	令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第10号	令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について	認 定
認定第11号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認 定

令和5年9月13日

西予市議会

議長 河野 清 一 様

厚生常任委員会

委員長 加藤 美 香

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
陳情第2号	保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書	採 択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第61号 西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

議案第66号 令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について

以上、4議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第61号「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、本条例は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図るため、愛媛県知事の承認を受けた計画に従って施設を設置したものに対して、固定資産税を課税しないものであり、今回の改正により、特別措置の取得期限が、令和7年3月31日まで2年間延長されたとの説明があり、委員からの対象となる事業についての質疑に対し、愛媛県が定めている計画では、先進的な事業に設備投資を行おうとする事業者が対象になり、南予地域では、食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した、成長分野に係る事業が対象になる、西予市内において、本条例による減免の実績はないとの答弁であった。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について、消防本部所管分では、消防団活動に使用するヘルメットを、今年度から5カ年かけて、方面隊ごとに更新していくとの説明があり、委員からの更新計画の内容についての質疑に対し、野村方面隊、宇和方面隊から、ヘルメット更新の要望が出ており、今年度、野村方面隊に444個、宇和方面隊に449個と更新していき、その後、明浜方面隊、城川方面隊、三瓶方面隊と順に更新していく予定であるとの答弁であった。

議案第71号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」では、生活交通バスからデマンド乗合タクシーへの移行を希望されている利用者もいるが、今後、移行していく考えはあるかとの質疑に対し、デマンド乗合タクシーに移行してほしいという希望があることは十分理解しているが、現在、生活交通バス、デマンド乗合タクシー、スクールバスも含め、市内事業者の協力により運行できている状況であり、タクシー業者も事業所の減少や運転手不足といったこともあるため、今後、事業者とも相談しながら進めていきたいとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和5年9月19日

総務常任委員会

委員長 宇都宮 俊文

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第64号 令和4年度西予市民病院事業会計資本金の額の減少について

議案第65号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第67号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)

陳情第2号 保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書

以上5議案については、原案可決決定した。

また、陳情1件については、採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第64号「令和4年度西予市民病院事業会計資本金の額の減少について」、西予市病院事業会計では、看護師等奨学資金貸付制度事業にかかる財源として、一般会計から病院事業会計へ出資金として受け入れていたが、令和5年度より西予市民病院から医療介護部医療対策室へ所管替えを行ったため、西予市病院事業会計の資本金の額を減少するものであるとの説明があり、育英会奨学資金の資金とは別なのかとの質疑があり、医療介護部医療対策室では看護師等奨学資金貸付制度事業のみを行っているとの答弁であった。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」の子育て支援課所管分では、若年出産世帯奨学金返還支援事業の補助金10世帯分400万円の根拠について質疑があり、把握している令和5年度の出生見込数は136名であり、そのうち夫婦とも29歳以下の世帯が39世帯で、その25%を見込んでいるとの答弁であった。

福祉課所管分では、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会が運営する障害者支援施設野村育成園の改修工事に伴い、その施設整備に要する費用の一部を補助するものと説明があった。市の負担割合について質疑があり、平成27年度のひまわりの家の新築時と同様に、県補助の1/2程度を市の補助金として計上したとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分では、出産等通院交通費補助事業について、申請時の添付資料について質疑があり、原則領収書を提出いただくが、公共交通機関によっては領収書が発行できない場合があり、その場合は精算書という形で申請できるとの答弁であった。

環境衛生課所管分では、犬(ねこ)愛護事業の猫不妊・去勢手術補助金について、申請が多く5月末に予算を全額執行したが、市民や団体から多数の要望があったため、30万円の追加予算を計上するとの説明があり、今後も予算が不足しないかとの質疑があり、事業の継続性は必要と考えており、今年度の動向等を見て対応していきたいとの答弁であった。

陳情第2号「保育士配置基準の改善及び保育士の賃金水準引き上げ等の処遇改善を求める陳情書」について、本市においても保育所等の人員不足はあると思われる等の理由からの賛成意見、また、内容はもともとであるが国で進めている少子化対策の中で既に取り組みされており、実際に進んでいる等の理由から反対意見があったが、賛成多数により採択と決した。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年9月19日

厚生常任委員会

委員長 加藤 美香

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第62号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第63号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について

議案第65号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

議案第70号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)

以上4議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第63号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」では、埋立区間の漁業権及び工事期間について質疑があり、共同漁業権の一部消失について、愛媛県漁業協同組合明浜支所に承認を得ている。埋立区間の工事期間は令和5年から5カ年計画で、取り合わせ区間等については別途期間が必要になると愛媛県から報告を受けているとの答弁であった。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」の農業水産課所管分では、災害復旧事業の補助条件について質疑があり、事業費が40万円以上で国庫補助の対象となる。40万円未満の補助対象とならない小規模災害箇所を復旧するため、市単独事業として予算計上を行った。また、重機借上料については、被害箇所に行くまでの重機での伐開費用や工事用道路の整地等を行うために重機等を使用する費用で国・県の補助対象にはならないとの答弁であった。

林業課所管分では、林業用施設災害復旧事業(現年度)の委託内容について質疑があり、当委託は地すべり災害の測量設計で、路線は、林道東津野城川線1路線であり、城川町川津南にある林道安尾線の合流点になるとの答弁であった。

議案第70号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)」では、多田地区農業集落排水施設の真空ポンプ修繕について質疑があり、今までも修繕を行ってきたが、今回取替えなければ修繕できないような修繕箇所ができたため、取替による修繕を行うとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年9月19日

産業建設常任委員会

委員長 源 正樹

西予市決算審査特別委員会審査報告書

【審査した議案】

- 認定第1号 令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第2号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第3号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第4号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第5号 令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第6号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第7号 令和4年度西予市水道事業会計決算の認定について
 - 認定第8号 令和4年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
 - 認定第9号 令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
 - 認定第10号 令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について
 - 認定第11号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 以上、11件について、認定と決した。

【審査経過及び意見等】

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」歳入に関して、委員からは、旧町時代からの収入未済額や収入の見込みが薄い歳入未済額については、令和5年度に設置された債権整理室と債権所管課が連携し、不良債権の適切な管理・回収に努めるよう意見があった。

財政課所管分の『市有財産維持管理事業』では、市有財産における遊休地、遊休施設の今後の方向性について質疑があり、現在、西予市全域を調査し、売却可能である資産の洗い出し作業を進めている。最終的には、売却可能かどうかの選定をする必要があるが、今年度中には、方向性について明らかにしていきたいとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分の『全国大会出場選手支援事業』では、個人または団体競技において、国際大会、国民体育大会へ出場する選手に対して20,000円、通常の全国大会で15,000円の報奨金の交付と懸垂幕、横断幕を掲出し出場者の支援を行っている。令和4年度は全国大会が通常どおり開催されたことにより、前年度より24件申請が増えたとの説明に対し、全国大会が開催される場所によって報奨金の上乗せはないかとの質疑があり、開催地に関係なく一律の金額となっているとの答弁であった。

『地域おこし協力隊事業』では、隊員の就農に向けた取組についての質疑があり、田舎で働き隊という個人事業主型の雇用については、支援団体として地域づくり組織に担っていただき、隊員の活動に対し相談に乗るなど地域が積極的に隊員の生活や定住に向けて協力的に支援してもらっている。令和4年度に卒業した隊員が、地域全体で定住してもらえるよう支援していただき就農した。また、市の各種就農に関する補助金等の情報も地域づくり活動センターを通じて提供しているとの答弁であった。

『移住交流促進事業』では、令和4年度事業費が昨年度と比較し減少していることについて質疑があり、移住定住促進空き家活用住宅の改修が2件から、令和4年度1件に減っており、そのため事業費と国庫支出金が減額となっているとの答弁であった。

また、Uターン者への支援事業の取組についての質疑があり、Uターン者に特化した取組は行っていない。今後検討していきたいとの答弁であった。

政策推進課所管分の『お伊ネ賞事業』では、本事業から医師確保につなげる取組についての質疑があり、お伊ネ賞の受賞者も全国的に増えており、女性の医師の方には非常に荣誉ある賞ということで認識いただいていると伺っている。事業がすぐに実績として出てくるのは難しい面もあるが、粘り強く事業を継続し、成果を期待しながら、医師確保に向けては医療対策室等とも連携を進め事業を推進していきたいとの答弁であった。

『ホームページ事業』では、新ホームページの構築に向けて開始した検討内容についての質疑があり、現在のホームページは運用開始から5年経過しており、最近は、スマホから検索がしやすい構造に変化してきているため、そのように再構築したいと検討している。また、情報について、探しづらいという意見もあり、運用側の工夫など予算をかけずに、現在のホームページを活用できるように考えているとの答弁であった。

『オフィス改革事業』では、オフィス改革の効果についての質疑があり、機器の集約化、スリム化を図ったため、ペーパーレスの推進、コスト削減に繋がった。併せてフリーアドレスになったことで人事異動の際の職員の席の移動に大幅な労力の削減が出来たとの答弁であった。

教育総務課所管分の『スクールバス維持管理事業』では、スクールバスに設置する置き去り防止安全装置の機能についての質疑があり、運転手が確認してボタンを押す降車時確認式と、バスの中で子どもが動いた場合、自動的に検知する自動検知式の2つの機能を備えた機械を導入することとしており、今年度12月中にはすべてのバスに設置するとの答弁であった。

学校教育課所管分の『校務情報化推進事業』では、教職員へのパソコン導入の効果と今後の更新について質疑があり、校務支援システムを整備することによって、データの一元管理が可能となり、成績処理や保健管理等、業務に要する時間が大幅に短縮され、効率化に繋がっている。今後は令和7年3月更新に向けて準備を進めていくとの答弁であった。

まなび推進課所管分の『高校魅力化事業』では、市内中学生の地元高校への進学率について質疑があり、近年は45%を切っている状況が続いているとの答弁であった。

また、高校魅力化の見通しについての質疑があり、魅力化推進協議会各校委員会では、市外から受入れたときの住まいの確保や公共交通の通学の便についての意見が出されており、今後も各校委員会において出される様々な意見を検討し、西予市として何ができるのかといったところから検討していきたいとの答弁であった。

市民課所管分の『マイナンバーカード交付事業』では、障がいを持たれている方の手続きについて質疑があり、担当職員が施設等へ出向き代理申請等を行ったとの答弁があった。

また、マイナンバーカードを健康保険証として使用するメリットについての質疑があり、初診料等については、マイナンバー健康保険証を利用して受診すると、従来の健康保険証で受診するより自己負担額が安くなるとの答弁であった。

環境衛生課所管分の『環境保全推進事業』では家庭用燃料電池（エネファーム）の導入に対する補助申請がなかったが、その補助金額を、補助申請が上限に達した家庭用リチウムイオン蓄電池の導入に対する補助へまわすことはできなかったのかとの質疑があり、県の補助金が含まれているため当初計画の件数から変更できなかったとの答弁であった。

また、『犬（ねこ）愛護事業』では、猫も登録制にするような登録条例を西予市独自で制定すると、先駆的な形で猫の不適切な管理の問題が解決するのはでないかとの質疑があり、実態把握は困難な状況であり、今後も調査研究したいとの答弁であった。

福祉課所管分の『福祉避難所機能強化・整備促進事業』では、実績評価の中で、指定避難所を充実するため、新たな分野での追加指定を目指しているとあるが、どのようなところを指定避難所とするのかとの質疑があり、今年度、明浜、野村、城川の保育所に6カ月以内の乳児と保護者及び妊産婦が対象の福祉避難所を新たに指定したとの答弁であった。

子育て支援課所管分の『児童公園整備事業』では木製遊具の耐用年数についての質疑があり、一般的に耐用年数は10年が目安とされているが、メンテナンス次第では15年から20年は保つことができるのではと想定しているとの答弁であった。

長寿介護課所管分の『高齢者路線バス利用補助事業』では、市外の路線は助成対象外であるが、明浜、三瓶から市外病院へ通院が必要な場合があり、何らかの補助的なものを検討できないかとの質疑があり、高齢者の負担軽減、市内及び市立病院への利用者の増加、市内店舗の消費喚起を進めることが目的のため、市内公共路線バスの区域のみと考えているが、関係課と情報共有し、調査研究を行うとの答弁であった。

また、乗車1回の運賃の金額が260円未満の場合は補助対象とはならないが、近距離の医療機関への通院に対しても対応できないかとの質疑があり、路線を調査した上で今後検討していくとの答弁であった。

医療対策室所管分の『市立病院経営支援推進事業』では、医師、医療従事者不足について具体的にどのように動いたのかとの質疑があり、愛媛大学、岡山大学等への訪問、昨年度については市長と自治医科大学、芳賀赤十字病院へ出向いた結果、自治医科大学で勤務していた整形外科の医師1名が、市民病院に今年度から勤務しており、看護師については全国的な看護師不足のため、なかなか結果が出ていないとの答弁であった。

経済振興課所管分の『市観光PR事業』では、観光PRイベントが1年を通して安定的な観光客確保につながっているのかとの質疑があり、旧町で続いていた奥地の海のカーニバルや乙亥大相撲、かつばMATURI、れんげまつりが主なPRイベントで令和4年度はえひめ南予きずな博に合わせてがいなんよ大学等を開催した。1回だけのイベントで観光客確保ということは難しいが、西予市にはジオや特産品もあり、観光客誘客促進に向けた策を練っている状態であるとの答弁であった。

『ジオパーク推進事業』では、ジオパークの盛り上がりについて質疑があり、ジオミュージアムが開館して1年経過し、2年目を迎え入館者が減少している状態であるが、近隣のきなはい屋と連携をしながら別の視点からも取り組んでいる状態である。時間はかかるかもしれないが引き続きPRをしながら盛り上げていきたいとの答弁であった。

委員からは、市民の方がジオパークに興味を持って外に発信できるような取組を行うよう意見があった。

『四国西予ジオミュージアム管理運営事業』では、ミュージアム内の物販販売について質疑があり、ジオミュージアムの物販ブースについては一般社団法人西予市観光物産協会に委託している場所となるため、まずは観光物産協会の会員になっていただき、その施設に合う物品か検討した後に販売することになるとの答弁であった。

委員からは、観光に訪れた際の楽しみの一つでもあるお土産となる物販が充実するような検討を行うよう意見があった。

農業水産課所管分の『農村環境保全向上活動支援事業』では、令和4年度に肱川流域治水対策の取組として行った田んぼダム実証実験の課題等について質疑があり、耕作者に実施したアンケート結果では、「水がたまることで排水口付近の畔が壊れた」という意見が1件あったが、「支障がなく今後も前向きに取り組んでいきたい」「他の地区にも拡大していけばいい」という回答が多かったとの答弁であった。

また、今後の田んぼダムへの取組拡大について質疑があり、令和5年度は宇和町中川の田苗真土・加茂・大江地区に拡大し、今後、基盤整備を実施している多田・石城・伊賀上・田之筋地区など宇和町全体へ取組を拡大していきたいとの答弁であった。

『漁協関係各種補助金事業』では、平成25年度から令和4年度までの10年間、八幡浜漁協に対し経営支援を行ってきたが、経営は改善したのか。また、継続して支援を求めるような話が出ていないのかとの質疑があり、八幡浜漁協財務改善委員会及び経営改善検討委員会において、令和4年度の事業活動の報告があり、改善計画最終年度である令和4年度の経常利益は7856万2000円を計上し、当期剰余金は8269万4000円、財務改善計画に対し156.5%を達成し、繰越欠損金を解消することができた。今後の再建については、組合員で進めていくと報告があったとの答弁であった。

また、当経営支援は計画通りに終了したのかとの質疑があり、平成29年度に魚の単価が下がったことなどから運転資金の償還が予定通りできなくなったため、財務改善計画の変更を行い、5年の償還期限を10年間に延長したことで当初計画に比べ保証料が増額となっているとの答弁であった。

林業課所管分の『有害鳥獣捕獲対策事業』では、ニホンジカの旧町別の捕獲数及び農作物への被害状況について質疑があり、令和4年度の捕獲数は、明浜2頭、宇和107頭、野村101頭、城川124頭、三瓶10頭という結果である。農業水産課が国・県へ提出している調査報告によるとブドウに関する農作物被害報告が上がっているとの答弁であった。

また、有害鳥獣捕獲隊の確保に向けた取組等について質疑があり、西予市独自の取組は行っていないが、狩猟免許取得希望者は、愛媛県が取り組んでいるハンター養成塾に参加し、資格取得に向けて勉強しているとの答弁であった。

建設課所管分の『住宅リフォーム事業』では、当初計画期間である10年間が経過したため、令和4年度をもって事業が終了となった。財政面を考慮する必要はあるが、市民の要望が高い事業であり事業継続を行う考えはないのかとの質疑があり、市民からの要望が多く、今年度に入ってから定期的な問い合わせがある事業ということは認識しており、今後の事業継続については検討していきたいとの答弁であった。

『危険空家除却事業』では、危険空家に該当したが補助対象とならなかった空き家の状況について質疑があり、令和4年度に申請受付した83件のうち補助要件を満たし危険空家と認定された件数は47件であり、42件を除却した。残りの5件については、翌年度に持越しし、令和5年度の補助要件を満たした危険空家と優先順位を決めて補助金交付を行う予定であるとの答弁であった。

認定第6号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、公共下水道への統合について質疑があり、令和5年度から地方公営企業法の財務規程等を適用することに伴い、令和5年3月31日をもって打切り決算とし、2473万1000円を下水道会計へ引き継いだ。

永長・神野久・中川地区については、令和6年度から段階的に公共下水道へ統合していく計画であるとの答弁であった。

認定第9号「令和4年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」では、加入率増加に向けた補助事業について質疑があり、供用開始から3年以内に接続すると最大で4万円を受けられる接続奨励金を交付し、加入率増加につなげているとの答弁であった。

また、加入率の推移について質疑があり、平成25年が50.8%、令和2年が55.9%、令和4年度は60.0%となっており、管路整備工事が完了し供用開始エリアを拡大しながら加入率は上がっているとの答弁であった。

その他、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和4年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされた。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年10月3日

西予市決算審査特別委員会
委員長 宇都宮 久見子